

令和 7 年第 4 回定例会

(12 月 4 日招集)

山都町議会会議録

令和7年12月第4回山都町議会定例会会議録目次

○12月4日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	4
日程第6 報告第10号 専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について	6
日程第7 議案第100号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について	8
日程第8 議案第101号 山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9
日程第9 議案第102号 山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	10
日程第10 議案第103号 山都町税条例の一部改正について	15
日程第11 議案第104号 山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	17
日程第12 議案第114号 町道認定について	21
日程第13 発議第6号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について	23
散会	25

○12月9日（第2号）

出席議員	26
欠席議員	26
説明のため出席した者の職氏名	26
職務のため出席した事務局職員	26
開議	27
日程第1 一般質問	27
3番 増田公憲議員	27
6番 坂本幸誠議員	39

散会	53
----	----

○12月10日（第3号）

出席議員	54
欠席議員	54
説明のため出席した者の職氏名	54
職務のため出席した事務局職員	54
開議	55
日程第1 一般質問	55
10番 矢仁田秀典議員	55
8番 西田由未子議員	68
7番 眞原 誠議員	83
4番 後藤 誠輝議員	98
散会	106

○12月11日（第4号）

出席議員	107
欠席議員	107
説明のため出席した者の職氏名	107
職務のため出席した事務局職員	108
開議	108
日程第1 議案第105号 通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について	108
日程第2 議案第106号 青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について	117
日程第3 議案第107号 井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について	121
日程第4 議案第108号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	125
日程第5 議案第109号 令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	135
日程第6 議案第110号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について	136
日程第7 議案第111号 令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について	137
散会	140

○12月12日（第5号）

出席議員	141
欠席議員	141
説明のため出席した者の職氏名	141
職務のため出席した事務局職員	142

開議	142
日程第1	議案第112号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	142
日程第2	議案第113号 山都町と御船地区衛生施設組合との間におけるし尿等の処理に関する事務の委託について	143
日程第3	議案第115号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事）	144
日程第4	議案第116号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事）	149
日程第5	議案第117号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期））	152
日程第6	議案第118号 工事請負契約の締結について（御所トンネル補修工事）	155
日程第7	議案第114号 町道認定について	158
日程第8	委員会報告 陳情等付託報告について	159
日程第9	議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	166
閉会	166

12月4日（木曜日）

令和7年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年12月4日午前10時0分招集
2. 令和7年12月4日午前10時0分開会
3. 令和7年12月4日午前11時51分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 報告第10号 専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について
 - 日程第7 議案第100号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について
 - 日程第8 議案第101号 山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第102号 山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第103号 山都町税条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第104号 山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第114号 町道認定について
 - 日程第13 発議第6号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（12名）

1番 梶原甲亮	2番 境公夫	3番 増田公憲
4番 後藤誠輝	5番 東浩昭	6番 坂本幸誠
7番 眞原誠	8番 西田由未子	9番 中村五彦
10番 矢仁田秀典	11番 藤川多美	12番 飯開政俊

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 坂本靖也 副町長 坂本浩

教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	工 藤 博 人
清 和 支 所 長	西 田 法 生	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	嶋 田 浩 幸	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	玉 目 知 穂	健 康 ほ け ん 課 長	長 崎 早 智
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	菊 地 勝 也	商 工 観 光 課 長	山 下 公 司
学 校 教 育 課 長	鈴 木 保 幸	生 涯 学 習 課 長	平 岡 哲 也
そ よ う 病 院 事 務 長	枝 尾 博 文	監 査 委 員	橋 本 由 紀 夫

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋尚孝 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（飯開政俊君） おはようございます。ただいまから令和7年第4回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯開政俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に、3番、増田公憲君、4番、後藤誠輝君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（飯開政俊君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（飯開政俊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

その他はお手元に配付しています。
以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（飯開政俊君） 日程第4、行政報告の申出がっております。

これを許します。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。それでは、本年3月の第1回定例会で改定の進捗状況を報告させていただきました熊本連携中枢都市圏地球温暖化実行計画の素案ができましたので、報告させていただきます。

資料を御覧ください。

全体計画から本町に関わりのある部分は、本ページから5ページほどありますので、御確認ください。

最後の6ページを御覧ください。

概要をまとめてありますので、こちらで説明させていただきます。

前回の報告から修正した箇所もあり、また、初めてお聞きになる方もおられますので、再度報告します。

初めに、本町の地球温暖化対策の取組は、2050年カーボンニュートラルに向けて、役場の事務事業から排出される温室効果ガスを削減する取組と、熊本連携中枢都市圏合同で圏域全体から排出される温室効果ガスを削減するための取組を行っております。

実施に当たっては、令和3年に策定した地球温暖化対策実行計画に基づき取り組んでおりますが、計画期間が本年度までであるため、今回改定を行うものです。

改正された地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた事項の追加、及び温室効果ガス排出削減目標を踏まえ、令和12年度目標の見直し、令和17年度の目標設定を行うものです。改定後の計画期間は、令和8年度から令和12年度までです。

今回、章立てで、第1章、地球温暖化に関する国内外の動向、第2章、現計画において、都市圏全体の振り返りを追加記載されていますが、今回の説明は割愛しております。続いて、第3章、都市圏全体の現状です。排出量は減少傾向にあり、令和3年度の排出量は、基準年度、平成25年度に比べて34.5%減っております。特に家庭部門59.5%や、その他業務42.7%の削減が大きく、これは再エネの普及や原発の再稼働に伴う電力のCO₂排出係数が低下したことや、事務所、家庭での省エネの進展が原因と考えられております。

今後の課題としては、削減率の低い運輸部門の取組強化と、事業者や家庭に対するさらなる啓発促進が必要と考えます。

第4章は、削減目標の修正です。2050年度、令和32年度、実質ゼロの目標に対して、中間目標は、当初2030年度目標が国46%、熊本県50%、都市圏40%でしたが、先般、地球温暖化対策計画改定により、国は世界全体での1.5度以内目標を整合させるため、2050年、ネットゼロの実現に

向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年、これは令和17年度です。2040年、同じく令和22年度において、温室効果ガスを2013年度の基準年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す目標を掲げました。都市圏においてもこの状況を鑑み、目標をそれぞれ64%、76%に設定することとしております。これは、参加市町村がそれぞれ年度削減目標を設定し、それを積み上げて設定しております。

第5章で、目標達成へ向けた取組で五つの基本方針を掲げており、計画改定に合わせ、基本方針及び施策体系の再整理を行うこととしております。

主な施策例としては、現行施策に加えて、化石燃料から電気、より低炭素な燃料への転換の推進や、蓄電池や電力需給調整の推進、近距離通勤時の徒歩や自転車移動の推進、リサイクルの推進を追加しております。

ただし、各市町村で状況が異なるため、都市圏としての全体目標を設定しない項目もあります。

第6章では、適正に環境に配慮し、地域と共生する再エネ事業導入拡大を図るため、太陽光発電設備の促進区域を定めるものです。

促進区域は、地域脱炭素化促進事業の対象区域を示すものであり、太陽光発電や風力発電等の再エネ事業を促進するため、業者側が行う必要な許可申請手続を市町村がワンストップで受付を行うことで、参入が容易になるというものです。図は、現在予定されている代表的な区域です。

本町としては、地域環境に配慮して設定は慎重に行うべきとの立場で、検討した結果、今回は設定を見送っております。

今後、パブリックコメントを実施し、令和8年2月の熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会を経て、今年度中に策定予定です。

以上、報告を終わります。

○議長（飯開政俊君） 続きまして、商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） おはようございます。緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定につきまして、行政報告を行わせていただきます。

当該施設につきましては、本年度末をもちまして、緑仙峡開発振興会によります5年間の指定管理者の指定期間が満了となるため、一般公募型による募集を行ったものでございます。

選定に当たりましては、山都町指定管理候補者選定等に係る委員会でのプレゼンテーション及びヒアリングの審査を経て、次期の指定管理者、5年間として、JPT・Tours・Japan株式会社、代表取締役、米元一泰氏、住所、高知県高岡郡中土佐町が選定され、町の指定管理候補者としまして、議会へ提案を予定していたというところでございます。

そのような中、昨日、12月3日に辞退届が提出されたため、指定管理者の指定のための議案の提出を取りやめざるを得ない状況となったというところでございます。

議会運営委員会及び政策協議にて、指定管理の更新施設として御説明をしまりましたので、取りやめに至った経緯に関しまして、以上、御報告いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（飯開政俊君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） おはようございます。令和7年第4回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

本年も早いもので師走を迎えました。皆様もお感じになられていることと思いますが、美しい紅葉を楽しむことができた本町の秋も、瞬く間に過ぎ去り、いよいよ冬の厳しい寒さが訪れる季節となりました。町内においてインフルエンザの感染も確認されておりますので、皆様におかれましては、十分御自愛ください。

初めに、先般執行されました町議会議員一般選挙におきまして、町民の皆様から多大なる期待と御支援の下、見事当選されました議員の皆様へ、心よりお祝いを申し上げます。

議会と執行部が十分に議論を重ねながら、誰もが住みたくなるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、新たに飯開議長及び藤川副議長が就任され、各常任委員会の構成も決定されました。引き続き、それぞれの見識の下、手腕を存分に発揮いただき、町政の発展に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、9月末に、総務省から、ふるさと納税指定団体取消しを受け、2年間はふるさと納税制度による寄附を受けることができなくなりましたことにつきまして、改めて、町民の皆様、これまで寄附を通じて本町を応援して下さった全国の皆様、そして返礼品を提供いただいております事業者様をはじめ、多くの方々に御迷惑をおかけしたことを心から深くおわび申し上げます。

取消しの概要等につきましては、広報やまと等でお知らせしましたが、現在、取り急ぎ返礼品取扱事業者の在庫整理等を進めていただくため、町独自の取組をはじめ、各種イベント等の機会を積極的に探すなどして、商品の販売機会の創出を図っており、引き続き、返礼品取扱事業者への支援策の強化に取り組んでまいります。なお、単に商品を販売するだけでなく、併せて山都町の魅力を知っていただくための周知も行なってまいります。

また、今般の状況等を第三者の目で客観的に検証いただくため、第三者調査委員会を設置いたしました。委員会の運営は委員の協議により進められ、相応の期間を要することになるかと思っておりますが、町ホームページ等を通じ、随時、経過等をお知らせしてまいります。さらに、検証結果をいただいた後は、町民の皆様をはじめ、関係者にお知らせするとともに、国にも報告することとしています。また、検証結果を踏まえ、同様の事態が生じないように、本町における行政体制の変革に臨む所存です。

次に、昨年まで、本庁舎の議場において、中学生を対象に開催していました子ども議会について、本年度は取組を新たに、町長とのまちづくり座談会として、より柔軟で身近な形で中学生との直接的な交流を図るべく、各中学校にお邪魔して意見交換を行いました。

座談会は生徒の司会進行により進めていただき、中学3年生までに学んできた地域学習、山都

学の集大成として、20年後、35歳になった自分たちが将来暮らしたい山都町の理想の姿について、それぞれの視点から意見発表を行っていただきました。また、山都町の現状と課題の分析を基に、様々な具体的な取組も提案いただきました。

中学3年生の山都町に対する熱い思いや意見を共有できたことを大変うれしく思ったところであり、真摯に受け止め、今後のまちづくりに生かしてまいります。

次に、令和7年8月豪雨の被害状況等について、現時点の状況をお知らせいたします。

農地等の災害件数は1,110件、被害額80億円、公共土木施設の災害件数は239件、被害額33億円と、それぞれ査定前の見込みとして算定しています。

現在、これらの被害について災害査定が進められています。被害の全容が具体的に明らかになるにつれ、復旧・復興に向けた取組をさらに加速させる必要性を痛感しています。

特に、農地施設や公共土木施設等の早期復旧は、町民の生活基盤を守り、地域の活力を取り戻す上で喫緊の課題です。関係機関と連携して、復旧・復興を進めてまいります。

このほか、主な出来事等を広報やまことに紹介していますので、ぜひ御覧ください。

次に、今定例会に提案しております議案につきまして、概要を説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、専決処分事項1件、条例5件、補正予算4件、その他6件の計16件です。

専決処分事項1件は、地方自治法の規定に基づき専決処分を行ったので報告するものです。

条例5件は、それぞれ必要な条例の一部を改正するものです。

補正予算4件は、令和7年度の一般会計及び特別会計並びに事業会計に関するものです。

その他6件のうち3件は、指定管理施設の指定管理者を指定するもの、1件は、町が加入する一部事務組合の規約の一部変更に関するもの、1件は、し尿及び浄化槽汚泥の処理を御船地区、衛生施設組合に委託することに係る規約を締結するもの、1件は、町道の認定に関するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 報告第10号 専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について

○議長（飯開政俊君） 日程第6、報告第10号「専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について」報告を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、説明いたします。

報告第10号、専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、山都町長。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分事項として、議員発議により、法律上、町の義務に属する損害賠償で、その額が1件100万円以下のものの額を定めること。並びに、これに伴う和解及び調停に関することをしていただいています。

前回の議会閉会后、これまでの間に損害賠償の額が確定し、和解に至った事案が1件生じたので、報告するものです。

次のページを御覧ください。

専決第7号、専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる日時及び場所で発生した、相手側に損害を与えた事故に関し、相手方と山都町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、専決処分する。

令和7年11月13日、山都町長。

- 1、事故発生日時。令和7年7月27日、13時頃。
- 2、事故発生場所。大川地内（町道大川大矢線）。

次のページを御覧ください。

位置を示したものです。清和保健センターから仏原方面に100メートル程度進み、元仁田尾方面に向かう上り坂の途中になります。

前のページにお戻りください。

- 3、和解の相手方。法人。
- 4、事故の概要。上記日時場所において、トラックで走行中、横断側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両下部の燃料タンクに当たり、オイルタンクが破損。破損に気づかず、JAかみましき清和野菜選果場まで走行。走行中、約200リットルのオイル漏れ。到着後、破損に気づき、レッカー車にて車両搬送。運転手にけがはございません。

- 5、損害賠償の額。46万6,928円。責任割合は町10割です。
- 6、和解事項。本事故に関し、今後いかなる事情が発生しても、双方異議の申立をしない。
- 7、和解日。令和7年11月13日。

4ページ目、地図の次ですね。及び最後のページを御覧ください。

即日、看板を設置しまして、写真のように、コーンを置き、通行に注意を促し、後日、改修を行っております。

原因は、グレーチング付き側溝の劣化により、台座から腐食しており、車両通行時にグレーチングが浮き上がったものと思われます。現在は排水に影響しないことから、グレーチングを撤去し、コンクリートで埋めております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 報告第10号の報告が終わりました。

よって、報告第10号「専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について」は、報告済みとします。

日程第7 議案第100号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について

○議長（飯開政俊君） 日程第7、議案第100号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、菊地勝也君。

○山の都創造課長（菊地勝也君） おはようございます。それでは、議案第100号の説明をさせていただきます。

議案第100号、山都町短期滞在施設条例の一部改正について。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月4日提出、山都町長。

提案理由です。短期滞在施設蘇陽地区1号棟の供用を廃止するため、山都町短期滞在施設条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

改正案の説明の前に、短期滞在施設について説明いたします。

山都町短期滞在施設は平成25年度から蘇陽地区より供用を開始し、山都町外から本町への移住を検討する方に対して、移住希望者等が本町の暮らし心地や土地の魅力を感じさせるため、1年以内の短期間滞在される施設として、当課で施設等の管理を行っており、現在、蘇陽地区2棟3戸、清和地区2棟2戸、矢部地区3棟8戸、合計7棟13戸の利用を行っております。

それでは、改正案の説明をいたします。

次のページを御覧ください。

今回、条文等の改正はございません。別表蘇陽地区表中1号棟の1行を削除いたします。理由を説明いたします。この建物はもともと旧蘇陽病院の医師住宅を短期滞在施設として、平成25年度より供用していたものですが、老朽化等により傾きが著しく、安全面を考慮し、今年度6月より募集を行わず利用を停止しております。建物自体も今後は利用が難しいと判断しまして、解体を行いたいと考えております。

次のページを御覧ください。

新旧対照表となります。こちらのほうが分かりやすいかと思います。左側が現行の別表となります。右側が改正後案の別表となり、蘇陽地区1号棟の1行を削除いたします。

次のページの資料1を御覧ください。

現在の蘇陽短期滞在施設の位置図となりますが、赤枠が1号棟の位置となります。また、緑枠の3号棟については、今年度解体を行っております。青枠が5号棟及び6号棟で、現在も利用中でございます。

次のページの資料2を御覧ください。

現在解体中の旧蘇陽病院の解体資材等も一緒に移っていますが、蘇陽1号棟の現況写真を添付しております。

次のページ、資料3を御覧ください。

写真では分かりにくいですが、6畳間と8畳間の居室フローリングと襖敷居で段差が生じてい

る現況写真となります。今回この写真の施設を別表から削除いたします。

2ページの改正案へお戻りください。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第100号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第100号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第101号 山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（飯開政俊君） 日程第8、議案第101号「山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） 議案101号について御説明いたします。

議案第101号、山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月4日提出、山都町長。

提案理由。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、条例中の関係規定を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本町には、ゼロから2歳児を対象とした小規模の家庭的保育施設は現在ありませんが、児童福祉法の改正により、関連する町の条例を改正するものです。

内容は、施設を利用する場合の乳幼児の健康診断について、利用前に医療機関の健康診断を受けている場合は利用開始時の健康診断を行わないことができますが、母子保健法による町の乳幼児健診等の結果も対象とすることができるように緩和されております。

3ページ目が新旧対照表になりますので、御確認ください。

2ページに戻っていただいて、2ページ目が改正文になります。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第101号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第101号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号「山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第102号 山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（飯開政俊君） 日程第9、議案第102号「山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） それでは、議案第102号について御説明をいたします。

議案第102号、山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月4日提出、山都町長。

提案理由です。山都町運動公園内に整備している中央グラウンドの令和8年度供用開始に伴い、管理に関する条項及び利用料を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

それでは、今回の改正の内容について、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表をお願いします。左が現行、右が改正後案です。

第5条の施設の利用時間について、中央グラウンドは現行の午前5時の部分を午前7時に改めます。これまでの施設の実際の利用時間に鑑み、改正するものです。

第7条の利用の許可の部分では、利用の許可に伴う申請について、現行の規定にはこの事項が入っておりませんでしたので、今回の改正に合わせ、事項を追加するものです。併せて、第2項を第3項、第3項を第4項と改めます。

第11条です。使用料は原則として前納ですが、特別な事情があるときの措置の追加です。

第12条です。条文にサッカー場及び芝生広場を追加し、別表第1に現行の別表第2を加え、別表第3を別表第2と改めます。

第14条は今回の一部改正に伴い、指定管理者に行わせることができる事項を改めたものです。改正条例文に戻ります。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに交付する。最後のページをお願いします。

附則。この条例は令和8年4月1日から施行する。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（飯開政俊君） 議案第102号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 駐車場は、一般が400円、高校生以下200円徴収することとなっておりますが、ただ単なる応援とか、そういうことで来られる方、一人一人から取られるのか。それとも、駐車場1面を借りるときに、この利用料を取るのか。駐車場の料金の説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） 御説明いたします。駐車場料金については、1面を借りるときの駐車料金ということでお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） ほかにありませんか。

7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 2ページの新旧対照表のところ、表がありまして、別表第1のところ、これ見ながらなんですけれども、中央グラウンド1面につきということで、以前というか、改定前は5時から12時、12時から6時、6時から午後10時ということで、細かく分けて料金設定がされています。それが、今回はそういった時間に分けた利用料の設定がない状態になっています。

従前、時間を分けて、それぞれの時間に対して違う金額を設定してあった理由と、今回、統一されることによって想定される、何というんですかね。不具合というか、そういうものが起きないのかということちょっと危惧しているところで、説明いただければなと思います。お願いします。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） 御説明いたします。以前の時間帯で分けていた利用料金の設定が非常に管理する側からも事務の煩雑さもあり、また、利用者が利用するとき非常に分かりづらいということで、ここは統一をさせていただいております。よろしくをお願いします。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 恐らくそういうことだろうなと推測はしていたんですけれども、時間ごとに料金、明確に違うじゃないですか。これ何か理由があるんじゃないかなと思ったりしたわけなんです。例えばですよ。想像するに、12時から18時まで、野球450円と書いてありますけど、それが夕方6時から22時は130円というふうになっていますが、これ例えば、部活学生とか、そういう人たちが利用するであろう時間帯は料金を抑えてあるとか、何かそういうことが容易に想像できるなと思って、これ見てたんですよ。

恐らくその管理は煩雑だろうなというのは見れば分かるんですが、要するに、そういう何というんでしょう。より経済的に何か弱者と言いたい方あれですけども、子どもさんたちの利用に対しては料金を抑えようという意図があるのであれば、これ一括にしちゃって大丈夫ですかという、そういう趣旨の質問だったんですけど、そこはどうでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。7番議員がおっしゃる内容なんですが、料金を抑えたというのは、一つは利用を促すという目的もあります。従前、5時から12時とか、12時から18時とかに分けてあったものをより利用しやすくするために、料金を抑え、そして、分かりやすいような、利用ができるような、促しにつながるような料金設定とさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 5時から10時までを7時からに変わるとありますが、5時からしてあった理由をちょっと聞きたいですね。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。これは以前、早起き野球、早起きソフトボール大会の開始時間を想定した時刻だったかと思います。ここ数年は大会の開催がありませんで、今後も開催されるような見込みもないということから、ほかの施設に合わせた利用時間とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（飯開政俊君） ほかにありませんか。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 今の説明でいくとですよ。今後はないだろうって。あったときはどうするとやっていう話になってしまうんです。この時間設定で、例えば、今までどおり5時からであれば、そこに誰かが出向く必要があるとか、そういうことがあって、時間を7時からにするとか、だったらまだ分かるんですけども、今後ないだろうとかいう話で進めるってなると、あったときはどうするんだという話になりますので、そこに出席かんでいいのであればですよ。朝から朝練する人たちがいるかもしれない。時間をこのままのほうがいいのかもしいってなるんです。その辺はどう考えるのか、お聞きします。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。ちょっと説明がまずかったかと思います。おっしゃるように、今後絶対ないということではなくて、一つは管理の問題というのが大前提にございましたので、ほかの施設に合わせた利用時間の設定ということで、理解をお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） だけん、使用する利用者と話の上で、時間の何かな。調整ができるんですかね。もう7時からって決まるとるから使わせないよというような感じになるんですかね。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えします。きちっと7時からなので、7時からということではなくて、料金設定として7時からなんですけど、当然準備等の時間があるかと思いたすので、その辺については融通をきかした、管理のほうと相談しながらの運営になるかと思いたす。よろしくお願いたす。

○議長（飯開政俊君） ほかにありませんか。

4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） これは町内、町外はあるんですか。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えします。料金のお話ですかね。町外、町内の設定はしておりません。

○議長（飯開政俊君） 11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 先ほどの駐車場の件なんですけど、もともとはこの施設の使用料なんですけども、駐車場を1面借りる人は、先に申し込んだらば、この中央グラウンドの野球場、サッカー場は使えないということになりますので、本来なら、その施設を使うための駐車場ではないかなと思いたすけど、この駐車場を借りる頻度が高いという見込みで設定をされたと思いたすけど、駐車場を借りるという想定はどのような想定をされておりますか。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） 駐車場の利用頻度というお答えでよろしいですかね。どのような目的で駐車場を利用するかということですよ。一つ考えられるのは、イベントですとか、もちろん大会のときに使うということでは想定をしております。

○議長（飯開政俊君） 11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 今、課長の最後の大会等についておっしゃいましたが、大会があるなら、大会に出場する選手、並びにこの応援団というか、観客が駐車場として利用しますけども、今、課長がおっしゃった大会に使うってなれば、来た観客からも金取るみたいな感じになりますけど、大会があれば、当然、駐車場は無料開放ということじゃないかと思いたしたので、わざわざ駐車場から金を取るとした目的ですね。それを伺ったところでした。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） すいません、少し私勘違いしておりました、御質問をです。中央グラウンドを駐車場として使用するときの料金のことなんです。ですから、大会で引率とかにいらした分の駐車場代を取るということではございません。よろしくお願いたす。

○議長（飯開政俊君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑が終わりましたので、これから。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 中央グラウンドを駐車場として使用したいということを想定したときに、大会がたくさんあって、既存の駐車場には入り切れないだろうということを想定したとき

に、中央グラウンドが野球だったり何とかで使用されてないならば貸しますよということになりますよね。そうしたときに、この高校生以下というのが、例えば、何て言いますか。パスレルでバスケットの大会をします。そのときに足りないから借りますって言った場合、1人200円、一般から400円を取るという。人数によって取るということではない。1面ですか、お尋ねです。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。先ほどもお答えした件と一緒にと思うんですが、1面を想定したときの、駐車場として借りると想定したときの料金の設定です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 1面、例えば1日1日じゃないですね。1時間かかりましたと。すいません。1時間借りましたで、高校生以下が200円、一般が400円って設定してある意味がちょっと理解できないんですね。どういう徴収の仕方をされるんですか。1面1時間借りたら、高校生が借りたら200円払うということですか。一般が借りたら、1時間400円払うという理解になると、何かちょっとよく分からないんですけど。

○議長（飯開政俊君） 回答の調整がしばらく要るかと思しますので、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） すいません、ちょっとこれまでの質問の中で、私の説明が非常に分かりづらいというところがあったかと思しますので、ちょっと改めまして、大前提といたしますか。申し上げます。

この料金表に表示してありますその他（駐車場）というのは、あくまでも中央グラウンドを駐車場として使うときの料金設定です。その他というのは、また、ここに書いてある野球、サッカーを除くほかのスポーツで使うときを想定して、その他というふうに入れていきますので、まず、この表の意味は、そういう意味です。

例えば、パスレルとかで、体育館で大会を行って、あらかじめ駐車場が不足すると予想できるときには、中央グラウンドを駐車場として予約入れていただいて使用していただく。その際に、大人の大会であれば、一般料金、高校生以下の大会であれば、高校生以下の料金で徴収をしますというような意味で書いておりますということで、よろしく願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 3回目かと思しますので。でしたら、例えばその大会が一つでないときもありますよね。この間、パスレルでバスケと自治振興区の集まりと、それから、もう一つ何だったか。サッカーだったかな。あったんですよね。そういう場合、じゃあ、どういうそ

の3団体がやっぱり不安だから、借りたいといった場合には、どんなふうに対応されるのかなというのが一つと、雨が降ったときにそれを開放すると、グラウンドがすごく傷むと思うんですけども、雨が降った場合でも開放されるのかという2点お願いします。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。いろんな大会が競合するというときの対応ということのお話なんですけど、あくまでも予約は先着順という形で受付をしておりますので、そのときには臨時応変に対応していただくということになってしまうかと思えます。

どれぐらい車が来るとか、どれぐらいの人とか、観客がいらっしゃるか、始まってみないと分からないところがありますので、あくまでも予約は先着順で行っております。

それから、グラウンドが悪天候のときの貸出しのお話なんですけど、こちらで今考えておりますのは、雨のときに、もうぬかるんでいるときですとか、雨の後、ぬかるんで非常にグラウンド状態が悪いときには、状況に応じて、駐車場としての貸出しはやらないということにしております。

また、駐車場として使うときには、野球のマウンド部分、黒い土を入れている部分についても、駐車場としては原則使用していただかないということにしております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから、議案第102号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号「山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第103号 山都町税条例の一部改正について

○議長（飯開政俊君） 日程第10、議案第103号「山都町税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、玉目知穂君。

○税務住民課長（玉目知穂君） 議案第103号について御説明申し上げます。

議案第103号、山都町税条例の一部を改正する条例について。

山都町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月4日提出、山都町長。

提案理由。軽自動車税の身体障害者等に対する種別割の減免について、現在の社会情勢を踏ま

えて、身体障害者等の社会参加や移動手段の確保を後押しし、対象となる車両の拡充を図るため、山都町税条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本案は、山都町税条例第90条の軽自動車税の身体障害者等に対する種別割の減免について、その対象車両を拡充するための条例改正の御提案でございます。

4 ページ目の新旧対照表を御覧ください。

左側の現行条例、2行目になりますが、第90条、町長は、次に掲げる軽自動車等のうち、必要と認める者に対しては、種別割を減額し、または減免するとしております。

この次に掲げる軽自動車等について、第1号、第2号に明記してあるところです。

第1号で、減免の対象となる車両は、原則身体障害者等御本人名義の車両で、御本人が18歳未満の場合、または精神障害者の場合のみ、生計を一にする方の名義でも対象としております。

今回の改正では、この第1号を整理した上で、御本人が身体障害者であって、高齢などの理由で免許を持っておらず、車両を本人名義にすることができない場合に、本人と生計を一にする方の名義の車両を対象とすることを第2号に、また、身体障害者等のみで構成される世帯で、その身体障害者等を常時介護する方の名義の車両を対象とすることを第3号に加えております。また、その車両の運転者につきましても、併せて規定しております。

第2号、第3号と加えましたので、現行の第2号を第4号と改正しております。この対象車両の所有者と運転者の内容を表にしたものが、最後のページの資料になります。

最後のページをお開きください。

上段が現行、下段が改正後のものになります。

この表の右側の目的の部分につきましては、当該軽自動車等の使用の目的となります。こちらは条例や規則の中で規定しているものではなく、前のページの1枚目の表の右側、こちらも御覧ください。根拠規定になりますが、こちらにありますとおり、不文律での運用を現在行っております。

新旧対照表に戻っていただきまして、この不文律で運用しているものが、第90条の条文1行目にあります、必要と認めるものになります。

今回、条例改正を御提案するに当たりまして、不文律での運用について、この機に見直しを図るため、必要と認めるものについては、規則で定めるところによりという文言を加えて、規則において明文化することとしております。

この規則で定める内容も拡充する予定で、資料1枚目の赤で囲んだ部分、資料2枚目の赤い文字で示した部分になります。

規則の制定につきましては、本議案を議決いただき次第行うため、現在準備を進めているところです。

また、減免の対象となる軽自動車等は、第1号から第3号までは1台に限りますので、その条文も加えております。

次に、3 ページ目をお願いいたします。

附則。この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

参考までに、本年度の軽自動車税種別割の課税実績につきまして申し上げます。台数は1万1,816台、税額7,349万9,000円を課税しております。そのうち、身体障害者等の減免申請による免除は129台、税額121万5,500円を免除としております。

なお、今回の改正により、どのぐらいの対象者が増加するかは想定できませんが、毎年非該当の方から、対象にならないかという御相談を数件受けております。若干増加するかと思っております。

また、周知につきましては、来年度の軽自動車税納税通知の際に対象者に御案内することと併せまして、町ホームページ、広報やまとなどで内容の掲載を行う予定です。

説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第103号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第103号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号「山都町税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第104号 山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

○議長（飯開政俊君） 日程第11、議案第104号「山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、玉目知穂君。

○税務住民課長（玉目知穂君） 議案第104号について御説明申し上げます。

議案第104号、山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について。

山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月4日提出、山都町長。

提案理由。本町は、地方公共団体システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する地方

公共団体情報システムを令和7年度中に導入し、令和8年4月1日から同システムによる本町基幹業務の処理を目指すこととして、令和6年第4回定例会において関係条例の整備について提案し、議決をいただいたところです。

一方、地方公共団体情報システム機構法第9条の2の規定により、同システムの導入期限については、令和8年3月31日限りとされていましたが、本町を含め、全国的に同期限までの導入時期が極めて困難な状況となったため、このたび同法が改正され、導入期限が令和13年3月31日までに延伸されました。

このような状況を背景に、関係する条例について改正を行う必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

法律で定められましたとおり、現在、地方公共団体の20の業務についてシステムの標準化が進められております。本町の標準化移行は、当初、本年12月8日に予定されておりましたが、全国的な新システム開発事業者のリソースの逼迫等により、令和8年10月26日に延伸することとなりました。

本案は、その標準化に伴います町税等の徴収について、二つの条例の改正案でございます。この二つの条例とは、一つ目が7ページ目の資料2、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例で、昨年の12月定例会において議決いただいたものです。条例名が長いので、以後、整備条例とさせていただきます。

もう一つが、9ページ目の資料3の条例になります。

また、11ページの目の資料4につきましては、整備条例制定の際の資料となります。

それでは、6ページ目の資料1を御覧ください。

こちらの資料ですが、整備条例と、今回の条例改正の要点をまとめております。向かって左側、薄い青色の部分に整備条例、右側、薄い黄色の部分に、今回の改正案について示しております。

まず、左側の整備条例についてですが、制定の理由としまして、新システム移行による町税等の徴収方法を集合税方式から単税方式に変更するため行ったものです。

現在、本町の町県民税、固定資産税、国民健康保険税の三つの税の徴収方法につきましては、資料3の特例条例により、全部を合わせて10期の納期で割った額を納付していただく集合税方式を採用しております。

しかし、今回の新システム移行に伴い、集合税方式は国が示す標準仕様に含まれないため、本町も、全国共通である税目ごとに納税通知書、納付書を発行する単税方式とすることとし、この資料3の条例を廃止することになっております。これが資料1、左側の①の部分です。このことに関しましては、11ページからの資料4にまとめております。

資料4の最後のページにつきましては、今回新たに付け加えたものになります。

資料4の最後のページをお開きください。

単税方式変更の予定としております。

こちらの赤で示した分が、今回の変更点となります。

次に、資料1に戻っていただきまして、左側の②になりますが、単税方式とするために、税条

例の固定資産税の納期を変更しました。また、システム標準化に係るものではありませんが、軽自動車税の納期も変更しております。軽自動車税の納期の変更につきましては、本年度に施行しております。

次に、③につきましては、国民健康保険税条例において、国民健康保険税の端数の処理と全期前納について明文化したものです。

④につきましては、システム移行後の4月1日に施行ということで、令和8年4月1日を施行日にしております。

以上が、昨年議決をいただき制定しました整備条例に関する要点となります。

次に、資料1、右側の今回御提案しました改正内容の御説明を申し上げます。

右側の①についてですが、条例改正案の第1条の部分になり、資料3の山都町税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正です。

この改正は、新システム稼働後に税額が変更となる異動があった場合、例えば、修正申告により、町県民税と国民健康保険税の年税額が変わったときに出す納税通知書と納付書につきまして、新システムでは、集合税方式の納税通知書、納付書の発行は不可能ですので、税目ごとの単税方式での発行となります。

また、督促状に係る督促手数料につきましても、現行のシステムでは、集合税1期分に1枚発行で100円としているものが、新システムでは、単税方式での発行で3税とも未納があれば、それぞれ100円がつくこととなりますので、その改正を行っております。

4ページの第1条、新旧対照表を御覧ください。

この改正案の第1条は、新システム稼働後から当該年度末までの暫定措置となり、新システム稼働前に発行した集合税方式の納税通知書、納付書、督促状は、稼働日以後も有効であり、納期も変わらないため、条例制定当初の附則の改正としております。

制定当初の附則を第1項とし、第2項に、先ほど申し上げました納税通知書と納付書の発行について、第3項に督促手数料について規定しております。

資料1に戻っていただきまして、右側②の施行日の改正になります。

こちらは条例改正案の第2条の部分になります。

5ページ目の第2条の新旧対照表を御覧ください。

初めに申し上げましたとおり、新システム移行が、令和7年12月8日の予定から令和8年10月26日に延伸となりましたので、整備条例の施行日を改正する必要が生じました。整備条例の附則第1条の施行日を関係法律の規定と合わせた令和13年3月31日までの間において、規則に定める日と改正し、再度新システム移行が延伸しても、条例改正の必要がない規定にしております。予定どおりに令和8年10月26日にシステムが移行となりましたら、施行日は令和9年4月1日となります。施行日を定める規則につきましては、新システム移行後、早急に制定をする予定でございます。

また、附則の第3条から第5条は経過措置に係るものですが、この改正は施行日の改正と同様に、新システム移行の期日に関係なく運用できる言葉としております。なお、昨年整備条例の議

決を受け、町ホームページや広報やまと、チラシなどで、令和8年4月1日から単税方式となる旨の周知を行っております。今回議決いただきましたら、変更点も併せまして、再度周知を行う予定です。

納税者の皆様におかれましては、慣れた集合税方式から単税方式となりますので、変更当初は御不便や戸惑いが多少なりともあるかと存じます。それらを少しでも軽減できるよう、事前の周知につきましては、分かりやすく御理解いただけるよう努めたいと思っております。

最後に附則になります。この条例は公布の日から施行するとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第104号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、梶原甲亮君。

○1番（梶原甲亮君） 今回の集合税方式から単税方式に変更されるに伴って、それぞれ納期が違う、納付書がこれまで集合税のときは一緒、納期が同じものが、納付書が届いたのが、今回納期が違う。税目ごとに納期が違う納付書が今回届くということになると、事務方、担当課の事務的な負担というか、コストがちょっと増えるんじゃないかなというふうにも何か想像できます。何というか、納期がそれぞれ納期限が税目ごとに変わってくると、これまでは何月までに、月末までに納期が決まってくる。納期限までに払えばよかったということが、税目ごとにそれぞれ納期が変わってくるとなると、恐らく督促であったりとか、それから滞納整理とか、その辺りの管理するコストというのがちょっと増えるんじゃないかなと。

一方で、納税者の方の立場に取ってみれば、納期が違う納付書がそれぞれ送られてくるものですから、恐らくうっかり納付忘れというのも出てくるんじゃないかと。そうなってくると、また、それに伴って、督促であったりとか、場合によっては滞納整理のことも必要になってくるかと思えますし、納期内の納付の納付率というのも多少なりとも下がってくるんじゃないかと思っています。

その辺りの今後の担当課での事務コストの増減について、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（飯開政俊君） 税務住民課長、玉目知穂君。

○税務住民課長（玉目知穂君） 1番議員の御質問にお答えします。

資料4のほうに載せておりますが、単税方式の変更についてですね。資料4の2枚目、納期の比較になりますけれども、変更後の単税方式の納期と、あと、黄色で示した部分が納付書を発行する枚数、発行する枚数といいますか。納期になります。

今までは、集合税方式で1回の納税通知と納付書の発行、一対にまとめて行っておりましたが、単税方式になりましたら、町県民税、固定資産税、国民健康保険税、全部課税されている方には、この三つの通知が別々に届くことになります。

なので、納期もばらばらになりますので、納付書で納税されている納税者の方は忘れていたとか、納め忘れがあったりとかする場合は割と出てくるかとは思っています。

そうならないように、周知もしっかり行っていきたいとは思っておりますが、そういった御不便も納税者の皆様におかけすることになりますし、また、おっしゃいました督促状につきましてもそれぞれに出してまいりますので、それぞれ100円ずつ付くということで、これも事務のほうも同じように手間がかかりますし、郵便代などの諸経費も増えます。

そういったところを考えると、やはり納税者の皆様には、口座引き落としでの納付がお忘れもなく、確実に納めていただける手段として有効であるかと思っておりますので、そのことに関しましても、来年度の予算要求に盛り込んだところで、工夫をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第104号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号「山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第114号 町道認定について

○議長（飯開政俊君） 日程第12、議案第114号「町道認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） 議案第114号について説明します。

議案第114号、町道認定について。

本町は、別紙の路線を町道として認定する。

令和7年12月4日提出、山都町長。

提案理由です。町道の路線を認定するには、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

認定路線の一覧です。整理番号1、椎原線。起点、山都町野尻字塔ノ尾。終点、野尻字尻原。延長、211.0メートルです。山都消防署移設に係る道路改良に伴う新規認定です。

次の表紙と目次の次のページを御覧ください。

新規認定の椎原線の位置を示したものです。旧御岳中学校と山都消防署建設予定地に、国道218号から接続する道路です。

2ページ目を御覧ください。

椎原線の航空写真になります。右側に国道218号、左側に終点となる山都消防署建設予定地です。また、支線として、町道椎原1号線に接続し、写真の上側、赤い屋根、JAの出荷場に直接大型車が乗り入れることが可能となります。この支線を含め、赤線部を椎原線として認定するものです。

3ページを御覧ください。

ゼンリン地図に路線を示したものです。

次のページ、4ページを御覧ください。

今回の道路改良の平面図です。右側、起点側の国道218号において、すり付け区間で、歩道の移設及び国道部の舗装の打ちかえを行います。町道本線としては、幅員片側2.75メートルの2車線、合わせて5.5メートルの道路です。延長としては、171メートルになります。支線としまして、全幅5メートル1車線の道路で、延長は40メートルです。社会資本整備総合交付金事業の国庫補助事業を活用して、整備する予定です。改修時期については、国、県への予算要求となりますので、町としては、できるだけ早く供用開始ができるよう、予算要求を行っていく予定です。

次のページ、5ページをお願いします。

上段が起点側、国道218号から撮影した写真です。下段が終点側、山都消防署建設予定地から写した写真です。写真に載っています道路改良工事の支障となる立木は伐採し、奥の御岳地区の防災倉庫となりますが、これについては移設する予定です。よろしくをお願いします。

○議長（飯開政俊君） 議案第114号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） ここはくぼんでいるんで、盛土されると思うんですね。盛土して、国道に真っすぐつながる、御岳中学校のグラウンドから真っすぐつながりということ、同じ高さぐらいでつながりということになりますよね。ということは、既存の道というのは、何かトンネルというか、U字溝みたいなやつというか、大きいあれで通れるようにはそのままするのでしょうか。

ここで一つ、問題になりませんかと思うのは、この図面を見る右側、国道の右側の土地から、土地というか、田んぼとか、いろんなところから水路がたしかこの下を通ってきとりやせんかと思うんです。ちょうど交差点の下を通ってきとると思うんです。要はマンホールみたいな水路が通ってきとると思うんですよ。従前から、この水路が小さいという苦情があつとるようでございますので、その辺が、工事のときに国道を渡つとる水路あたりが大きくできるものか、できないものか。それから、水量に耐えきるものなのか。そういったところをどう考えておられますか。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。まず、盛土につきまして、今の国道218号と建設予定地の高さがある程度フラットでいくような道路になります。これにつきましては、地元説明会を数回重ねまして、どのような案でいくのかということと協議を重ねまして、一応真っすぐ行く

ということで事業のほうを進めております。

そこに実は2か所、立体交差的なところがございませうけれども、それにつきましては、ボックスカルバートで、今度造る道を上をいって、現道を下をいくような形です予定でございませう。

また、水路につきましては、この平面図の国道を横断して、ちょっと青く塗っている部分があるかと思ひます。この分が、水路が、一応大きい水路が来ているんですけども、これについて、町道にかかる分につきましては、やり替えの予定を計画してあります。国道の下は、今のところ改修する予定はございませう。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませうか。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） この今送った見取図からいくと、グラウンド側にもう1本道が通っていますよね。ここも改修するつちゆうことですか。これもする。じゃあ、取付けは2本するということですか。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。平面図を見ていただくと、横に本線が入っておりまして、上にある支線のことです。これにつきましても、町道として、この椎原線として一括して認定しまして、一体的に管理していきたいと考えてあります。この上にJAの出荷場がございまして、先ほど説明しましたけど、大型のトラックが来ると。これがスムーズに国道に出れるような形で計画しているということです。すいません。取付け道ですね。グラウンドの右側に赤い線が入っております。この道路も現道がありますので、ボックスカルバートで行きまして、舗装の整備をしていきます。現道の取付けです。新しく作るのではなくて、現道を。高低差がちょっとないものですから、勾配を調整して、ボックスで抜けるような整備でしていきたいと思っております。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は経済建設常任委員会に付託して、会期中の審査を行うことにしたいと思ひます。

御異議ありませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第114号「町道認定について」は、経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査を行うことに決定しました。

日程第13 発議第6号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について

○議長（飯開政俊君） 日程第13、発議第6号「主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員

会の設置について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 発議第6号について御説明申し上げます。

発議第6号、令和7年12月4日、山都町議会議長、飯開政俊様。提出者、山都町議会議員、坂本幸誠、賛成者、山都町議会議員、東浩昭。

主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について。

上記の議案を、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。主要地方道矢部阿蘇公園線は、観光や地域振興、防災対策などの効果が期待される重要な路線であるにもかかわらず、未整備の区間があるため、未だネットワークを形成するに至っていない。

主要地方道矢部阿蘇公園線の早期整備の実現に向けて、本町議会に特別委員会を設置し、本町議会も一丸となって、関係機関との協力の下、国及び県に対して要望活動を展開していくために調査を行うことが必要であると。これがこの議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称。主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会。
- 2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条による。
- 3、目的。主要地方道矢部阿蘇公園線の早期整備の実現に向けて、本町議会が一丸となって、関係機関と協力の下、国及び県に対して要望活動を展開していくための調査を行うことを目的とする。

4、委員の定数。6人。

構成につきましては、経済建設常任委員会、常任委員4人、総務常任委員1名、厚生常任委員1名。

以上、説明を終わりますが、全会一致での同意をお願いいたします。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 発議第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから発議第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号「主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時51分

12月9日（火曜日）

令和7年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年12月4日午前10時0分招集
2. 令和7年12月9日午前10時0分開議
3. 令和7年12月9日午前11時59分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

3番 増田公憲議員

6番 坂本幸誠議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（12名）

1番 梶原甲亮	2番 境公夫	3番 増田公憲
4番 後藤誠輝	5番 東浩昭	6番 坂本幸誠
7番 眞原誠	8番 西田由未子	9番 中村五彦
10番 矢仁田秀典	11番 藤川多美	12番 飯開政俊

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	坂本靖也	副町長	坂本浩
教育長	井手文雄	総務課長	工藤博人
清和支所長	西田法生	蘇陽支所長	村上敬治
会計管理者	嶋田浩幸	企画政策課長	北貴友
税務住民課長	玉目知穂	健康ほけん課長	長崎早智
福祉課長	高野隆也	環境水道課長	有働頼貴
農林振興課長	松本文孝	建設課長	西賢
山の都創造課長	菊地勝也	商工観光課長	山下公司
学校教育課長	鈴木保幸	生涯学習課長	平岡哲也
そよう病院事務長	枝尾博文	監査委員	橋本由紀夫

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋尚孝 外2名

開議 午前10時0分

○議長（飯開政俊君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（飯開政俊君） 日程第1、一般質問を行います。

6人の方から質問の通告がっておりますので、本日2人、明日4人したいと思います。順番に発言を許します。

3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 皆さん、おはようございます。3番、増田公憲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。去る11月1日に行われました三大祭りの清和文楽の里まつりがあり、催しを変えての開催となりました。清和文楽とSDGs、持続可能な開発目標とのコラボの開催でした。文楽館では、町内のSDGsの取組団体への表彰式と、野外ではブースごと町内のお店から出店されており、好天も後押しし、賑わっておりました。我が家は栗を生産しておりますが、ちょうど取引先の社長さんも出店されており、栗のお菓子を買って帰ったところでございます。ほかにもいろいろ買物をさせていただきました。今後におきましても、継続的なお祭りができますようお願いしたいと思います。

また、11月9日には消防団の非常呼集訓練が行われましたので、訓練の様子を拝見してきました。水利は緑川の支流、滝下の赤木川から、火点は集落の家屋火災を想定した訓練のようでした。冷たい雨が降り続く中での訓練でしたが、ポンプ数台の連結訓練が行われ、団員の機敏な動作により、地元分団長の話では納得の訓練ができたようでした。団員の皆様方には、少ない団員数ではございますが、住民の生命と財産を守るために、日々の予防消防や訓練等に頭が下がる思いでございます。

このような中、昨日、西緑川地区では、2世帯の家屋火災が発生し、残念ながら全焼という結果になってしまいました。この師走を迎え、家をなくされたということは大変ふびんな状況です。一刻も早く普通の生活に戻れますよう御祈念申し上げ、お見舞い申し上げたいと思います。

これまで多くの行事があり、出席してきたところでございます。旧小峰小学校のタイムカプセルのセレモニー、山都町支部対抗駅伝大会、これは朝日支部が3連覇を達成しました。山都町女性の会などの主催により、JRE山都高森太陽光発電施設の視察、第6回農事組合法人高月の収穫祭とフットパスの同時開催、商工会主催の清和冬まつり、東緑川地区の住民座談会等、案内がありましたら必ず出席することに心がけているところでございます。

それでは、通告書に沿って、質問席から質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） それでは、まず初めに、山都町自治振興区と山都町区長会のそれぞれ

の役割についてということで、質問したいと思います。

合併しまして20年が過ぎましたが、当時の合併協議会では、区長部以外に、旧小学校区ごとに単位とした自治振興区の組織を定めました。役員の決定については、それぞれの振興区に任せての人事だったと思います。

そこで、現在でも、区長と兼ねておられる自治振興区会長は何名おられるか、お聞きしたいと思います。旧町村ごとに数字でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。自治振興区とは、旧町村で行われてきた駐在区、行政区制度を発展させ、地域の中で住民が自ら考え行動する住民自治の基盤にすることを目的として設立された、住民が主体となって運営する広域地域組織です。

目的としましては、集落間、各種団体間の連絡調整と協力体制の支援、地域の問題解決、地域住民の意見集約と行政への提案、地域の特性を生かした地域振興となっております。

それでは、お尋ねの件数についてお答えします。

矢部地区15の自治振興区のうち、区長兼務が7区、清和地区、四つの自治振興区の全てで区長兼務、蘇陽地区、九つの自治振興区のうち、区長兼務が7区となっております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） ありがとうございます。なぜ、この質問したかと申しますと、自治振興区会長のみの方では、区長でないために、行政の情報が入らないデメリットがあるということです。それぞれの自治振興区での考えがあると思われそうですが、区長と兼ねた自治振興区会長の促進をお願いしたいと思ったからでございます。

それでは次に、区長連絡協議会会長が行政の諮問機関として関わる組織についてお聞きしたいと思います。

会長の職におきましては、区長部の住民の代表として意見を言える立場にあり、重要な役割だと思っております。会長が行政の諮問機関に関わる組織名と組織数は幾つあるのか、お尋ねしたいと思います。組織面については二つほど紹介していただければ、助かります。よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。区長連絡協議会会長が関わっておられた行政の諮問機関等に係る組織を調べましたところ、幾つか確認できております。二つとおっしゃいましたが、4つありましたので。

町が関わる代表的な組織等を具体的に申しますと、山都町空家等対策協議会、山都町地域公共交通会議、矢部高校応援町民会議、山都町同和教育推進協議会などです。これらの機関等においては、いずれもメンバーの選定要件を住民代表とされておりまして、区長連絡協議会会長に依頼がなされて選任されており、充て職ではないということです。

そのため、これまで便宜上、区長連絡協議会会長に依頼が行われていたようです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） ありがとうございます。それでは次に、8月上旬に行われました矢部高校同窓会のごときでございました。区長会の連絡協議会が解散されたという情報を聞いたところです。区長連絡協議会が、なぜ、いつ頃解散されたのかの理由をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。前段として、山都町区長連絡協議会の件についてちょっと説明させていただきますが、その前に、関連として、区長制度の変遷についてもちょっと紹介させていただきたいと思います。

合併当初、区長の立場としては、区長区設置条例によりまして、地方公務員として町が委嘱していた形になります。その後、地域の自治活動に対する負担感を軽減し、町の意向を最小限にとどめ、ひいては、地域住民が主体的かつ柔軟にまちづくりに取り組める自治振興区体制をさらに推進していただくために、平成27年度に条例を廃止しまして、区長の委嘱制度を廃止いたしました。

併せて自治振興区内に区長部を設けていただき、各町が連携し、自治振興区一体となって地域の課題解決等を図っていただくような体制となるよう、平成28年度に区長部活動交付金制度を創設し、現在に至っております。

このような状況の中、山都町区長連絡協議会は、平成17年11月、区長間の連絡調整及び連携を図り、町行政の円滑な推進を目指すとともに、行政を末端まで浸透させ、明るい郷土建設に寄与することを目的として、任意団体として設立されております。下部組織に、矢部支部、清和支部、蘇陽支部と、それぞれ設置されており、区長部制度の廃止後も引き続き存続しておりました。

設立後、令和元年度までは、研修会や学習会などの活動が行われていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から活動を停止され、それ以降も活動が再開されませんでした。

各支部の状況は、蘇陽支部は、令和2年度以降活動されておらず、矢部支部は、令和5年度に廃止されています。清和支部は支部単体での活動ではなく、自治振興区代表と連携を取られているようです。

そのような状況の中、令和6年度に協議会自体を解散されております。解散に至った理由は、1年ごとに役員が入れ替わることや、前任の役員からの引継ぎが十分に行われず、協議会の存在について認識されていない方がいらっしゃったり、区長の地域での負担の増加、区長の成り手が若年化し、余裕がなくなったことなどの要因が複合的に絡んで、協議会の存在に関心を向ける余裕がなくなれたことが要因だったものと推察するところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 了解しました。それでは、開催された区長部連絡協議会では会長が存

在しないということになったわけですが、解散後の諮問機関における会長の後任には、どのように選任されているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。区長連絡協議会解散後、諮問機関における区長連絡協議会会長の後任の選任方法は、各組織によって異なるようではありますが、自治振興区の会長さんから選任されているパターンが多いようです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 次に、区長連絡協議会には、社会福祉協議会から赤い羽根共同募金の謝礼として、毎年20万円が助成されていたと思います。解散後の積立金はどのように処分されているのでしょうか。また、令和7年度も助成されていたら、どのように取り扱われているか、お尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。議員おっしゃったとおり、社会福祉協議会からの助成金20万円。こちらは、社協広報の配布及び赤い羽根等の募金の集金の謝礼として、支払われていたようです。

令和7年度においては協議会が存在しておらず、助成の有無は承知しておりません。協議会の積立金と申しますか、会計につきましては、令和6年度末に開催された協議会の役員会において、この時点の残金があったんですけれども、その残金を28自治振興区へそれぞれ定額を配分、役員会時の費用弁償を役員に支給、残金を社会福祉協議会寄附という形で処分されることを決定されて、当時の会長の指示に基づき、事務局にて支払い等を行い、残金がゼロであることを確認いただいております。

また、協議会を解散すること及び残金の処分方法につきましては、令和7年6月に開催しました、第1回自治振興区代表者会議において、当時の会長が口頭にて説明をされております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 了解しました。それでは、先ほどもお話ししましたが、会長の職におきましては、諮問機関において住民の代表として意見を言える立場があります。さらには、町長にもものが言える重要な役割だと思っております。

現在、その組織が存在しないということになりますが、そこで、区長連絡協議会の復活とか、または、28自治振興区の会長を中心とした代表者を選出して、組織を確立してほしいと思っております。設立後はこれまでどおり、自治振興区ごとの交流や研修会など、活発な活動を期待したいと考えます。

区長さんや28自治振興区の会長さん方は賛同していただけるか分かりませんが、住民組織のトップが存在しないという自治体は山都町だけではないでしょうか。布田保之助翁の銅像の横には、遺訓として勤勉、勤労、自治の文字が掲げてありますが、御存じでしょうか。町長の御意見をお

願いたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほどから、企画政策課長、それから総務課長のほうから御説明をいたしましたように、山都町、合併してこの20年、区長、区の協議会、また、自治振興区の代表者会議等をこれまで開催してきたところでございます。

そういう中で、各地域ごとに、自治振興区の中での区長さんの位置づけというのは、先ほど説明したように、それぞれでございます。

町といたしましては、この広い山都町において、それぞれの自治振興区で、取組がそれぞれあるというふうに考えております。その地域に応じた取組、まちづくり、地域づくりを進めていただくということで、区長さん、また、自治振興区の代表の方、それぞれの役割を地域ごとに判断をされて、これは進められるものだというふうに認識しております。

そういった上で、ただいま議員のほうから御提案をいただきました、区長連絡協議会の復活等につきましては、先ほどからも申しあげましたように、あくまでもこれは任意の団体ということでございますので、その組織に対しまして、町として主導するというよりも、区長さん方がそれぞれ、また、そういった組織についての考えを持たれるべきだというふうに考えておりますし、自治振興区につきましては、現在、年2回、代表者会議等を行っております。また、そういった中におきまして、代表者の皆様方で御決定いただくことかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 自治振興区の会議が2回ほどあるということで、今度、自治振興区の会長さんたちを中心に働きかけていくということで、私のほうもちょっと努力してみたいと思っておるところでございます。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

合併して20年が過ぎ、これまでに道路等の改善や修繕をするため、各区から要望書の提出がされていると思います。徐々に予算化をして、修繕等の工事に取り組んでおられると思いますが、現在の未処理、対応できていない件数を示していただきたいと思います。併せて要望書に対する令和7年度の予算をお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 建設課関係、町道の要望書の処理状況についてお答えします。

平成27年度に総合支所が廃止され、支所となったため、それ以降の28年度からは現在まで、建設課で一括して要望書を取りまとめています。

町道に関する要望件数は合計で576件、そのうち対応できた件数が217件、対応率として37%、未施工件数が359件です。内訳としまして、一番多いのが舗装補修、次に、側溝敷設、側溝蓋敷設になっております。

近年の傾向としまして、町道の除草及び樹木の伐採に伴うハンマーモアの重機借り上げの要望が増えている状況です。

続きまして、令和7年度の予算について説明いたします。

要望書の提出あるものについて、ほとんどが町道の維持管理に関する要望でありますので、道路維持費について説明させていただきます。

令和7年度道路維持費に関する当初予算は1億7,231万3,000円で、令和6年度と比較しまして、5%増の予算となっております。工事等現場施工に係る内訳としまして、需用費において、舗装補修等の修繕費1,860万円、委託料において、維持工事に伴う測量設計委託料150万円、除草作業委託料4,000万円、側溝清掃等を行う委託料560万円、使用料及び賃借料において、土木施工業者、地元住民施工、道路管理人が行う作業に伴う重機借上料700万円、維持工事費4,000万円、舗装更新工事3,030万円となり、説明しました合計が1億4,300万円です。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 平成28年度からの未処理件数が359件ということです。それから、また、令和6年度より5%増の予算であるということが確認できました。その額は1億4,300万円ほどということですね。

それでは、次に、要望書の内容次第では、十数年前に要望書を提出して、継続工事を要望されているものもあると思います。合併20年を過ぎ、区長交代もあり、地元も要望書の把握ができていない可能性があると思われます。

そこで、私からの提案ですが、要望書を提出した再度の確認をするためにも、仕切り直しとして、再度提出していただくようなお考えはありませんでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。建設課関係の要望書の取扱いについて説明します。

平成28年度より町道に関する要望書については、データベースで管理しています。過年度に提出してある要望書にも含めて、予算の範囲内で緊急性がある箇所を優先的に執行している状況です。区長交代等で要望書の提出の有無については、建設課にお尋ねいただければ、位置図、写真等確認後、同じ内容であれば、再度の提出は不要としております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 先ほどもありました未処理件数が359件もありますので、私の提案は少し無理のような感じがします。緊急性がある箇所を優先して執行していただきますようお願いいたします。

それでは、三つ目の質問に移らせていただきいただきます。

清和地区の道路改良についての質問でございます。それぞれの地区で、主要な路線の道路改良工事が進んでおります。その進捗についてお尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。まず、町道について、現在1,054路線、942キロの道路を管理しています。改良率は42.5%で、未改良の区間の距離が542キロとなり、本町の道路

整備を進めていく必要があることは実感しております。

清和地区において、令和7年度の道路整備に関する事業について説明します。

公共施設等適正管理推進事業の起債事業として、小笹井無田線の舗装更新工事を420メートル、継続して実施していく予定です。道路新設改良事業、町の単独事業において、大川井無田線の改良工事60メートル。この路線につきましては今年度より工事に着手しており、補助事業としての切替を模索しているところです。

また、地方創生道整備交付金事業において、大川大矢線、現在施工中の改良工事が令和6年度からの繰越工事で、令和7年度予算として370メートルを予定しております。同じ事業で原尾野貸上線改良工事220メートル。この路線については、令和8年度完了に向けて事業を進めています。

次に、社会資本総合調整交付金事業において、米生滝下線の舗装更新工事、延長で230メートル。令和11年度まで継続して実施する予定です。

本年度計画している清和地区道路改良関係の工事請負費の合計で2億300万円を執行しております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） ありがとうございます。2億を超える工事ができているということで、安心しているところでございます。

次に、町道の危険箇所についてですが、どう把握されているのでしょうか。また、その後の対応はどうされているのか、お尋ねします。

また、改良工事が中断されている路線もありまして、このような路線の改良工事の再開の計画などはあるのでしょうか、お尋ねします。

さらに集落の生活道路が大雨により通れないおそれがあり、ふだんでも通行に支障があるところがありますが、どのような対応がされていますか、お尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。道路の危険箇所の把握について、まずお答えします。

道路の危険箇所については、道路パトロール等で確認し、路肩等危険箇所につきましては、危険杭、コーン等を設置し、注意喚起を促している状況です。住民からの通報による緊急性が高い箇所については、現地を確認し、維持工事または修繕費等で対応しております。

工事中断箇所の再開についてお答えします。

まずは、現在、計画区間の工事を完工させまして、次の計画に取り組みたいと考えております。しかし、公共災について、平成28年災、熊本地震のときなんですけども、このときの復旧完了に令和3年までの6年間を費やしております。令和5年災、7年災についても、同規模程度の被災を受けていることから、まずは被災からの復旧を優先していきたいと考えております。

次に、災害時の対応についてお答えします。

災害時については、区長をはじめ、住民からの通報をいただいて、通行可能か、迂回路はあるか等の情報を整理し、崩土除去等を土木業者に依頼しているところです。迂回路がないと、住民生活に重大な支障が生じる場合には、災害復旧事業において、災害査定前に工事を実施する応急本工事を行っている状況です。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 清和地区においても、大型予算で対応していただけているようです。財政状況により、自然災害等の繰り返される災害復旧を優先とした対応は仕方ないと思っているところでございます。

しかしながら、先日、東緑川地区において住民座談会を開催しました。その折に、2009年の政権交代により事業見直しがありまして、3年間続いた道路改良が凍結したとのことでした。この道路は大型車両の通行ができれば、旧森林開発公団、県行造林、町有林等の広大な木材資材の搬出ができるわけです。経済効果が伺える重要な道路であることは間違いありません。山都町全域、ぜひ経済効果のある道路を精査していただき、改良等も含めて、執行していただきますようお願いしたいと思います。

それでは、四つ目の質問に移らせていただきます。

昨年になりますが、令和6年2月11日は、郡市対抗熊日駅伝大会の日でございました。また、九州中央自動車道の開通の日でもございました。駅伝の反省会があり、御船におりまして、反省会が始まる夕方でしたか、電話がかかってきまして、中央道は利用しないほうがよいとのことでした。その方からは、出口まで渋滞から40分かかったと聞き、びっくりしたことを覚えております。私たちが帰る時間は午後8時過ぎでしたが、渋滞を気にしながら帰った記憶がございます。

令和6年2月11日に、山都中島西インターチェンジから山都通潤橋インターチェンジの開通により、国交省の調査では、交通量が約2割増加との調査が出たところでございます。交通量増加により、大型連休や八朔祭等では山都通潤橋インターチェンジの出口から約2キロ以上の渋滞が発生していました。この状況を把握しておられるのでしょうか。

さらには、山都通潤橋インターチェンジの出口から信号を左折し、すぐ向かい側のお店に行かれる車が見受けられました。進入禁止ではありませんので何とも言えませんが、渋滞がさらに増している状況にあるようです。このような状況は把握されているのでしょうか。そして、この状況を国土交通省と渋滞緩和対策を講じておられるか、お尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。建設課において、年末年始、大型連休、お盆、八朔、行楽シーズン等に、御船町方面から山都町通潤橋インターチェンジに向けて、渋滞が発生していることは承知しております。

渋滞する理由といたしまして、山都通潤橋インターチェンジの信号停止によるものです。通常時、車両が通行できる青信号の時間が国道218号の直進が1分、九央道、道の駅の直進が30秒と設定されているためです。それを上回る車両が流入した場合、自然渋滞が発生している状況です。

建設課が把握している渋滞の最大距離は、山都通潤橋インターチェンジに向けて、令和6年2月の開通日、中島東インターチェンジまでの約7キロ、令和6年8月13日金曜日なんですけども、お盆の帰省等が影響して、午前11時から1時間程度、2キロの渋滞が発生しておりました。最近では、先月の11月22日、土曜日、お昼の12時頃、紅葉シーズンのためか、1キロの渋滞が発生しました。

渋滞緩和対策としましては、八朔祭において、九央道内の電光掲示板に、山都通潤橋インターチェンジ付近、出口付近渋滞の恐れありの表示を国交省にお願いして掲示していただいているところ です。

また、八朔祭本部と山都警察署が連携され、信号機の時間抑制を渋滞状況により手動で実施されている状況です。

近年、スマートフォン、カーナビに渋滞の最新情報が反映されるため、渋滞箇所を迂回するルートが表示されるなど、渋滞緩和にも役立っているかと考えます。今後、渋滞が発生することが予測される場合には、国交省等関係機関と渋滞緩和対策に向けて協議を進めてまいります。

次に、通潤橋の付近を左折されての渋滞についてもお答えします。

この交差点については、九央道に関しては国交省、国道218号については熊本県、道の駅建設に伴い、山都町が関わっております。県警、交通規制課と協議を行う中で、この交差点に隣接するそれぞれの店舗に対し、スムーズな誘導ができるかを協議してまいりました。

議員質問の店舗につきましては、九央道から直進してこられる進入口としては、交差点を直進し、店舗出入口を左折していただくルートを推奨しているところです。店舗側からも、それぞれの乗り入れ口に、出口専用、出入口、入り口等の案内看板を設置していただいているところです。このことにより渋滞が慢性化する場合には、関係機関と協議していきたいと考えております。以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） ありがとうございます。あそこはなかなか来るのはいいのですが、渋滞するので、本当にもうお客さんがかなり困っている話を聞きました。井無田キャンプ場でもそういう話を聞いたところでもございます。

そこで、提案するつもりでございましたが、中島西インターチェンジの降り口手前での掲示板でのお知らせを実行中であることをお聞きしました。それから、山都通潤橋インターチェンジの降り口の信号機の時間を長めにさせていただけないかと思っておりましたが、実際、実行中ということのようです。

それでは、一つ提案をさせていただきます。山都通潤橋インターチェンジの出口は、直線レーンと右折レーンの二つのレーンしかございません。左折レーンがありません。その左折レーンを設置していただけないかと思っているところでございます。大体10台に5割近くは左折していくのではないのでしょうか。この左折レーンができれば、渋滞緩和になるのではないかと思っているところでございます。ぜひ国土交通省との協議をお願いしたいと思っているところでございます。

次に、ちょっと先のことは分かりませんが、仮称ですが、清和インターチェンジが開通したと

しても、この山都通潤橋インターチェンジのこのような状態が緩和されなければ、中央道の意味がありません。本線自体の渋滞緩和策があるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。山都通潤橋から仮称の清和インターチェンジが開通した場合、山都通潤橋インターチェンジは御船方面から来られた場合、今の右カーブの通行形式とは異なり、本線を左車線へ車線変更していただき、ロータリー形式で本線を立体交差で通行する形式に切り替える設計になっております。

このことで、山都通潤橋インターチェンジの信号までの距離が約400メートルほど長くなるようになっております。この分、400メートル分は本線渋滞の影響を緩和できると考えております。

今後、国交省において、九央道内の交通量調査も定期的実施されますので、交通量に見合った信号機制御等を国、県と協議していく予定です。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 本線から左に、別なルートで、ロータリーでインターチェンジのほうに誘導するということです。今日はちょっと初めて知ったところでございます。まだ先の話とは思いますが、スムーズなインターチェンジの建設ができますようお願いしたいと思います。

それでは、五つ目の最後の質問に移らせていただきます。

ふるさと納税についてお尋ねします。選挙前の去る10月24日、第4回山都町議会臨時会議におきまして、ふるさと納税団体の指定取消事案に関する第三者調査委員会条例の提出後、出席議員の質問で、結論はどう作るのか。補償する場合、出す方と出さない方が出てくると思われるとの質問だったと思います。町長の答弁では、支援の内容と思われる支援の検討ではなく、事実を把握して、補償は別に組織をつくっていく考えである。そのため、三つの体制でやっていくと回答をされましたが、何か話が食い合わず、首をかしげたことがあります。その三つの体制というのは、具体的な内容をお尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。今回のふるさと納税団体の指定取消事案について、町といたしましては三つの体制を構築し、原因の追求や今後の対応の検討、検証を進めていくこととしております。

まず、一つ目は、第三者調査委員会の設置です。この委員会では4名の外部有識者に御協力いただきながら、指定取消に至る原因となった経費率5割越えの背景や、組織体制の問題点について、第三者の目で公正かつ客観的に調査をしていただきます。

第1回目の会議を、先週12月5日に開催いたしました。今後の委員会の開催スパンは、委員の協議により調整されます。町としては、年度内の検証報告を期待していますが、委員会は独立して運営されますので、委員会の調査結果を待ちたいと思います。

その委員会の結果を基に、まずは組織体制の改善策を早急に検討するとともに、並行して、ふるさと納税再開に向けた調整を進めていければと考えています。

次に、返礼品提供事業者支援委員会の設置です。この支援委員会では、今回の事案によって販路を失った返礼品提供事業者の支援策を検討してまいります。具体的には、当該事業者への戸別訪問を実施し、現状の課題や町への要望を把握した上で、販路拡大やふるさと納税再開に向けた戦略立案の検討を進めてまいります。

なお、先行して、販路拡大策として、イベント等への出展、出品支援を行っており、今議会では年度内における当該経費を補正予算に計上しています。さらに熊本県や山都町商工会にも協力いただきながら、販路拡大支援を一層強化する方針です。

最後に、役場業務執行体制改革委員会の設置です。この委員会では、同様の事案が再び発生しないよう、職員の意識改革やガバナンスの徹底を図ってまいります。具体的には、人材育成計画の策定を通して、職員の能力向上や業務体制の見直しを進め、再発防止につなげることを目的としています。

以上の3点を柱として、町では今回の事案の解決と再発防止に向けて、真摯に取り組んでまいります。今後の進展につきましては、随時報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） それでは、次に、11月19日に選挙が終わり、翌日の当選証書交付式終了後に、新人であります4名に渡された書類ですが、ふるさと納税に係る事案に係る経過を拝見しますと、令和6年2月13日に委託料の減額に関する覚書を締結してあります。令和6年6月6日には、町と中間業者の見解の相違判明で折り合いつかずと書いてあります。その内容は、私が思うには、委託料減額請求に折り合いがつかなかったと考えるわけです。この約4か月の間に何があったのか。実際どういった経緯だったのかを説明していただきたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。前段として、令和5年7月に中間事業者が交代しておりますので、この後の答弁において、交代前の中間事業者を前中間事業者と、交代後の中間事業者を現中間事業者という形で表現させていただきます。

令和6年2月に取り交わしています現中間事業者との委託料減額に関する覚書につきましては、寄附に対する募集費用の割合が5割を超える場合の措置として、その超過分と、現中間事業者に支払う委託料等を相殺して調整しようとするものです。

しかし、その後の現中間事業者との協議に際し、前中間事業者が受け入れたふるさと寄附金に係る経費の責任所在に係る見解が一致せず、覚書に基づく委託料の調整までの対応には至らなかったものです。

なお、町と現中間事業者で取り交わした覚書に関するやり取り等につきましては、第三者調査委員会において、調査の一つの項目になるものと思慮するところで検証していただけるものと思っております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） ちょっと私も今の説明はあまり分かりませんが、ちょっと図に表しても示していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、令和7年の歳入予定では、寄附金として6億1,000円の予算計上してあります。9月30日までの寄附額は幾らになるのでしょうか。お尋ねします。

さらに、令和7年度の歳入予算に達しなかった差額については、歳出の部分においてどのような影響があるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。令和7年度の一般会計当初予算の歳入における寄附金の内訳は一般寄附金1,000円、及びふるさと寄附金6億円、合計6億1,000円となります。令和7年9月30日までの寄附額ということですが、9月30日から指定が取り消され、ふるさと寄附金の受入れができなくなっておりますので、9月29日までの受入れということでお答えいたしますと、2億507万3,000円となります。

その後の歳入予算に達しなかった差額の歳出の部分における影響なんですけれども、令和7年度の歳入予算に達しなかったふるさと寄附金に係る差額については、歳出予算を減額調整することになります。令和7年度一般会計当初予算の歳入のうち、ふるさと寄附金は6億円と申し上げましたが、歳出予算では、ふるさと寄附金事業費として3億3,490万6,000円、ふるさと応援基金費として2億6,509万4,000円、合計6億円。歳入予算と同額を計上しています。

ふるさと応援基金費は、寄附金額に見合った歳出規模となるため、実際に受け入れたものを差分と歳出予算との額を調整することとなり、今回は減額にて対応することとなります。こちらは寄附金額が確定次第、補正予算にて調整することとなります。

なお、歳出予算のもう一方、ふるさと寄附金事業費の財源につきましては、ふるさと応援基金、積立金のほうからの繰入れ及び一般財源を充てていますので、今回の指定取消しによる影響はございません。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 繰入金で対応していくということで、今年度は大丈夫ということの説明があったようでございます。

それでは、最後に、町長にお願いです。このふるさと納税問題が解決しない限り。町の雰囲気、議会でもそうですが、何か霧がかかったような気がしてなりません。私だけでしょうか。

先日、第三者委員会の開催の記事が12月6日に載っておりましたが、その記事によりますと、4人の委員さんのうち要の委員長が欠席されている中での会議だったようです。4名の委員さんの日程の調整がつかなかったのでしょうか。最初の会議から委員長不在での会議は疑問を感じます。

また、この第三者委員会の結果が3月末日のようですが、この第三者委員会の結果がどう出ようと、当事者の皆さん方には関係がないことだと思っております。

このような事案が発覚したことは、当時の事務方のトップであった総務課長時代であり、さら

には、山都町長でもあるのは明確であります。

今後、自分の身の振り方をいつどう考えていらっしゃるか。早め早めの判断で霧を取り払ってほしいと思っているところでございます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（飯開政俊君） これをもって、3番、増田公憲君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時0分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 一般質問をさせていただきます。6番議員、坂本です。今度やっぱり一般質問するに当たって、この1時間、時間をいただくんですけども、執行部のほうも、1時間をやり過ぎすという形じゃなくて、その意見をつなげていって、解決していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、質問台から質問します。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 通告に従っていきたいと思います。まず最初に、今ある道の駅通潤橋の施設について、通潤橋内の通行の表示、あれがどうも不十分じゃないかというふうで、あそこにおられる方から、ロータリー回って、駐車場に入りましたと。出会い頭で急停止する車が何台かあると、1日のうちにですね。あそこの場内を入るときに、一方通行にしたいのか、もうどこでもいいですよというふうにしたいのか。もし、一方通行でするんであれば、表示が必要じゃないかと思うんですけども、そこのところを伺いたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。駐車場の通行方向の表示につきましては、これまで特段の御意見等、利用者から受け取っておりませんが、今御質問いただいたとおり、議員におかれましては、現場でそういうお話を聞かれたということで、少しでも危険な状況が生じないよう、利用者相互間の車両事故等の未然防止対策としての観点から、改めて現地確認等を行った上で、路面標示による矢印の設置について検討をさせていただきたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 観光客が入って、誘導線があれば、そのまま回ると思うんですけども、ない場合は自由にやってくれということですので、そこのところをやっぱり管理者として、

分かるようにしていただきたいと思っております。

2番目、駐車場内の街灯、あれがもう1か月近く倒れたままになっています。私も再三言ったんですけれども、最初の答弁では、あれを事故を起こした、防犯カメラによって警察が犯人探しをしておるということで、待ってくださいということだったんですよ。

2回目、まだできてないかというふうで聞きましたところ、犯人が特定できないと。だったら、すぐやればいいんじゃないかと言ったんですけれども、まだできてない。この玄関先で、通潤橋の道の駅は玄関なんですよ。そこがああいった、倒れたままになつるとというのは、町としていかなんかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。まず、経緯から御説明をさせていただきたいと思えます。

本件につきましては、道の駅通潤橋の指定管理者からの事故報告書によりまして、状況を確認いたしましたというところがございます。その後、防犯カメラにて、道の駅利用者によります損傷事故が確認されましたので、速やかに道の駅側から、原因者特定のため、山都警察署に被害届を提出するとともに、原因者への工事代金保険適用請求等の観点から、カラーコーンを設置しまして、安全管理を行いつつ、事故状況のまま現状保存を行っていたというところがございます。

結果的に、議員御指摘のとおり、警察署から原因者の特定に至らなかったとの回答が出されましたので、結論が出た時点で、町有施設としまして、速やかに修繕工事の発注を行ったところがございます。

現在は契約にも至っておりますので、早急に復旧工事というところで進めさせていただいているというところがございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 復旧工事は分かるんですけれども、倒れたのを真っすぐ延ばすことはすぐできると思うんですよね。そんな簡単なもんじゃないんですかね。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えします。応急措置をとという意味で取らせていただきましたが、基本的に手を加えることで、余計に折れ曲がる。また、不測の事態を伴うという可能性もございますので、原則取り替え、復旧工事を行うということだというふうに考えておりますので、そのように、原因が特定した時点で、速やかに全取替えの修繕工事を発注させていただいたという形を取らせていただいたというところがございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 倒れたことによって、パイロンが置いてあったんですけども、あの位置がちょっと中に入っていて、幌が倒れてる街灯に引っかかったという事案もあるんですよ。そのことは損害賠償しろっておっしゃった人もいらっしゃったみたいなんですけど、そこまでしな

いということなんですけれども、もし倒れているのがいかんだったら、もう切った方がいいんじゃないですか、あれは。撤去する、また、新たに作り直す。そういう考えなかったんですか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。先ほど、まず、なぜその保存状態を保ったかといいますのは、原因者特定と保険請求で、原型を確認するということが前提だったものだから、その後確定した段階で、そのような応急措置ができたのではないかという御指摘だというふうに捉えさせていただきました。

確かに、そのような観点に関しましては、危険防止の観点から、現場の確認をもって、速やかに対応させていただきたいというふうに考えておりますので、この件に関しまして、現場で対応させていただきたいというふうに考えております。

発注につきましては、先ほど説明しましたとおり、済みということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 倒れたままに、そのまんま現状維持というのはあんまりちょっと見苦しいですね。観光客から見てですね。早急にやってほしいというふうに思います。

これは何についてもやっぱりそうだと思いますよ。観光客が来て、見苦しいなって思うことは、町の対応として早急にやるというのが鉄則だろうというふうに私は思っております。

次行きます。道の駅ですけれども、物産館とレストランの間、この前も言ったんですけれども、間にアーケードがあるんですけれども、あそこに飲食スペース、机を置いてあります。冬になると、あそこに北風が入って、あそこでゆっくり食事とかできない状態。雨のときには吹き込んできて、3分の1はもう全然使えない状態になっておると。向こうにアコーディオン式の壁か何か造ってくださいというふうに提案していたんですけれども、これは物産館の指定管理者からも要望があっていると思うんですけれども、そこはどうなっていますでしょうかね。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。御質問の道の駅の建物間のスペースにつきましては、キッチンカー等も利用できるイベントスペースとしてのコンセプトとして整備しており、指定管理者の裁量により、各種イベント等に利活用が図られているものと認識はいたしているところでございます。

また、御質問の中でのこととなりますが、同スペースにつきましては、春から秋にかけては開放的な空間として、好意的な意見も聞かれるというふうに私の耳には届いております。

また、御質問のとおり、雨天時や冬期における利用については、風雨対策等ができないかとの御意見もあり、そのことは承知いたしているというところでございます。

その対策の中の可能性の一つとなります開閉式の、例えば間仕切りですとか、今、御質問のカーテン、ドア等につきましては、直接的な風雨対策に資することは理解をしている、承知しているというところでございますが、そのことによりまして、建物や全体的な景観を変えることは明

らかであり、また、構造物を新たに設置する場合、安全対策も含めまして、現状の建築構造上、可能か否かの判断も必要となってくる。併せて、かかる費用、財源についても検討する必要がある出てくるものと考えているというところでございます。

以上のことから、それぞれの御意見がある中でという状況でございますので、メリット、デメリットを慎重に検討したいと考えているところでございます。今、その検討を重ねているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） この要望は2回目ですよ。1回目したときから全く変わってないということですか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。どちらの意見もあるということで、メリット、デメリットというお話をさせていただいたと思います。

変えるということについてが、やはり先ほど言いました構造上の問題、また、どの程度やるのかという検討も必要でございますので、時間がかかっているということは確かでございます。

ただ、その中で、何もしないということではなくて、現場を注視しながら、御意見を聞きながら検討させていただきたいというところを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 指定管理者側からすると、早くしてほしいというような要望が出ている。今どういう状況ですというようなのはやっぱり報告があると、向こうも何もしてやらっさんというような意見は出てこんど思うとですよ。

私も議員として要望を出して、議員が言うたって何も動かんじゃないかというふうな叱りを受けます。そういうことがないように、今の状況を指定管理者のほうに説明のほうをお願いしたいと思っております。

次に行きます。あそこの駐車場の入り口にロータリーがあるんですけども、あのロータリーの縁石をトレーラーか何か上って、縁石を壊しているというようなことで、もう何回か修理を行ったって聞いたんですけども、何回修理を行ったかと、今度見に行ったら、円がちょっと小さく1メートルぐらい小さくなっているんですけども、その修理した回数と費用をちょっと教えてください。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。まず、修理につきましては、これまで2件ございます。合計金額で、106万5,900円でございます。

2件目、町道の拡幅工事ということになります。ロータリーを縮小して、町道を広げたというような工事になります。こちらの金額につきましては、387万8,340円の契約額というふうになっております。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） かなりの額、やっぱりかかっていると思うんですけども、もともと設置したときに、縁石の円の大きさというのは、トレーラーが入るような、入って上りますよというふうな設計ミスじゃないかと私は思うんですけども、そこは課長はどう思われますか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。まず、町道関係、また、交差点関係について、経緯も含めて御説明をさせていただきたいというふうに思います。

設計の当時の見込みはどうだったかということの御質問かということですが、当該道路につきましては、町道の位置づけを行っているというところで、その前提で、熊本県警と交差点協議を行いまして、現在地での交差点の設置を行うということをまず決めました。町道の整備につきましては、実際の利用状況から勘案される車両としまして、大型観光バス、全長12メートルが通行できる規格で設計をいたしました。想定として、そのようなバスを設計いたしましたということでございます。

以上が説明しましたとおり、当該交差点並びに、町道設計に至る経緯でございますが、縁石破損の原因につきましては、当時想定していませんでした。セミトレーラーと呼ばれるような全長16.5メートル以上でしょうか。特殊車両が通行されたことによるものというふうになっております。そのほか規格内の普通自動車の通行による破損も確認しておりますが、それにつきましては、運転技術によるものだろうというふうに推測いたしているところでございます。

このような事例から、設計当時の道路規格の想定を超える大型車両の通行も、状況によってやっぱり生じてしまうということの実情を踏まえまして、今回ロータリー部分の町道の拡幅を実施いたしましたということでございます。

最初の想定は12メートル、それ以上のものが入ってきたということでございますので、最終的には、そのような形で速やかに修繕工事をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） トレーラーは設定してなくて、このロータリーを造ったってあれば、トレーラーは入ることはできませんというふうに表示はせないかんとじゃないですか。それはないですよ。まあ、いいんですけども。今、縁石が小さくなっていますけれども、それでもタイヤが上っていつているんですよ。どうしてもやっぱり内曲がりしてくるんですね。一番外側にはフェンスがありますから、あそこに当たらんように内曲がりして入っていくんじゃないかなと思っております。私は設計ミスだろうというふうで思っております。

じゃあ、次行きます。駐車場の北側、国道218との間に、ちょうど国道から入るところがあるけれども、あそこに立っていますと、1時間で2回ぐらい、道の駅に入ろうとして、向こうから来る車があるんですよ。入られないから、Uターンして、ロータリーのほうに回って、信号のほうに回って入ってこられるんですけども、あそこのスペースというのは何の目的でつくってある

んですかね。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。当該地につきましては、町有地としまして、道の駅通潤橋の駐車場として一体的な管理を行っているところでございます。

御質問の当該地における道の駅利用者の自動車の出入口としての使用ということの御質問かと思いますが、その件に関しましては、警察との協議によりまして、一般車両の国道からの出入りは事故の危険性が高いとの指摘がございますので、通常の利用は控えているというようなところでございます。

また、このスペースの主たる用途としましては、緊急的な対応が必要な場合や有事の際の緊急車両の出入口を想定しております。そのスペースを確保する必要性がございますので、駐車スペースとしても利用していないというところでございます。

なお、これまでの実績としましては、例えばですが、八朔祭の開催時に、駐車場内の満車時、そういうときに、危険防止対策としまして、駐車場側から国道への出口のみの利用、駐車場側から国道へ出すと。国道からの進入をさせないというような、いわゆる車を逃がすというような形での利用をしたという事例がございます。

いずれも、警察の協議を踏まえた中で、その状況により、現場に即した対応を図るといったことで運用を行っておりますので、そういった利用をいたしているというところで御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） もともと駐車場の出入口として造ったということですか。それを警察が止めたからできなくなったということで、よろしいんですかね。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。警察が止めたからということじゃなく、そもそもの出入口は交差点、現在の進入路の交差点を使って、道の駅に入っていただくというのが大前提で、スペース自体は、先ほど申し上げました有事の際ですとか、緊急車両というところで確保したほうがいいというところで、そういう目的でそこは管理しているというところでございます。

そもそも出入口ということじゃなくて、出入口はそもそも交差点を使うというのが大前提でございますので、活用の仕方としては、そのように行っているということを申し上げたというところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 通行が多いときには、出口だけはそこを使うということでもよろしいですか。はい、分かりました。何のためにあるかなと思ってですね。あそこにポールが立っていますけれども、あれに当たった観光客もいるという話も聞きましたので、そのところは臨機応変

に考えていただきたいと思います。

次行きます。通潤橋の周辺整備に係る設計業務について、受注状況を示していただきたいと思
います。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 私のほうから入札関係の件についてお答えいたします。

現在整備中の通潤橋周辺整備事業につきましては、令和5年度において、コンサルタント会社
1社に実施設計業務を委託をしております。本業務に係る設計業務には、測量、土木設計のほか、
鳥瞰図の作成、トイレや物産館、史料館改修などの建築設計が含まれており、各分野の専門の技
術者が必要となるものでした。

また、公園整備等の設計実績を有していることなども考慮しまして、指名願を提出されている
業者の中から総合的に選定した10社について、指名業者等審査委員会による審査を経て、同10社
により指名競争入札を実施しております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 10社の指名競争入札ということで、設計に関してですね。その受注
者、工事した人は全部町内の人がしてよかったなと思っているんですけども、この設計に関し
ては地元の設計業者が入ってないんですけども、これ何ですかね。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。先ほど説明したとおり、今回の実施設計に関しま
しては、測量、土木、建築と、複合的な業務が入ってくる設計でした。測量とか土木、建築分野、
分野が単独であれば、当然市内、町内業者もいらっしゃるの、指名に入ってくるんですけども、
今回そういう複合的な部分、特に通潤橋周辺整備事業に係る実施設計業務に関しましては、
また、全体デザインの意匠の部分、そういう調整も踏まえたところ、やっぱり1社としたほうが
いいという判断に至りまして、そういう複数の分野をトータルで設計できる業者ということで、
10社を指名させていただいたということです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 設計業者からすれば、何で地元が入っとらんかというふうな思いだろ
うと思います。そのところは説明をしていただきたいなというふうで考えております。

先ほど言いましたトイレですけども、今度新設されているトイレの男性用、女性用、それぞ
れの便器の設置数とその設置数にした根拠をお聞きしたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。まず、一つ目の御質問でございます。新
設トイレの便器設置数に関しまして、御説明いたします。

男性用としまして、小便器6基、うち1基、幼児用でございます。プラス、大便器3基。次に、
女性用としまして、小便器1基、幼児用です。大便器7基でございます。三つ目に、みんなのト

イレ1基ということで、全18基を設置いたしております。

女性用への小便器設置につきましては、特にファミリー層におけます昨今の防犯意識の高まりに対応した環境整備の観点から、例えばですが、母親と男の子、幼児と一緒にトイレに入るよう、配慮を行ったというところでございます。

また、このトイレの設置数に関しましては、一般社団法人日本公園緑地協会によります都市公園技術標準解説書を参考としまして、当該敷地内の収容人数の想定により算定をいたしたというところでございます。

また、これまで既存トイレの利用状況において、男女共に便器数が不足しているなどの御意見はいただいておりますが、今回のトイレの新設に当たりましては、本開設による標準的な便器数よりも多く設置し、なおかつ既存トイレ数よりも増やして設置することといたしております。その利便性の向上に配慮したというところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 私は足りないと思います。例えば、今、観光客どんどん増えてきて、大型バスが2台とか来たら、もう80人ぐらい来るんですよね。小学校あたりが一番先に来るのはトイレなんです。ちょっと私は足りないと思う。トイレの入り方も、ぐるっと回って、トイレに入るようなデザインになっているんですよね。あれもどうかなというふうで考えておりますけれども、今から造ってくれというようなあれなんで、今まで既存のトイレをそのまま残して使うというのはできないですかね。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。既存トイレを残せないかという御質問かと思いますが、それにつきましては、まず、建物及び便器等の設備が老朽化しているということがございます。

二つ目に、利用者の方々から、トイレまで遠いと、雰囲気暗く入りたくない。また、古くて使いたくない等々、トイレの使用そのものをためらうような御意見が多数いただいているということが実情としてございます。

また、三つ目に、経費削減の観点から、既存トイレの合併浄化槽を新設トイレ用として使用すると、いわゆる既存トイレから新設トイレへ仕様を切り替えるという事情がございますので、以上の理由からし、トイレ供用開始後におきましては、既存トイレを解体撤去を行うという方針で行っております。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 一般の人からの話を聞けば、もともといしばしという建物があったですよ。あれ崩して、新たにトイレを造ったと。あれ崩さんで、あのまんまトイレにしたらよかったねというような意見もお聞きしましたので、伝えておきます。

じゃあ、次行きます。この前、通潤橋前の五老ヶ滝川の川の水について質問をしたんですけれ

ども、あれから、何か対策か何かされましたか。伺います。

○議長（飯開政俊君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。まず、先ほど、議員おっしゃられたとおり、第2回の定例会で、議員のほうから一般質問がありました。その中で、答弁の中で、河川の水質検査についても検討しますという答弁させていただきましたので、その後、河川の水質検査のほうを行いました。

その結果についてですが、代表的な指数内容として、ペーハー水素、イオン濃度は普通7が中性ということで、基準としては、酸性寄りの6.5からアルカリ性寄りの8.5までが基準値内なんです。当該箇所は7.9の弱アルカリ性で、普通という形です。

それと、SS、浮遊物の質量という指数があるんですが、これは水中の浮遊している物質の量のこと、見た目の濁りの原因となります。この数値が大きいほど汚れているということになりますが、基準が1リッター当たり25ミリグラムパーリットルという、以下というのが基準があるんですが、当該箇所については、5ミリグラムとパーリッターということで、5分の1以下という形になっております。

そのほか代表的なもので、BOD、生物化学的酸素要求量というのがございます。これは、微生物によって水中の有機物が分解されるときに消費される酸素量のこと、先ほども言いましたけど、一般的な指数です。これは基準が1リッター当たり1ミリグラム、これが非常に良好なきれいなところ、通常のところ2ミリグラム以下という基準がありますが、当該箇所については0.5ミリグラム以下という数値が出ております。

もう一つ、DO、溶存酸素量ということで、これは水中に溶け込んでいる酸素量のこと、水質汚濁が進んでおると、有機物が増えるということですね。好気性微生物の働きで、大量に酸素を使いますので、この値が低下します。

これについては、ほかの指標とは別に、7.5ミリグラムパーリットル以上なければいけないんですが、当該箇所については、8.3ミリグラムパーリットルです。ですので、これも、今挙げていた数値全てにおいて、河川としては、水質としては悪くないという形で出ております。

しかしながら、答弁でも申し上げておりましたけども、やはり生活排水とかが流入しているのは事実でありますので、それについては、合併浄化槽の普及促進のための補助制度や省スペース対応の浄化槽の情報提供、並びに、先ほども申し上げましたけど、生活排水の処理方法の徹底を周知啓発していらっしゃるところでございます。

清掃についてですが、この前も申し上げましたけども、今の状態としては、物産館の管理者の方が管理内の施設の管理の一端として、清掃を全部ではございませんけども、手の届く範囲で気のついたときにさせていただくことと、あと、各種イベント時に、民間のボランティア団体のほうがボランティア活動の一環として清掃していただいているということを知っております。

今後、行政だけではなく、場所がどうしても、県の管理河川でもありますので、行政だけではなく、関係団体と何ができるかの検討、それと、これ一番の問題なんですけども、不法投棄防止、それと、大雨時の河川に物品が流れ込めないよう、周知啓発のさらなる徹底をしていきたいと思っ

ております。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 早速水質検査していただいて助かりますけれども、水質検査クリアし
とって、あの濁りは何と思われませんか。

○議長（飯開政俊君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 私のほうも現場のほうを見て、これも、前回の答弁、多分、
吉川議員さんのほうだと思うんですけども、答弁の中で、あそこの形状自体が流れが緩やかにな
っているということだと思います。それをどう改良するかに関しましては、形状変更というのは
非常に難しいところがあると思いますので、それ以外の対策、濁りというのが今何があるか、対
策が何ができるかというのは、この場で回答はできませんけども、形状的なものがあると私は認
識しております。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） もったいないですよ。せっかく通潤橋見に来て、川の水がきれいだ
ったら、もう全然印象も違うだろうと思うし、さっき酸素濃度をおっしゃったんですけども、
あそこにこの前行ったとき、コイが泳いでいて、水が落ちよるところにコイが集まるとったんで
すよ。ということは、やっぱり酸素が足らんとやないだろうかっていうふうで思ったこともあり
ました。

水深がやっぱりあるんで、川底にずっと何かノロみたいのがたまっとつないだらうかという
気もするんですよ。堰を外して、上からずっと川底を一遍洗ってみるのはどうだろうかって。
消防か何かに依頼して、両方から川底を洗っていくなら、少しはきれいになつとやなかるうかと。
前よりどンドン何かきれい。前、コイがいたときよりも、前、道の駅のときに、コイの餌が売っ
ていましたよね。あの時はそこまで濁りは気にならなかつたそうですね。

今、最近は何か緑の透明度のない濁りになっているんで、これは町としても、町長もちょっと
考えて、そこの観光資源を大事にして、第一印象だろうと思います、観光客が。御検討よろしく
お願いします。

次が駐車場、もう道の駅じゃなくなつたんで、通潤橋の周辺の駐車場は有料化できるんですけ
れども、この有料化に対する考えを町長にお聞きしたいと思う。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。御質問の通潤橋前、駐車場の有料化につきまして
は、これまでも、坂本議員の複数回にわたる質問とともに、住民の皆様からも様々な御意見が寄
せられているというふうに承知しているところでございます。

まず、現在の通潤橋周辺施設整備事業につきましては、御承知のとおり、国の補助事業として
農山漁村振興交付金を活用し、重要文化的景観と調和の取れた景観整備と町有施設の改修を一体
的に進めているというところでございます。

当該事業につきましては、駐車場の有料化に特化した補助事業ではございませんので、さきに
申し上げました景観整備等について、駐車スペースを含んだ事業として年度内完了に向け、現在、

実施を行っているところでございます。

また、今御説明いたしました補助事業の趣旨はございますものの、将来的な駐車場料金徴収の可否につきましては、国の事前協議を行ったところでございますけれども、料金を徴収する場合、各種要件があるとのことで、確認したところでございます。

今後の駐車場の有料化の考え、方向性ということにつきましてはですが、これまでの当課の商工観光課のほうが観光施策の指定につきまして、大造物小屋の整備などにより、中心市街地を含め、商店街への回遊を促し、滞在時間の延長など、取り組むこととしてきたところでございます。

それは、通潤橋を起点としながらも、それを超えて、面的な、そして、回遊的な観光行動を促すことで、観光産業としての消費につなげることにより、通潤橋周辺地域の経済効果を最大限に発揮させていきたいというふうに考えているところでございます。

そのような施策を具現化しながら、経緯を踏まえたところで、今後も、そのメリット、デメリットを精査をする必要があるというふうに考えております。

通潤橋前駐車場の有料化の是非につきましては、本町の観光施策を推進していく中で、課題の一つであると認識しているところでございます。

今後も、改めて様々な意見を聞きながら、また、関係機関とも協議を進めながら、改めて方向性の検討を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） よろしく申し上げます。続きます。矢部高の二輪車クラブの支援と町によるバイク関係の取組についてですね。この前11月の広報やまとに、高校での各種活動を活性化するための取組に対し、矢部高への助成とありますけれども、この具体的な内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えさせていただきます。矢部高校応援の取組や支援につきましては、広報やまと11月号に掲載しておりますが、御質問の高校での各種活動を活性化するための取組というところを御説明させていただきます。

御質問のその他の支援というのは、矢部高校活性化支援助成金という名称ですが、令和6年度の実績で申し上げますと、東京や大阪で開催されました地域みらい留学合同説明会に配布するパンフレット、矢部高校を紹介するブースに設置するのぼりなどの装飾品の作成費、参加する生徒の交通費及び食糧費に係る助成、また、矢部高校体験入学に参加した中学生に配付する飲料水などの経費に係る助成などを行っていらっしゃいます。事業実績書と収支決算書の提出をいただいております、それに基づく実績に応じた交付としております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 次に行きますけれども、矢部高の二輪車クラブの練習場について、今、南田にある民間事業の駐車場を借りて練習しておりますけれども、この前見学行ったんですけれども、広さ的にはいいと。いかんせん女子もいますので、トイレがない。あと、バイクを収納す

る倉庫もないということでありました。もともとの練習場をやっぱり町が買い上げて、練習がなくなったという経緯もありますので、その施設を町のほうで準備するという考えはありませんでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。矢部高校の二輪車競技部は、これまで度々メディアに取り上げられるなど、全国でも非常に珍しい部活動として注目されているかと思えます。

以前の練習場はおっしゃるとおり、今の道の駅通潤橋の敷地内にありましたが、道の駅の整備に伴い、現在は校内にある練習場を中心に練習され、南田にあります民間企業の駐車場も、月に数回、練習場として利用しているということでした。

お尋ねのトイレと倉庫の整備の件ですが、現段階では、町で整備する予定はありませんし、また、高校や保護者からの具体的な要望もあっていないようです。高校のほうにもお尋ねをさせていただいたところですが、今、道具を置いておくためのコンテナは置かせてもらっているということと、トイレに関しては、近隣の民間施設に借りられるよう、声かけをされているようです。

このように、町として直接的な対応はちょっと難しいところもあるんですが、対応可能な選択肢があれば、高校側と連携して対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 今、トイレはよそを借りているということ。それも借りらんと仕方ないですね。ないとだけなんです。それは借りているからいいんじゃないかと、やっぱり町として、何かな、二輪車競技の練習をしやすいように、助成していただきたいなと思っております。

矢部高の二輪車クラブのPRをするためにも、ここで練習していますよというふうな看板があったらいいんじゃないかと思うんですけども、その看板はいかがお考えですか。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。御質問の看板について、これも現段階では町で設置する考えはありません。御提案の案件は、高校や、また、高校の同窓会側で取り組んでいただくべきものではないかと考えます。

ただし、先ほどの案件と似ているんですが、町としてこれまでどおり、できる限りの情報提供、また、協力や支援ができるようなところは連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 町としてできる、できないというんじゃないかと、二輪車というのをですね。矢部高というのは本当、全国でもまれな学校です、二輪車クラブが昨年も言いましたけれども、国際交通安全学会から特別賞までもらっているような学校は、もうほかにもない。二輪車の大型免許まで取れる学校もない。御所には、御所オートランドというモトクロス場もある。これは山都町自体を二輪車の町としてPRしていてもいいんじゃないかと思うぐらいなんですよ。

ここにも書いていますように、今ある道の駅にバイク神社ぐらいを造って、二輪車を受け入れるというような町の姿勢があってもいいんじゃないかと。

もう一つは、二輪車の運転技術を広めるためにも、町のほうから二輪車競技部とタイアップして、白バイ隊を呼んで、ツーリングに来て、運転技術を上げて帰ってもらうような取組も考えてもいいんじゃないかと思えますけれども、これは誰に聞くといいかな。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。御質問の1点目につきまして、回答させていただきます。

本町の道の駅につきましては、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして、物産館設置によります地域づくり等を行うための地域連携機能を主眼に置きまして、指定管理者による利活用を図っているというところでございます。

県内の道の駅に御質問のような神社があることは承知いたしておりますが、二輪車関連の民間企業が集積しているなど、特有の地域性があるものと考えているところでございます。

本件に関しましては、議員からの御提案の一つと受け取らせていただきましたが、現時点では二輪車に特化した、そのような施設等を整備する考えは持ち合わせていないというところでございます。

しかしながらでございますが、当課の二輪車愛好家の方々をターゲットにした取組事例がございますので、御紹介をさせていただきます。昨年、役場に矢部高校生徒のインターン研修の受入れを行った際、当課職員と矢部高生徒の間によりまして、絶景スポット、鮎の瀬大橋と銘打ちまして、ツーリング動画の撮影を行いまして、SNSに投稿した実績がございます。ハッシュタグ投稿によりまして、本町のフォロワーでない方の検索もあったことから、観光情報の需要として効果があったものと認識はいたしているところでございます。

以上のことから、議員御質問の件につきましては、観光需要創出の一つの観点として捉えさせていただきます。観光情報発信等を含めた中で取り組める内容を探っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） それでは、2番目のお尋ねの白バイ隊員による運転講習会の開催についてお答えします。

この件につきましては、町が主導していくべきものではなく、学校や二輪車競技部が必要と判断して、取り組むべきものだとも考えます。高校のほうにもお尋ねをさせていただいたところですが、二輪車競技部では、白バイ隊の練習をまずは見に行くということを検討されているようでした。

何度も同じような回答になってしまいますけれども、対応可能な選択肢があれば、町としても支援等をできれば連携して、高校側と対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 町として二輪車を、矢部高を盛り上げるために、町も二輪車を盛り上げていくような気持ちがあると、動き方が全然違うとじゃないかなという気がしております。矢部高の二輪車がするのなら、加勢しますよじゃなくて、町がちょっとそれに主催側になって取り組んでもらえれば、これは面白い取組ができると思います。

大津に道の駅があるんですけども、あそこは観光協会がやっているという話をちょっとさっき聞いたんですけども、観光協会あたりもその辺に入ってもらえるような打診を町からしていく。旅の神様だけん、猿田彦あたりをその中に祭ったりですね。九州にはないんですけども、猿田彦コーヒーというのがあるんですけども、そのメーカーを呼ぶとか、そういった考えあたりを広げていく。山都町のPRにもつながっていくんじゃないかと思っていますので、前向きに。あそこが、二輪車がするけんしますよじゃなくて、町が主導権握って、ちょっと考え方を盛り上げていってほしいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますけれども、イノシシ、鹿の獣害被害ですね。これの今年度の取組について聞きたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えをしたいと思います。今年度の有害獣の被害対策についてですけども、まずは有害獣被害防止対策事業補助金でございます。

予算額としましては2,500万。これは電気柵、ワイヤーメッシュ柵、箱わな等への助成となっております。町単独事業で2分の1の補助となっております。補助限度額は100万円で、ICT等を活用した捕獲器等の上限は20万円、特定小型電力無線等については50万円が上限となっております。既に今年度については、予算枠いっぱい申請があっているというような状況でございます。

次に、国の事業になりますが、鳥獣被害防止対策事業を2地区で、ワイヤーメッシュ柵の設置事業に取り組んでいただいております。

2地区合わせた事業費が263万5,421円で、補助金が185万3,000円となっております。例年、国の予算の範囲内での補助となっております。

続いて、有害鳥獣捕獲隊助成金ですけども、予算額としましては9,557万5,000円です。これはイノシシ、鹿、猿等の捕獲に対する助成金です。主な捕獲予定数を申しますと、イノシシで4,400頭、鹿3,300頭、猿5頭の捕獲を予定しております。このほかにも多少ございますけれども、鳥獣被害対策の予算の総額としましては、1億2,299万5,000円となっております。

今年度の効果については、実績の確認がこれからでございますので、数値的なものはお答えできませんけれども、肌感覚で申しますと、被害が減っているというような感覚は感じておりません。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 今後の対策予定がありましたら、よろしくお願いします。

12月10日（水曜日）

令和7年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年12月4日午前10時0分招集
2. 令和7年12月10日午前10時0分開議
3. 令和7年12月10日午後2時55分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

- 10番 矢仁田秀典議員
- 8番 西田由未子議員
- 7番 眞原 誠議員
- 4番 後藤 誠輝議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである（12名）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 梶原甲亮 | 2番 境公夫 | 3番 増田公憲 |
| 4番 後藤誠輝 | 5番 東浩昭 | 6番 坂本幸誠 |
| 7番 眞原誠 | 8番 西田由未子 | 9番 中村五彦 |
| 10番 矢仁田秀典 | 11番 藤川多美 | 12番 飯開政俊 |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|------|---------|-------|
| 町長 | 坂本靖也 | 副町長 | 坂本浩 |
| 教育長 | 井手文雄 | 総務課長 | 工藤博人 |
| 清和支所長 | 西田法生 | 蘇陽支所長 | 村上敬治 |
| 会計管理者 | 嶋田浩幸 | 企画政策課長 | 北貴友 |
| 税務住民課長 | 玉目知穂 | 健康ほけん課長 | 長崎早智 |
| 福祉課長 | 高野隆也 | 環境水道課長 | 有働頼貴 |
| 農林振興課長 | 松本文孝 | 建設課長 | 西賢 |
| 山の都創造課長 | 菊地勝也 | 商工観光課長 | 山下公司 |
| 学校教育課長 | 鈴木保幸 | 生涯学習課長 | 平岡哲也 |
| そよう病院事務長 | 枝尾博文 | 監査委員 | 橋本由紀夫 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午前10時0分

○議長（飯開政俊君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

坂本幸誠議員から発言の申出がっております。

発言を許します。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） おはようございます。

一般質問における発言の取消しについて、議長の許可がありましたので、発言をいたしたいと思えます。

昨日の12月9日の一般質問の最後において、ふるさと納税に関する発言をしましたが、通告外でしたので、発言の取消しを求めたいと申し出ます。よろしくお願ひします。

○議長（飯開政俊君） ただいま、6番、坂本幸誠君から12月9日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、発言の一部を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、坂本幸誠君からの発言の一部取消しの申出を許可することに決定しました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（飯開政俊君） 日程第1、一般質問を行います。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） おはようございます。

今議会から10番議員になりました矢仁田秀典でございます。

本日もたくさんの方に傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

今年ももう12月、残り少なくなり、寒い日が続いております。風邪など引かれませんように気をつけていただきたいと思います。

また、一昨日の火災に遭われた方々に対しまして、お見舞い申し上げますとともに、青森地震で被災された皆様方にもお見舞い申し上げます。

さて、今年の10月の町議会議員一般選挙におきまして、議員定数は14名から12名になり、現職の6名が勇退され、12人が新たに選ばれ、現職8名、新人4名の構成になりました。私も皆様方の支持をいただき、またこの場に帰ってくることができました。町のため、町民の皆様を笑顔にするために精いっぱい頑張る所存でございます。

課題は山積みです。その中から、今回は、私が町の自由に使えるお金を増やすためにはと、職員と一緒に取り組んできましたふるさと納税について。

私は今まで、どうやったらふるさとへの寄附を増やすことができるかと、一般質問もしてきましたし、事あるごとにいろんな総会や初会で、「ふるさと納税の返礼事業者になってください」「皆さんの親戚や子どもさんに山都町にふるさと納税をしてください」と訴えてきました。それが、今年から2年間できなくなります。

そのふるさと納税についてを1番に、2番目に山都町の税収を上げるためにはと、3番に国からの重点支援地方交付金について、4番目にスマホ2時間条例について質問いたします。

それでは、質問台に移ります。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） ふるさと納税についてでございますが、まず、このふるさと納税は何を目的にいつから始まったのかをお聞きいたします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。

お答えいたします。自治体に対する寄附金制度が平成6年度に創設されました。それまで自治体への寄附は税額控除の対象ではなかったのですが、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されるようになりました。その後、平成21年度に特例控除額というものが創設されまして、上限はありますが、原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が税控除の対象となったもので、皆様が理解されているふるさと納税の原型的なものとお考えいただければ結構かと思えます。

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されたもので、当初は多くの自治体が感謝状や独自の裁量で小規模の記念品等をお返ししたようです。ですので、返礼品に関する話題は少なかったようです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） ふるさとに寄附をとということで、すばらしい制度だったと思っております。

そのうちに、ふるさと納税の返礼品というのが出てくるわけでございますけども、ふるさとに寄附をしていただき、都会に田舎の産品を送るって。すばらしい制度だったと思っておりますが、その制度内容の変遷が今までどう変わってきたのか。返礼品の基準等についてもお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。平成21年度の特例控除額の創設後、平成28年度に特例控除額の上限引上げや、寄附者の負担軽減を目的としたワンストップ特例制度が創設されまして、ふだん確定申告を行わない給与所得者に身近なものになりました。返礼品等に関する法的な縛りがなかったことから、この頃から地場産品でないものや換金性の高いものが返礼品と

して扱われ始め、返礼品競争が過熱していきました。

そして、平成30年度に国が返礼品の存在を認める形で、寄附返礼品の調達費用を寄附額の3割以下に抑えることや地場産品基準の設定などが行われ、過度な競争防止の方向性が示されました。翌31年度には、募集費用総額を寄附総額の5割以下とする指定基準が定められ、募集に係る経費の抑制も求められました。令和2年度には、適用期間が、それまで年度という縛りだったものが、指定対象期間、10月から翌年の9月までというふうに変わりまして、基準の明確な運用が求められるようになりました。

そして、令和5年度、募集費用の範囲に関する詳細が示され、それまで参入が不要であったワンストップ特例申請業務に係る費用などの募集に付随する事務費を含めることが示されました。また、募集費用総額の5割以下基準については、令和5年10月1日以降の指定対象期間で運用が厳密化され、併せて基準を超過した場合には、指定取消しの対象となり得ることが通知されています。

このように、ふるさと納税制度は創設以降、制度内容の見直しや運用基準の厳格化が繰り返さされており、現在に至っています。また、報道にもあっていますように、さらなる見直しが検討されているところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 今の説明の中にワンストップというのがありましたけども、御存じない方が多いと思いますので、ワンストップについて、制度について説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。ワンストップ特例制度は、基本的に寄附金をした場合は、確定申告をして、その寄附を申し出て控除を受ける制度が基本的なものなんですけれども、結局、今まで確定申告をしなかった給与所得者が、わざわざ確定申告をしなきゃならないというのがありますので、それを簡略化するために、その辺の確定申告の前の寄附金があった事実とか、そういう書類とかも必要になって、証明が必要になってくるんですけども、それを自治体間のやり取りでデータの的にできるようになって、給与所得者の確定申告の手間がほぼない状態になって、よりふるさと納税自体が非常に身近なものになったということでございます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） このワンストップ特例制度ができたおかげで、返礼品の寄附者というのは物すごく増えたというのは、もう確実なことでございます。

ただ、この国の総務省の基準というのは、ころころ変わってきたと。ころころ変わったという言い方は悪いですね。基準が、その年度その年度で変わってきまして、年度も、途中で、普通3月締め4月始まりの年度というわけではなくて、このふるさと納税については、9月30日・10月1日という年度替わりになつとるといふ、こういうふうには、何といふか、基準がその都度変わってきとるといふところで、非常に難しい話になっていくと思いますけども、その中でもう1回、

納税の募集費用、これ、返礼品の調達費、運送費、広報費、決済費、事務費経費等、その割合が50%以下になったのはいつからなのかをお答えください。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。先ほどの答弁の中で申しましたが、平成31年度にふるさと納税制度の指定基準が策定された際に、募集費用総額を寄附総額の5割以下とするように定められ、募集に係る経費の抑制が求められました。

本町においては、寄附金の増額に結びつくような対応ができなかったことから、寄附金の増額を期待し、令和5年7月に中間事業者を交代しました。詳細は第三者調査委員会の検証に委ねますが、今回の取消し要因の一因に、現中間事業者と令和6年2月に取り交わした覚書の解釈が影響を与えたものと考えています。概要を昨日の3番議員の答弁の中で説明いたしましたが、言葉足らずの点を含め、改めてちょっと説明をさせていただければと思います。

覚書は、寄附に対する募集費用の割合が5割を超える場合の措置として、その超過分と中間事業者に支払う委託料等を相殺して調整しようとするものですが、町の当時の担当課は、覚書は令和8年度までの契約期間中有効なもの、一方、中間事業者は、覚書は令和5年度のみ有効であり、かつ、令和5年7月に交代する前の中間事業者が担っていた分の責任は負いかねる。また、令和6年度以降は、ふるさと納税に係る経費の全体を中間事業者が承知していない中において、5割超え部分の責任は負いかねるということで、責任の所在に係る見解が一致しないまま時間の経過を許し、結果として解決に至らなかったものとなります。補足させていただきました。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 昨日の3番議員の質問の内容がよく今の答弁で分かりました。

私たちが新たに知るような内容でございましたが、この返礼品の割合というのが、例えば、1万円の寄附があったとしましょう。返礼品の金額というのは3割以下でございますので、3,000円の品物だった。返礼品が3,000円の品物だったと。このふるさと納税については、ふるさと納税のサイト業者と中間業者がいらっしゃるわけですけども、返礼品の情報ポータルサイトに掲載する、そういう役割を担う業者さんがいらっしゃるんですけども、その手数料、委託料を含めましたときに、安く見積もって15%のとき1,500円になるんです。

それから、配送運賃、ふるさと寄附をされる人たちというのは、都市圏の人たちがほとんどでございます。この山都町のように都市から離れば離れるほど、運賃というのは高くなっていきます。しかし、1個1,500円と見て、それプラス事務費辺りを入れると、安く見積もっても60%以上になってしまうんです。ですから、今のこの制度では50%以下に収めるためには、返礼品の額を下げるしか方法がないってなってしまうんです。大手の事業者が、山都町のために、そんな委託料とかを下げるはずはないんです。今の制度でいきますと、返礼品の額を下げるしか方法がないということになります。

この制度でいきますと、こういう山都町のような田舎になればなるほど、調達額というか、返礼品から含めての募集費用というのが高くなってしまふ。そういう非常に矛盾したことが起きて

しまう。ですから、その辺は検証していただきたいと思うところでございます。

そこで、次の第三者調査委員会というのが出てくるんですけども、10月の臨時議会で、第三者調査委員会の設置が可決されました。これは、なぜ、この町が指定対象団体から取り消されたのかを検証するための第三者調査委員会、これが設置されましたので、そこで、今の私の話も検証していただきたいし、第三者調査委員会のその後の状況はどうなっていて、いつくらいをめぐりにしているのかをお聞きいたします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。まず、昨日の3番議員の一般質問への答弁において触れさせていただきましたが、改めて、第三者調査委員会の設置目的を含め、お答えします。

第三者調査委員会は、今般のふるさと納税対象指定団体取消しの決定を受け、本町におけるふるさと納税の募集費用が基準額を超過した要因について、詳細を精査するとともに、役場内の業務体制を含むガバナンスの在り方について検証を行うために設置したもので、日本弁護士連合会が示された、地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針を踏まえ、公正中立な立場から調査等を行っていただくこととしています。

まず、先ほど議員がおっしゃいましたように、令和7年10月24日の臨時議会で条例案を議決いただき、同日付で条例を制定・公布、その後、行政学などの専門家2名、法律専門家1名、経営専門家1名による構成を想定して、各団体に推薦をお願いし、11月20日までに人選を確認し、12月5日に開催しました第1回委員会において委員を委嘱いたしました。

第1回委員会では、委員長に対し、原因を含む事実関係を究明し、把握し、及び、認定し、必要に応じて再発防止策等に関する意見を形成し、これを町長に報告されるよう諮問を行いました。

その後の協議では、ふるさと納税制度の概要やふるさと納税制度の指定取消しに至った経緯に関する質疑応答を、また、調査計画の検討において、調査の方向性の大枠に関して意見を交換されました。

今後の委員会は委員の協議により調整されます。

町としては、年度内の検証報告を期待しているところではあるんですけども、委員会は独立して運営されますので、調査状況を見守らせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 私も、年度内に報告があつてしかるべきだと、そういうふうには思っております。何でもかといいますが、できるだけ早く対処を考えないかんわけですよ、町としても。ですから、委員会報告はできるだけ年度内にあるように、そういう働きかけをしてほしいと思っております。

調査委員会は委員会として動いてほしいんですけど、問題等の定義というか、そういうことはしてほしいんですけども、もう一つ、返礼品事業者という方々がいらっしゃるんです。ふるさと納税の返礼品を扱う、扱うというか、返礼品の業者さんがいらっしゃるんですけども、山都町内に59事業者、それから、山都町外に21件の事業者さんがいらっしゃるんですけども、その辺の対

応をどう考えられていらっしゃるかというのをお聞きいたします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。町では、10月3日に事業者説明会を開催し、その後、アンケート調査を行い、事業者の皆様が抱える課題や今後への不安、町への御要望等を確認いたしました。その上で、10月下旬から11月下旬にかけて、役場内で手分けしまして、職員が事業所様を直接訪問し、現状を伺いながら、さらに具体的な状況把握を進めてまいりました。

現在、アンケート調査や聞き取り内容を整理しており、それを踏まえ、役場内で協議を重ね、物産・物販の拡充やECサイトの設立など、事業者の皆様を支援する施策を検討し、実行に移していく方針です。

なお、物産・物販の拡充策は先行して実施しておりまして、その都度事業者の皆様ご案内させていただいています。事業者の皆様が少しでも安心して活動に取り組めるよう、今後も寄り添った対応に努めてまいります。

また、町外の事業者であります共通返礼品提供事業者様に関しましては、郡内自治体及び中間事業者が同一であります県内自治体を訪問しまして、共通返礼品の取扱いをお願いしてまいりました。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） この町内の返礼品事業者の多くは、このふるさと納税を利用して、町外の人たちに山都町に納税していただく。少しでも山都町の税収を上げるために協力していらっしゃる人たちなんです。

町は、確かに、今お話がありましたように、この人たちの減収を少しでも減らすために、販路拡大に取り組んでいただいておりますし、いろんなイベントもしていただいております。また、ECサイトなどにも取り組んでいただいているのは知っておりますし、大変ありがたいし、また、それに協力していただいている方々にも感謝申し上げます。

また、先ほどありましたように、手分けして聞き取り調査もされているようでございますが、この返礼品事業者というのは、このふるさと納税が1億から3億、6億というふうに倍々増えてきたんですね。納税金額がですね。それに、この返礼品額も一緒に倍々に増えてきた。それに対応するために、準備計画されとるわけですよ。今で言えば、年末に対して、いろんな農産物を用意したりとか、そういう準備をされております。それから、これには資材も含まれます。その減少分または資材費はどう考えるのか、どうするのか。その辺をお聞きいたします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。指定を取り消された結果、返礼品取扱事業者の皆様にご迷惑をおかけしたことについては、改めておわび申し上げます。

先ほど申し上げました事業者からの直接の聞き取りにより、各事業者の思いを今整理しているところであります。ですので、まずは、物産・物販の支援を積極的に展開していくことに注力を

させていただき、その聞き取りの整理を踏まえた上で、今後また検討してまいりたいと思います。
以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 物販を一生懸命されていらっしゃるの、感謝はしておりますが、この返礼品事業者側からすると、また別の仕事が増えるという状態が発生するんですね。これが永久的に続くかということ、なかなかそれも難しいんじゃないかと。いろんなところで物販されとるのもずっと続くのかということも非常に疑問がありますし、今聞き取りの調査の結果は、あんまり、私もその1人なんですけども、わざわざうちに来ていいよ。もう別にしてもらおうと思ったらんていう話をしました。ちょっと情報を仕入れた段階では、ほとんどの方が補償を望んではない。まず、販売関係をしっかりしてくれていう話が多かったという話でございましたので、説明会のときに来られて、町の対応をどうするかで、どうするつもりなのかと、意見がいっぱい出ましたが、その方々に聞いてみました。「何て答えられましたか」て。たら、「いやもうわざわざうちまで来ていい」て答えたって、「電話で来ます」て言われたんで、「もう来ていい」て答えた。「補償もしてもらわんでいい」て答えたという方が何人もいらっしゃるんですね。それをしっかり話を聞きますと、「山都町にはお金なかでしょうが」て、「それで補償せいか、そういうことは言えんもん」て、「何かほかに財源があつですか」て、私のほうに今度は質問があつたぐらいで。

本当は、もう資材費とかお金はかかっている。材料を集めるために材料費がかかっている。その売上げというのは、もう計画に入っているんです。自分とこの計画にですね。それがなくなる、これは本当にすごい痛手なんです。その人たちは、本当に山都町の人たちは、人間がいいんですよ。もうこらえていう話がほとんどです。しょうがない。そういう話がほとんどなんです。だけど、実際は、それ用に、ふるさと納税返礼品用に買った材料があつたりするんです。資材があつたりするんです。そういう痛い思いをされとる。この辺は、支援委員会辺りが今度できる。できとるのか分かりませんが、そういったところでもしっかり検証、検討していただいて、その返礼品の業者さん、事業者さんたちは、できるだけ助けていただきたいと思っております。

ただ、私は、町内事業者と町外事業者、あるいは、山都町産の品物を使っている事業者というのは、分ける必要があると思うんですよ。何らかの補償をするとしてもですね。ですから、その辺はどう考えられるか。あるいは、これ簡単に町が判断してはいけない部分もあると思いますので、弁護士辺りと相談はされとるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 今おっしゃいました弁護士への相談の部分につきましては、今までの返礼品の設定に関して相談しているかということ。

○10番（矢仁田秀典君） 補償です。

○総務課長（工藤博人君） 補償に関してですね。当然、町のそういう、何ちゅうか、重要な判断の部分にもなってくるものですので、顧問弁護士のほうには当然相談をさせていただいております。

○10番（矢仁田秀典君） どの人が。

○総務課長（工藤博人君） そちらの補償の件についても、今現時点では今相談している最中ですので、今ここではっきりと申し上げることができません。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） まだ、聞き取り調査の段階でございますし、どうなるかというのは分からないところでございますけども、第三者調査委員会とは別個に、このふるさと納税の返礼品事業者の皆さんには、何らかの手当なりをしてほしいと思っておりますので、その辺は弁護士辺りと相談しながら、町ができる部分であればしてほしいと思っております。

これにつきましては、もともとこのふるさと納税は事業に全部使ってきたわけではございません。基金にも積立てしておりますし、そういった部分で、事業者への対応は、できることもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、このふるさと納税の税金の減少分、その対策はどう考えるかという質問をするんですけども、これにつきましては、昨日、歳入歳出には影響がないという話がありましたが、その辺について、もう一度お願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。現状、ふるさと寄附金のような、自治体にとって優位性の高い制度というのは、ほかに見当たらないところです。また、別の制度で、企業様から寄附をいただく企業版ふるさと納税という制度がございますが、現時点において、令和9年度までの制度ですし、ふるさと寄附金の規模での歳入は望みにくいというのが現状です。

そのことを踏まえますと、ふるさと納税減少に伴う歳入財源の減少にしっかりと向き合い、既存事業の見直しを含め、今年度策定する第三次総合計画を踏まえ、真に必要な事業に注力しつつ、併せて国県補助等ほかの財源をしっかりと確保しながら、町財政の健全性を保っていく必要があると考えます。

歳出部分につきましては、昨日も申しましたので、ちょっとかぶる部分もあるかと思っておりますけれども、指定取消しに伴いまして、令和7年度当初予算で予定していました基金への積み増しは見直しが必要となります。当初は令和7年度末の基金残高を約4億9,000万円程度と見込んでいましたが、下方修正せざるを得ない状況です。今後の歳出状況を踏まえながら、補正予算にて適切に調整していくことといたしております。

令和8年度以降につきましては、基金の残高を考慮しつつ、歳出事業の財源に充当していく方針です。ただし、現時点で充当可能額や具体的な事業への予算化について、明確にお示しするのは難しい状況です。そのため、充当事業の見直しや充当額の調整を行うことで柔軟に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） この寄附金も、もともとなかったものでございますので、予定に入

れて、収入の予定に入れて、あるいは歳出に予定に入れてというのは、なかなかできない部分があったと思いますけども、実際は、この寄附金を使って事業はしてきておるわけですね。その辺の減少分を、どっかほかので、補正したりして入れてくるわけでございますけども、それ以外に、次にもう進みますけども、この減少しました、税収が減少します。じゃあ、税収を上げるためにはどうするのかという話になっていくんですけども。

そこで、2番に来るんですけども、私は、今までにも税収を上げるために、いろんな方法を提案してきました。その中で、前回も言いましたけども、企業誘致も必要でございますけども、町内企業の育成と応援というのは、非常に必要ではないかと思うところがあります。この辺については、前回も答弁していただいておりますけども、もうちょっとですね、町はこうしていくんだ、何というか、ありきたりな答弁ではなく、町として、町内企業、優良企業が幾つもあります。そこをこういうふうにして応援したい。そういう気持ちを聞きたいと思って、これを質問しております。どうですか、町長。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。町の町内事業者への支援につきましては、現在、にぎわうまちづくりを目的としまして、空き家活用や、起業等に係る経費の一部を支援するための事業所改修等支援事業補助金、また、ふるさと納税返礼品の商品開発等に要する費用の一部を補助する商品開発事業補助金等を行っております。いずれも町単独の費用によるものということでございます。その他、観光産業としてのPR事業、各種イベント、その他町外物産展への出展により、特産品の販売や販路開拓等を推し進めているところでございます。

また、商工会におかれましても、支援及び相談窓口、町との連携事業も含めまして、小規模事業者への補助金と各種情報の提供、講習会、セミナー等の開催、創業支援や経営支援、また、商談会や山都町物産のスペシャルセレクトとしての売り込みなども行っているところでございます。

あわせまして、後継者不足による廃業を防ぐ観点から、各機関との事業承継連携支援協定を締結するなど、多様な支援に取り組んでいるところでございます。

議員御質問の税収を上げる観点と併せまして、町内企業の育成や後継者対策による波及効果につきましては、地域経済の活性化、雇用機会の創出、定住人口維持・増加、ひいては、地域コミュニティの強化につながるものと認識しているところでございます。

そのことから、引き続き、町内業者の育成については効果的な施策の実施を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 小規模事業者、起業家については、今町長がおっしゃるような話で進めていただければ、新たな企業辺りがしやすい状況が出てくるかなとは思いますが、今ある町内の企業ですね、その辺を育成したり応援するためには、土地とか、何ていう、工場の誘致、工場を広げるための土地とか、あるいは、働く人のあっせんというのが必要になってくると思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。御質問の働く方のあっせんということに関しましては、事業者と働き手のマッチング、組合せですとか、そういった意味合いかと受け取らせていただきました。

働き手としての観点では、上益城や宇城ハローワーク発行の求人情報について、庁内窓口等へ設置しまして、情報提供に努めておりますとともに、山の都移住スマイルセンターでは、移住定住に関する相談窓口を設置しまして、併せて仕事探しや起業への相談に応じているものでございます。

また、県内での広域的な取組としまして、熊本連携中枢都市圏事業の合同就職説明会へ町内参加企業を募集するなど、雇用側にも働き手側にも、あらゆる機会の創出を目指しているというところでございます。

事業者の継続や雇用関係の安定化という意味でも、町内の人口対策に寄与しまして、地域の持続可能な発展にもつながるものと考えております。

引き続き、町内情勢の情報収集とともに、町の取組方についても探ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） いろんな取組をされているのは知っておりますけども、企業側に、何てか、企業側からこうしてほしいと、町にしてほしいという話ではなくて、町が企業に、こういう人たちがいます、あるいは、こういう土地を提供できますとか、そういう企業とのもつと、何というか、話を密にして、企業はどういうのが欲しいのか、どういう人が欲しいのか、そういったのも聞いていただいて、それを町外、あるいは、今先ほど言いました、ありましたように、マッチングの場で見つけていただいて、企業に紹介する。町が主体となって動いて、町内の企業を育てる、そういう気持ちで動いてほしいと思います。

それと別にですけども、3番に、宅地造成と若者向けアパート等を町が取り組む必要があるのではないかという話を、これは前からしておりますけども、この山都町からは、町外、特に益城、御船、その辺り、嘉島、その辺に家を建てる方が、もう次から次にいらっしゃいます。そういったところで、町に宅地を造成して、あるいは、若者向けのアパートを造って、そういう、住みたい、住める、そういうのに取り組む必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 山の都創造課長、菊地勝也君。

○山の都創造課長（菊地勝也君） お答えいたします。税金を上げるためには、移住定住人口の増加や地域の活性化が重要であることは認識しております。

御質問の宅地造成や若者向けアパートの整備は、その目的達成のための手段の一つであり、有効であると考えています。近年の町の住宅施策につきましては、平成30年度の浦川地区山都テラス分譲地10区画の販売や、令和4年度には若者向け子育て支援住宅下市住宅（おおりメゾンド浜町）12戸の住宅建設などに取り組んでおります。分譲地の申込みから完売まで時間を要しな

ったことや、入居募集の申込み件数が多かったことなどを考慮すれば、一定の需要はあるものと思っております。

宅地造成の取組につきましては、今年度、宅地開発基本計画を策定いたします。現在、宅地開発の目的や、高速道路インターチェンジや学校、病院など公共施設への交通アクセスなど、地域特性の分析、開発に係るコスト費用などを総合的に判断し、遊休町有地を中心に候補地の選定を行っている状況です。

また、そのほかの取組としまして、民間事業者へ宅地造成に係る一定の補助金を交付することで、宅地の造成、分譲販売を行っていただき、町の定住支援補助金などと組み合わせることで、移住定住の促進及び人口の流出の抑制、地域の活性化につなげていけないかと、実施に向けて計画検討を行っている状況です。

若者向けアパート等については、町が建設、維持管理、運営を行わない民間手法を活用した取組ができないかなど、ほかの自治体の事例を参考に検討を行っておりますが、まずは、有効な建設場所の選定を行う必要があります。宅地造成候補地の一角にアパート等の建設を行うことを考慮することも考えられるため、引き続き、庁内でも検討を重ね、議員の皆様へ情報共有を行いながら業務に当たってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 前向きに取り組むという話でございますので、提案、千寿苑の横の体育館の後ろの山は町有地です。あそこに宅地を造成すれば、パスレルを含め、総合運動公園がそこにあるんですよ。子育て世代なんかは、物すごくいい環境のところには宅地があるというふうになると思うんですよ。あの辺は、宅地造成の場所としては、非常にいい物件ではないか。ねえ、町有地でございますので。また、買う必要はない。そういうところは考えられます。

それから、矢部中の下、町営アパートがありますけども、ほとんど入ってらっしゃらないんですね。あそこを集約して、別に若者向けのアパートを建てるというのは、どうかと思うんですよ。そういったところも、これ聞いていいかどうか、まだ、そこまで考えがあるかどうか分からないので、あれですけども、そういうふうにして探せばある。実際、今ある。そういったところにぜひ取り組んでほしいと思います。これは、やっぱり町長決裁になってくると思いますので、町長、いかが考えますか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。ただいま山の都創造課長が申しあげましたように、現在、町といたしましては、宅地開発基本計画を策定しているところでございます。

昨年、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジも開通いたしました。非常にこの山都町を取り巻く環境は変わっております。今後こういった自然環境の中で、多くの若い人たち、また、高齢者の皆さん方が安心して暮らすためには、住環境の整備というものが一番重要であるというふうに思っております。

ただいま議員のほうからも御提案ありました遊休地、町有地のですね、そういうところを含め

ましても、この計画の中で、可能性等を今検討しながら、早急に示していけるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 私が今提案しました2か所は、非常にしやすい、しやすいというか、宅地としてもすばらしいところになると思いますし、若者向けアパートを造るとしても、場所的に非常にいいところになるかと思しますので、その辺はしっかり検討していただいて、ぜひ造っていただきたいと思います。

次に、3番目に重点支援地方交付金についてお尋ねいたします。

2025年度補正予算で、自治体が自由に使える重点支援地方交付金が配分されますが、この使い方は計画しているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。令和7年11月28日に閣議決定された令和7年度補正予算案において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、先ほどおっしゃいました重点支援地方交付金に関する予算が追加計上されました。総額は2兆円で、そのうち0.4兆円が食料品の物価高騰に対する特別加算として措置されています。

これに伴い、国からは、本交付金を活用した支援について、可能な限り年内の予算化に向けて検討を進めるよう通知が発出されています。現時点において、具体的な交付金の配分額は示されていないものの、令和6年度補正予算での交付限度額のおおむね330%以上が想定されていることから、本町には2億円程度の配分があるのではないかと考えています。

また、今回の経済対策においては、従来の生活者支援等とは別枠で、食料品物価高騰に対する支援が必須項目として措置されているところです。この事業に関しまして、具体的な予算配分額や実施に際する詳細がまだ示されていない状況ではあるものの、現在、役場内で取組事業の選定やスケジュールの検討を進めており、なるべく早い時期に皆様に方針をお示ししたいと考えております。

町民の皆様の生活を支えるため、引き続き、迅速かつ適切な対応を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） このお金は、自治体が自由に使える。先行して隣の町で、村か、町では、おこめ券なんかをされておりますけども、ただ、おこめ券については、問題も発生しやせんかなと思つとる部分がありますけども、できるだけ早めに計画して進めて、町民の皆さんに対しては何が一番いいのか、そういったことを検討してほしいと思います。これは自由に使えるお金でございますので、町が考えることに使えるわけです。ですから、町民の皆さんのためになる、そういったのをしっかり早めに計画していただきたいと思います。

次、4番にいきます。

スマホ条例についてでございますが、スマホ2時間条例ですけども、愛知県の豊明市が9月に

施行したスマホ2時間条例を、町としてはどう考えるのかをお聞きいたします。

○議長（飯開政俊君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。愛知県豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例の目的に関しましては、多岐にわたりますので、私に取りまとめて答弁させていただきます。

この条例の最大の目的は市民の適切な睡眠時間の確保とされており、そのためにどのような行動をとるべきかを条例化されております。この条例を大まかにまとめますと、スマートフォンなどの便利なツールの利用による弊害、過剰使用による睡眠不足や生活への支障を防ぐ。子どもを含む全世代が自身のスマホ使用を見直すきっかけとする。あくまで啓発を目的としており、罰則は設けない。2時間という目安は、余暇時間を睡眠時間から逆算して示した推奨値であることなどとなっております。

具体的な取組内容は、啓発活動、相談支援、調査などが含まれており、この条例は生活リズムの見直しのきっかけとなる啓発を重視しているものと考えております。

スマホは現代の生活、デジタル社会には欠かせないものとなっております、本町におきましては、デジタルデバインド対策やDXの推進などを行っており、地方にいてもデジタルの力で豊かな生活が送れるよう、今後も対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 賛否両論あるのは承知しております。

私は、これ、このスマホにつきましては、今までも何回か、こういう規制というか、そういうのが必要ではないかと一般質問でも訴えてきました。実際、子どもたちがオンラインゲームなどをして、昼夜逆転している生活を送った結果、不登校になる子どもたちが増えとる。そういう事実がありますし、子どもたちが依存し過ぎている。勉強する時間よりもスマホを見る時間が多くなる。あるいは、家庭でも親と接する時間よりもスマホが多くなる。それで、今度は睡眠時間まで減っている。そういうのが増えとるといのは、これはどっかで誰かが規制をする必要があるんじゃないかと思うところです。

それから、また、大人も一緒です。睡眠時間を削ってスマホを使用しているという例もあります。私も、この一般質問しようとしたところが、家内から、「スマホばっか見て、話も半分しか聞かんようなあなたが、まずスマホ条例を考えないかんとじゃないか」という話をされましたが、大人は自己責任です。ところが、学生以下、例えば、小学生は9時までとか、高校生までは10時までとか、そういう規則みたいなものをつくって、どっかで規制をしてやる必要があるんじゃないか。それを今まで訴えてきましたけども、教育委員会のほうでは、これは家庭の問題という話でございました。しかし、家庭だけでは成り立たない、規制できないというのが今の現状だろうと思います。

そこで、私は、これを今回一般質問で出しておるんですけども、その辺を町として、こういう条例をつくって、2時間としなくてもいいですけど、何時まで、子どもは何時までとか、そういう

うふうにできないかと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。議員提案のスマホの規制の条例ということにつきましては、現代の時代におきましては、本当にこれが子どもから大人まで浸透しており、社会的問題になっているということで、私も承知しているところでございます。

この条例化をするか、しないかにつきましては、今後、関係課と協議をしながら、また検討はしていきますけれども、まずは、そういったことが少しでも減るような啓発を、各関係機関、町の各関係課においても行いながら、抑制をし、また、そういう自覚をしていただくようなことを、まずやっぱり進めるべきかなというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 私も、一般質問でちょっと言ったけれど、すぐすぐ条例ができるとは思っておりません。ただ、そういう啓発をしていただいて、できましたら、町のほうで取り組んで、少しでも不登校になる子どもたちを減らす、あるいは、大人でも、睡眠時間がちゃんとあって仕事ができる、そういう人たちを増やす、そういう条例、まあ条例、先々では条例になるかもしれませんが、そういったことを考えていただきたいと思っております。

今回、私は、この一般質問で一番言いたかったのは、ふるさと納税についてでございます。これについては、今、一般質問しましたので、取り組んでいただける内容も分かりましたし、今後の見通しもある程度分かってきました。

私たち議員も、物価高騰、賃金上昇を受けて、議員の期末手当も上がる予定でした。しかし、先日の議会運営委員会で決定したので、多分決まってしまうと思いますけども、2年間、このふるさと納税の指定が取り消されとる、この2年間は凍結というふうになりました。第三者委員会の検証次第かもしれませんが、このふるさと納税については、当時総務課長であり、この取り消された時の町長は、それなりの責任があると私は思っている。ですから、それなりの覚悟をして、この検証に臨んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで、今回の一般質問を終わります。

○議長（飯開政俊君） これをもって、10番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 皆さん、こんにちは。8番、西田由未子です。よろしくお願いいたします。

12月15日から佐賀の駐屯地に配備された陸上自衛隊のオスプレイが、大矢野原演習場で夜間飛行訓練を行う予定と報じられています。今朝からまた大きな砲弾の音が響いています。その上に夜間の低空飛行訓練という、危険な訓練は絶対にやめてほしいということを、住民の生命財産を守る責任主体としての町が、防衛省に対して強く要望していただきたいとお願ひしたいと思ひます。

昨日、清和で行われた人権講演会に行きました。長崎で被爆され、17年前から被爆体験の証言活動をされている方のお話を聞いて、現在も長崎、広島で使われた原爆の威力を大きく上回る核弾頭が、世界中に約1万2,500発あるということ、日本も軍備を核兵器をとひ、今の状況が怖いと話されていました。核を持たない、造らない、持ち込ませないという、非核3原則を守り、核兵器廃絶を具体化することが必要です。日本の沿岸をぐるっと囲むように33個の原発があります。たとひ今止まっひいても、核兵器になり得るこの原発も全て廃炉にすべきだと私は思ひます。

私たちは二度と戦争しないと誓ったことを忘れてはなりません。平和憲法を守り、未来ある子どもたちに平和と希望をつなげていく責任を改めて強く感じています。

それでは、質問台から質問します。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） ふるさと寄附金による事業の今後についてということでお尋ねしますが、10番議員の質問事項と重なる部分については、割愛されて構ひません。

山都町がふるさと納税で寄附総額に占める募集費用の割合を50%以下にするという国の基準を守れずに、ふるさと納税制度から2年間除外されることになってしまったことによる影響についてお尋ねをします。

これまで寄附総額から募集費用を引いたものを、ふるさと寄附金として基金に積み立ててきました。家庭で言えば貯金のようなもの。この一部を一般会計に繰り入れて毎年様々な事業の予算に一部を充てられてきていますが、今後どうなるのかということの心配でお尋ねをします。

令和7年9月までに積み立てられた基金の積立残高、先ほど4億9,000万とおっしゃった部分でしょうか。確認をお願いします。それから、財政調整基金という基金もありますが、その残高をお願いします。

そして、いろいろな事業に一部寄附金が充てられてきたと言ひましたが、今後2年間、このふるさと納税がない中で、これまでどおりの予算配分ができていくのかということが心配でありますので、今後2年間どのように対応されていくのか、影響はないのかということも含めて、御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えをします。今、現時点で確定している基金の残高ということで、一応現時点で確定しているのは令和6年度末になりますので、6年度末現在のそれぞれの残高をちょっとお知らせいたします。

ふるさと寄附金の積立金ですが、3億9,264万3,447円、一方、財政調整基金は19億6,240万8,605円となっています。また、積み立てたふるさと寄附金4億円弱、先ほど3億9,000幾らと言

いましたけれども、4億円弱のうち、令和7年度では2億円を一般会計歳出事業に充当しています。本年度のふるさと寄附金からの充当事業については、影響は生じず、計画どおり今進めているところです。

議員おっしゃった今後、令和8年度以降の分については、先ほど10番議員の説明の中でも、一般質問の中でもちょっとお答えした部分でもありますけれども、基金の残高をやっぱり十分熟慮しながら、歳出事業の財源に今後も充当していく方針であります。ただし、現時点では、充当可能額とか具体的な事業への予算化について、今後査定していくことになるんですけども、現時点で明確にお示しすることが難しい状況にあります。

そのため、充当事業の見直しとか、充当額の調整を今後行うことで柔軟に対応していくという対応しかないかなと思っているところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 充当可能額がまだ確定ではないということでしたが、令和7年度の予算に対して2億円を充ててある。その中で、予防接種、集団検診、子ども医療費助成に合計約1億円が充ててあって、事業の大部分をふるさと寄附金というふうになっていました。

予防接種、集団検診、子ども医療費助成というのは、住民の健康のために大変大事な事業です。今、精査して見極めるとおっしゃいましたけれども、ふるさと寄附金の積立残額が少ないから、これからの2年間の事業継続が難しいというふうな見通しは、もし立てられるのであったらば、財政調整基金の残高をお聞きしましたのは、そこからの充当をしてでも継続をしていってほしいという思いで質問をいたしました。

このほかにも継続が必要な事業に、いろいろとふるさと寄附金が今までも充てられてきています。私は、これまでふるさと寄附金を給食費の無償化に使えないかということは何度か提案してきましたが、安定財源ではないから、継続して予算が必要な事業には使えませんという答弁を繰り返していただきまして、納得してきた部分もあります。でも、それではなぜ、先ほど申し上げました健康のための事業予算はいいのだろうか。今回のような不測の事態が起きてしまい、余計に理解に苦しむという思いであります。

継続すべき大事な事業は、やはり一般財源できちんと確保すべきではないだろうかと思います。

ふるさと寄附金の使い方については、再検討が必要だというふうに思っております。足りない分がもし出てきたら、財調を使う予定があるのかということに対して、お答えをお願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。今後の事業につきましては、予算査定等を踏まえまして、各課の思いを聞きながら、実際、財源の調整をしていくことになるんですけども、今充当しておりますふるさと応援基金事業のほうにつきましても、町民の方に直接影響をやっぱり与える部分については、なるべく最小限に影響はとどめるべきかと考えておりますので、基本的にその部分にふるさと応援基金を充てていくという形になりますし、その不足分に財調を充てるという部分につきましては、全体的な予算を見ながら、必要であれば充てさせていただくとい

うこととなります。そういう形で柔軟に調整をしていくことと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 先ほど財政調整基金の残高が19億というふうにお聞きしましたけれども、大体災害がなければ、150億ぐらいの山都町の予算を考えたときに、1割強の貯金があるということに対しては、多過ぎるんじゃないかなという感じを持つたりもします。確かに、緊急的なことに対して、あるものだと理解しておりますけれども、それだけ年度年度の余った分という言い方をしているのか分かりませんが、それがこうやって積み立てられていく財政調整基金が多過ぎると思ったときには、じゃあ、本当に必要だった単年度の予算執行がちゃんとされてきたのかなということも点検しなければいけないというふうに感じておりますので、よろしくをお願いします。

やはり大事なところにはきちんと、財政調整基金を使ってでも継続をしていただきたいということを重ねてお願いしたいと思います。

それでは、2番目にいきます。

子育て支援住宅の計画についてですが、先ほどの10番議員が質問されたことに重なる部分がたくさんあるかと思っておりますので、重なる部分はもう結構ですので、付け加えがあったりしたところをお願いしたいと思っております。なので、（1）と（2）にはまとめてお尋ねします。

6月議会において、山都モデルの住宅地整備、空き家の有効活用の取組、公有地を有効利用した住環境整備を進めるという町長の御答弁がありました。その進捗状況について、付け加えがあったらお願いしたいということと、それから、（2）番目のサブリースの取組について、これまでも他の議員からも何度か提案がされてきています。サブリースでどんなのかなということで、もう一度確認させてもらいますと、これは他の自治体の例ですので、これが全部というわけではありませんが、空き家を貸家に利用する仕組み、まず町が所有者から空き家を無料で借り上げて、いろんな台所、浴室、トイレなどの水回りを中心に改修したら、移住者の方なり、町内の方でもいいんですけど、借りたいという方を募って、希望者に安価で貸し出すと。改修費には、国の空き家対策総合支援事業を活用すると。町と県が4分の1ずつ、残り半分を国が負担。この事業、今でも継続しているのかどうかちょっと調べておりませんが。町負担の回収分は、賃料、何ていいますかね、賃料ですね、家賃として回収して、空き家の所有者には求めない。10年ほどで回収を終えたら、町は家を所有者に返す、または、引き続き貸すことを望まれば、家賃収入が入ってくる。いろんな自治体の例があるようで、住んでいる方にもう渡すというような自治体もあるみたいです。

そのようなサブリースの仕組みを山都町でもできないかということに対して、今年の6月に、導入に当たって課題解決のために、町の空き家対策協議会に諮ったり、国や県の補助金活用を検討したりしたいという御答弁があったかと思っております。調べましたら、熊本県にも空き家活用促進モデル事業というものがございました。いろんなことで御検討いただいた内容を御説明いただきたいと思っております。

○議長（飯開政俊君） 山の都創造課長、菊地勝也君。

○山の都創造課長（菊地勝也君） お答えいたします。御質問の山都町モデルの住宅地整備については、坂本町長が公約に掲げています、山の都づくりの取組の一つかと存じます。山都モデルに関して、明確な定義付けは行っておりませんが、宅地の1区画当たりの面積を広く確保することが山都らしさではないかと思っております。家を建てる際の自由度が増し、開放感とゆとりが生まれ、家庭菜園など多様な用途に対応できるのではないかと思いますので、実施設計に盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、空き家の有効活用の取組につきましては、山の都移住すまいるセンターで業務を行っている空き家バンク制度で、既存の空き家を移住希望者や町内の住民へと橋渡しを行っております。また、空き家バンクに登録された空き家が対象となりますが、空き家改修補助金を執行しております。令和6年度の実績としまして、21件、2,042万4,000円、今年度につきましては、11月末での実績ですけれども、23件、2,144万6,000円の交付を行っております。予算の執行も順調で、11月上旬には見込みではありますが、予算上限に達したため募集を締め切っております。以後も補助金について問合せをいただいている状況で、需要はあるため、今後も予算の確保に努め、移住定住の促進、空き家の解消に少しでも寄与できるように今後も取り組んでまいりたいと思っております。

公有地を有効活用した住環境整備につきましては、10番議員とかぶりますが、今年度、宅地開発基本計画を策定いたしますが、現在、宅地開発の目的や、高速道路インターチェンジや学校、病院など公共施設への交通アクセスなど、地域特性の分析、開発に係るコスト費用などを総合的に判断し、遊休町有地を中心に候補地の選定を行っている状況でございます。事業の実施の段階に至った場合には、議員の皆様をはじめ、住民の皆様にも説明し、町長の公約でもあります山都モデルの住宅整備が実現できるよう取り組んでまいりたいと思っておりますし、併せて、下市住宅（おおりメゾンド浜町）のような子育て支援住宅などの建設も含めて、関係各課と協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

続きまして、サブリースの取組についてお答えいたします。

本町では、人口減少が進む中で、空き家の増加という課題が顕著となっております。その活用がまちの活性化や定住促進において重要なテーマであると認識しております。サブリースの取組についての御質問ですが、自治体によるサブリース事業は、自治体が所有者から空き家等を長期で借り受け、必要な改修を行い、移住者等へ賃貸を行う制度ですが、サブリース事業のメリットとしては、住宅を新しく建築するよりも低コストで行うことが可能で、自治体が借り受けすることで、所有者の安心感も生まれるのではないかと思います。また、サブリースによる空き家改修工事に対しては、国の補助金を活用することも可能で、所有者の管理負担軽減になるということも言えるかと思います。

しかしながら、サブリース住宅の選定については、まずはしっかりとしたニーズの調査を行うことが肝要で、行政側にとっては、住宅の維持管理、修繕、家賃の徴収などの業務が増えることにもなります。空き家によっては、耐震診断や耐震改修が必要となる物件も考えられるため、その分改修費用も増えてまいります。公費で改修した住宅の家賃だけで改修費用を補っていくこと

は難しいことも推測できますので、サブリース事業の導入に当たっては、民間活力を生かした事業展開ができないかなど検討してまいります。

次に、民間活力を生かした空き家改修についての御質問ですが、空き家の有効活用については、町単独での取組だけでなく、民間活力を最大限に生かして進めることが効果的であると考えております。民間活力を生かした取組として、近年では、空き家をカフェや宿泊施設などにリノベーションし、観光振興や地域交流の場として活用している事例も増えております。リノベーション事業を手がける企業などと連携が非常に重要になってくるかと思っております。実際に山都町の国宝通潤橋や蘇陽峡の眺望、四季折々の豊かな自然など山都町の空き家にも魅力を感じている企業からも相談を受けている状況で、連携してこうした取組ができないかなど最大限の可能性を活用して、実現できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 空き家バンクでの改修申込みがもう募集締切りというふうにおっしゃいました。現実には目の前にニーズがあるわけなので、もうすぐにもでも補正を打って、逃がさないようにしていただきたいと思っております。

そして、宅地開発の基本計画のこともおっしゃいました。10番議員もいろんな候補地を先ほど示されましたけれども、考えていらっしゃると思いますが、蘇陽病院の跡地もありますね。やっぱり学校や病院に近いところというところであれば、適地ではないかと思っております。

それから、おおりのようなものも考えたいとおっしゃいましたけれども、私はもう、立派でおおりはいいと思いますが、もう普通の、民間がされる、どこにでも建っているような2階建てで4軒あるような、そういうようなのをもう、民間と協力してですけれども、そういうのだったら、ぱっぱとできないかなというふうに思います。御検討をお願いします。

本当にサブリースについても、民間活力の検討をされるのも本当に大事だと思います。地元業者の育成ということにもつながりますし、ぜひスピード感を持ってやっていただきたいと思っております。ありがとうございました。

現実を申し上げますと、そういうニーズがあるのに、山都町に住み続けたいけれども、希望に沿った住宅がなかなかないから山都町外へ引っ越される。山都町に住みたい、来たいと思うけれども、やっぱり同じように希望に沿った住宅がなかなかないので、移住に結びつかない。

子育て支援については、私は本当に誇るべき先進的な取組をされてきたと思っておりますけれども、だんだんほかの町村も同じような医療費、18歳まで無料とか、いろんなことが横並びになってきてしまって、住宅がない、なかなかない山都町が、私は選ばれなくなってしまっているという厳しい現実もあると、そういうふうに認識しないとイケないというふうに思っています。

高速道路が通潤橋インターまで開通したことで、言われてきたことは、山都町に住んで仕事場に通ってもらうと。だから、山都町に住んでもらいたいとお仕事場はね、町内でなくてもということがあったと思います。だから、いろんなことを考えていらっしゃると思いますが、やっぱり将来的にインターが、また、清和、蘇陽とつながっていくときに、じゃあ、インターに

近いところとか、先ほども言いましたけども、学校や病院に行きやすいところ、買物もしやすいところに住宅地が整備されるということで、私はやっぱり保育所や小中学校、矢部高校の存続にもつながる、そういう思いでお尋ねをしました。

だから、本当にできるだけ早く、私、議員にならせていただいて8年ですが、8年間ずっと、いろんな議員もずっとお願いをしてきた部分です。なので、本当にできるだけ早い、この住宅整備をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

すいません。次に行っていいですか、議長。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 教職員の働き方改革についてお尋ねをします。

今年度から熊本県の予算で、各学校に教育支援員が配置されていますが、山都町では全学校配置できているのでしょうか。とても先生方から助かるというお声を聞いております。

また、複式学級において、授業ができる町支援の先生の配置をお願いしてきましたが、来年度、複式学級が5学級の予定という中で、授業ができる先生の配置の見通しはいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。まず、教育業務支援員ですが、こちらは県の会計年度任用職員になり、県で募集、採用し、学校に配置されています。月20日以内の週20時間以内勤務となり、主な業務は、授業で使用する教材や配布物の印刷、教材資料の整理、小テスト等の採点、学校行事の準備など、児童生徒と直接関わりが少ない単純作業となっております。本年度の本町の配置状況は、小中学校8校中5校の配置となっております。

次に、複式学級への支援員についてですが、まず、複式学級の状況としまして、今年度は中島小学校と蘇陽小学校の2校に、各校2学級計4学級あります。こちらが、来年度は中島小学校に2学級、蘇陽小学校が全学年複式学級になり、合計で5学級になる見込みとなっております。前回の議会でも御提案いただきました、授業ができる支援員の配置につきましては、教育委員会としましても、他自治体の取組の事例として認識はしております。ですが、大きな課題として人員確保の困難さは継続してあるものと思っております。現在の教職員が不足している状況というところがあります。別途学級や教科を担当していただける方を確保することは相当に困難かと認識しております。

現状としましては、複式学級へ教諭補助を配置することにより、複式学級の児童生徒の学びの向上や教職員の負担軽減の対応を図っていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 県の予算ではもう全校配置ができる予算がきちんと確保されていると思いますが、山都町の場合、小中学校8校のうち5校にしか配置できなかった理由は何でしょうか。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） こちら教育業務支援員につきましては、県で募集、採用という流れになっております。ですので、募集がないと配置もできないというところがございますので、今現在、5名の方が募集、応募があつて採用になったというところになっております。

以上になります。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 県が募集されるに当たって、各校1人という予算立てで募集されたと思うんですが、人数が足りなかったのでしょうか。その辺は県にはお尋ねになってはいませんか。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 採用につきましては、県のほうで全てされておられます。採用の募集で応募があつた場合は、山都町のほうに、こういう募集があつたので今後採用について進めていきますという連絡はあつておりますので、そういった流れで、連絡があつて配置されたのが5名というところになっておりますので、残り3名、3校につきましては、まだ応募があつていないというような状況になっております。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 学校側から必要ですということ、言わないといけないということですか。応募があつてないというのは、すいません、ちょっと理解ができてないんですけど。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 説明足らずで申し訳ございません。学校から応募という形ではなく、議員おっしゃつたとおり、各学校に1名配置というところで募集が行われておりますので、その中から、どこ学校というわけではなく、教育業務支援員として応募され、その後、その方の状況、どこの学校とかそういうところの勤務場所とか、そういったところを勘案して、どこ学校というところで決められる流れとなっておりますので、どこ学校について募集しますということではございません。教育業務支援員として募集を行つて採用されるという流れになっております。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） すみません。何度も申し訳ありませんが、であるのならば、どうして8校全部に配置されなかったのかなと思うんですよね。本当にこれは町の予算と別に、県がきちんと予算立てされて、配置ができる支援員さんなので、ぜひ、特に蘇陽小、来年度から完全複式になる中で、1人でも支援の方がいらっしゃるといふのは、ありがたいことですので、来年度、このようなことにならないようにしていただきたいというか、町にお願いしても無理なんですかね。全校配置が必ずかなうように、町からも県のほうに要望をしていっていただきたいと思いますが、お願いしますが、いいですか。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 現在、教育業務支援員で配置されている方につきましては、声かけ等を行いながら、この学校だったら可能ということで採用された方もいらっしゃいます。

県としましては、各学校に1名配置というところで、募集は、引き続き、現在も行われておりますので、こちら、もしこういうことが可能という方がいらっしゃれば、そちらをお勧めするというか、案内するというようなことは、今後も続けていきたいと思っております。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） できるだけ全校配置になりますようによろしくお願いいたします。
次に行きます。

これまで毎年小中学校の先生方の勤務時間についてお尋ねをしてきました。どれだけ残業があって、家に持ち帰ってどれだけの仕事をしているのか。長時間労働の実態を正確に把握するために、どのような手だてを取ってこられたのかをお尋ねします。

昨年12月に出勤管理システムというのを導入されたと聞いておりますが、導入されて何がよく分かるようになったのでしょうか。そして、長時間労働は改善されていっているのか御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 本町の小中学校教員の勤務時間については、出勤管理システムを昨年度から全校に導入しております。これは、各先生のパソコンにて出勤時、退勤時に処理を行い、それで、出勤の状況につきましてはデータ管理を行っております。

出勤時間の適正管理につきましては、関係通知文や校長会等で周知を行い、課題意識を持って各校で取り組まれております。

小中学校教員の時間外勤務の状況ですが、令和7年4月から7月までの実態としまして、教職員の約4割が月45時間を超え、約3%が月80時間を超えており、昨年度の同時期と比較しても同じような状況にあります。校務負担の教職員間のバランスについては、学校において工夫してやっています。

教育委員会としまして、校長会等の場において、超過勤務の状況をお伝えするとともに、教職員の日頃の様子や在校等時間の状況に注意を払っていただき、産業医への相談といった体制についての周知もお願いしているところです。

以上になります。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 各先生のパソコンで出勤時間がはっきり分かるようになっていると。それを教育委員会のほうも全部把握されていますか。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） システムでデータ管理されておりますので、確認は必要に応じてすることはできます。ただ、今現在把握しておりますのは、45時間以上の超過勤務があった先生方の状況についてのみ把握しているような状況でございます。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） これまでも何度か申し上げてきましたけれども、先生方は、もうどうしても業務が減らないので、変わらないから、どうしても残業をしないといけない状況に追い

込まれているんですね。なので、45時間以上にならないように、タイムカードを押した後に、やっぱり残って仕事をされたりとか、土曜日曜に行っていらっしゃるのに、タイムカードを押していない、タイムカードといいますが、パソコン処理をしていないという実態があるんですよ。その実態をそのままにしているというのは、管理職の先生方への処罰の対象にもなるというふうに聞いています。

校長会とかで、超過勤務にならないようにというふうにおっしゃっていただいているのは、本当にありがたいことなんですけれども、もうせざるを得ない、業務が減らない限り、せざるを得ない状況に追い込まれているということも、もう一度認識いただいて、教育委員会としては、やっぱり個々人の勤務実態しっかり把握していただいて、長時間労働を改善して、1日でも早く健康で先生方が働き続けられるよう、そのことは子どもたちの健やかな成長に直結します。そういう職場となるように、ぜひ御指導と業務削減の具体化をよろしくお願ひしたいと思います。

その業務削減の具体化の一つに、(3)番にいきますけど、中学校の部活動を地域移行することというのは、長時間労働を減らすために有効だというふうになっています。小学校の部活動が地域移行したことで、小学校の先生方の残業時間としては、確実に減ってきているはずですよ。

部活動支援員の方は、昨年度4名と聞いていますけども、今年度はどのようになっているでしょうか。中学校部活動の地域移行については、受皿づくり等を含めて検討中ということでしたが、どのように進んでいるか御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） まず、部活動指導員ですけども、今年は現在3名の方が配置されております。

続きまして、中学校部活動の地域移行についてなんですけど、県内の他自治体におきまして、先行事例等ありますので、そちらを参考に現在情報収集等を行っているところです。年明け1月には、山都町中学校部活動地域展開検討委員会、こちらを設置しまして、関係機関と共に協議を始める予定としております。

本町の現状としまして、三中学校で合計12の部活動があり、平均で55%の生徒が所属しております。中学校部活動地域移行を進めていく中での課題として、少子化による競技種目の選定、指導者の確保、活動場所及び移動手段の確保などが想定されます。児童生徒、保護者、教職員等へのアンケート調査や指導者の情報収集等を行い、本町で実施可能な方法の検討を進めていく予定としております。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） ぜひ、検討を進めていただいでよろしくお願ひします。

次に、小中学校の施設整備の状況についてお尋ねをします。

小中学校の老朽化に伴い、雨漏りその他の危険箇所の修理の要望が各学校から上がっていると思います。今年度の当初には、大分大きな予算がついていたと思います。そのことに関しては感謝申し上げますが、要望に対して、雨漏りその他の危険箇所の修理の状況、併せてトイレの洋式化、特別教室を含めたクーラー設置、エレベーター設置の状況について御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 小中学校の校舎につきましては、古いもので建築から52年を経過しており、老朽化が進んでおります。毎年現地確認と学校への聞き取りを行い、優先順位を見極めながら修繕や工事等を行っております。

まず、雨漏りにつきましては、大小ありますが全小中学校で発生しております。そのうち2校は今年度対応済みですが、残り2校につきましては、来年度対応するため準備を進めております。

校舎の雨漏りは、原因及び対応方法の見極めが難しく、修繕対応をとりながら工事を行う形で進めています。

危険箇所につきましては、優先度を確認し、対応を進めております。特に外壁落下への対応としまして、令和2年度に全学校の調査を行い、そのうち危険と思われる1校の外壁工事を行っております。今後も状況を確認しながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、トイレの洋式化については、令和2年度及び3年度に全小中学校で取組を行いました。改修前の洋式化率は37.6%でしたが、65.6%まで整備を行いました。トイレ洋式化時にスペースの都合により、トイレ設置数が減る箇所もありましたが、学校現場から不足しているとの意見はなく、また、利用する児童生徒数も年々減少していることから、不足はないと考えております。

次に、クーラー設置については、毎年度取組を進めております。普通教室、特別支援教室は全室設置済みですが、特別教室、こちらについては全室設置までは至っておりません。学校と調整し、優先度を決めながら、今後も設置を進めていきたいと思っております。

次に、エレベーターにつきましては、矢部中学校にのみ設置しております。毎月点検を行い、安全確保を行っておりますが、修理等が発生した場合の部品等の製造が老朽化でないということから、更新工事を行います。また、エレベーターとは違いますが、矢部小学校に肢体不自由児用の移動用として階段昇降機のほうを設置しております。

以上になります。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 毎年状況を確認いただいて、優先順位を決めてされているということは承知しておりますが、やはり老朽化もしているので大変だと思います、委員会としてもですね。義務教育学校設置について、なかなか具体的なことが出てこない中、それでも、やっぱり現在ある小中学校施設について、頑張っていらっしゃるとは思いますけれども、教育環境整備が遅れている状況にあると言わざるを得ないんじゃないかなと思います。

今在学中の子どもたちに我慢を強いるようなことがあってはならないと。そして、義務教育学校についても、子どもたちにとって何が大切か、予算面についても、新設か大規模改修か、小規模校を残すことも含めて、全町的な視点できちんと議論を積み重ねるべきだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。給食費の無償化についてです。

無償化については、もう小学生1人当たり4,700円という案が出ていたり、全額国庫負担は難しい、今日の新聞にも、県に半分お願ひしたいとかいうのが出て、「えー」と思ひしております。

はっきりした方針が出ないにもかかわらず、でもやっぱり来年春から小学校から実施予定となっていますよね。町としても対応に大変苦慮されていると思います。

ですが、どのようになったとしても、山都町ならではの給食体制をお願いしたい。有機農産物を含む、地産地消の安心・安全で質の高い給食提供のためには、やはり町がある程度の予算を上乗せして完全無償化とすべきと思っております。

1人当たり4,700円の国負担、県が入るか分かりませんが、そうなったときに、町の差額を1,500円上乗せすれば、私の計算では質を落とさずに済む。それには、町の負担が825万ぐらいただと計算しました。この町負担をすることで、同様の質の高い給食を完全無償化することができると思っております。

そして、もう(2)番も一緒にお尋ねしますが、まずは小学校からと言っていますが、だからこそ先駆けて中学校についても、町独自で一緒に無償化していくことが、ならではの給食体制、先駆けて、ほかとほかの町と差別化した、子育て支援というふうになる。私の計算では、約2,300万で中学校のほうも無償化できると思っております。

先ほどお尋ねした財政調整基金の残高を使うことだったり、国の重点支援地方交付金、先ほども10番議員から質問がありましたが、その推奨メニューというのを見てみると、学校給食費等の支援も入っていますから、重点支援交付金をどう使うかは今からだとおっしゃいましたので、それを使うことに対して、使えば可能じゃないかと思えます。町のお考えを御説明ください。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） まず、小学校の給食費無償化につきましては、現在、おっしゃられたとおり、国で協議が進められている最中と思います。まだ実施方法等についての情報等の開示がございませんので、そちらが出てからの検討になると思います。

また、学校給食は食育を行う上で重要になります。現在も行っております有機農産物を含む町産食材の使用は、町の基幹産業である農業への理解も深めることにもつながると思います。先ほど申しましたが、国から詳細な内容が示されるとしますので、その後、実施方法等を、近隣町村の状況も確認しながら、検討を進めたいと思っております。

あわせて、中学校の給食費につきましても、こちらと同じく、まだ小学校給食費の無償化について、どのような方法を取られるか、国から何も示されておりません。仮に中学校給食費を無償化する場合ですけれども、本年度の食材費と来年度の生徒数で試算した結果、約1億……、1,700万円の財源が必要となります。無償化とする場合は、継続した実施を想定することになるため、安定的な財源確保が必要だと思います。

まずは、国や県へ小学校だけでなく中学校まで対象を広げるような要望は行っていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 中学校に対して1億1,700万とおっしゃったのは、1,700万。すいません。失礼しました。何とか捻出できないものかと。これからだとは思いますが、見直し

を持って、そういう心意気で行っていただきたいというふうに思います。

それから、給食費の無償化に向けては公会計化の必要があると聞いています。これまでも公会計化の進捗状況をお尋ねしてきましたが、役場全体のシステム標準化に合わせるからということでした。でも、役場全体の標準化がまだ行われていないと思います。来年度からもし無償化が始まるとなると、対応はどのようにお考えですか。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） まず、公会計化につきましてですけれども、そもそも給食費無償化につきまして、まだ国で協議が進められている最中ですので、方法について、まだ分かっておりません。その情報が示された後に、公会計化も含めて検討を行いたいと思います。

システムの件なんですけれども、確かに公会計化するためには、新たなシステム導入が必要となります。そのためには、町の収納等のシステムとの連携が重要となるため、これまでシステム事業者にシステム導入について確認したところ、全国的に行われるシステムの標準化、こちらの影響によりまして、新たなシステム導入調整につきましては、令和8年度以降の対応しかできないというような回答をいただいているところになります。

以上になります。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） まずは、国の制度設計が先というのはよく分かりますけれども、来年度から無償化が始まったときに、混乱のないように御準備をお願いしたいと思います。

保育園のほうはもう公会計化されているのではないかと思うんですね。3歳以上が無料になっておりますので、御検討よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

次に、最後の質問です。令和7年度の山都町の燃えるごみ処理状況と広域ごみ処理計画の今後についてお尋ねをします。

2025年度から熊本市へ燃えるごみの処理を委託しておりますけれども、委託料や運搬経費についてどうなっているのか、併せてこれまでの燃えるごみ処理費用との比較の御説明をお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。本年4月から委託し始めて、まだ1年を通しておりませんので、通年的な費用は分かりかねますが、今までの実績として、熊本市へ月ごとに支払っております処理委託料が、4月から10月までで、累計で約2,825万円、同じく小峰クリーンセンターから熊本市の東部環境工場への運搬委託料、こちらは4月から11月までの実績がありましたので、その累計で214万円、計の約3,039万円です。これとは別に、各地の集積所から収集業者のほうで直接搬送する今年度のごみ収集運搬委託料は、昨年度と比較して約4,021万円増えております。

次に、燃えるごみ処理費用についてですが、かかる経費の仕分が困難ですので、予算ベースでの塵芥処理総務費、総額で比較しますと、令和7年度は令和6年度に比べ約2,335万円減少しております。しかしながら、昨年度と本年度は、熊本市へ委託に伴う、通常行わない改装及び閉鎖

工事が計上されておりますので、その分を除き比較しますと、約4,650万円程度増加しております。これは収集委託料の距離の増加、及び、そもそも令和6年度までは3か年分を一括で入札したのに対して、今年度は移行直後でもあり、単年度契約をしております。3年間で激変した物価高騰の影響で、人件費を含む資機材の高騰に基づく委託料改定の影響があるとも思われます。そのほか、中継基地として維持するための経費が軒並み上がっておりますので、その影響も大きいと思われます。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） まだ1年間過ごしてないから分かりかねるということはもう承知いたしておりますが、私としては、予算ベースで見たときに、熊本市に処理をお願いする委託料が1トン当たり1万8,000円というふうに聞いています。これは、最終処分費も含む中で、予算は5,940万と上げてありました。運搬費用に1億5,325万上げてありましたので、予算ベースで言えば、合わせたら2億1,200万ぐらいなのかなと。これを年間、単純に委託料と運搬費用だけで見たときですよ、全体の塵芥処理費ではございません。それで比べたときに、2024年度のごみ処理費用と比べて、私なりに比べたときに、1億円ぐらい減になっているんです。ほかのいろんなものを足せば変わってきますよね。それは分かっていますけど、単純にしたら1億円ぐらい減ったんだなという感想を今持っています。

すいません、逆に聞くと言ったのに申し訳ありません。私が間違えていましたが、そういう実態を、やっぱり各町把握するべきだと思うんですよね。それが一つです。

それで、上益城郡の今、上益城地区におけるエネルギー回収事業、回収施設等設置事業について、環境アセスメント方法書が出されていますけれども、山都町では住民説明会が予定されていないんですよね。業者の言い分としては、前回もお尋ねしました。環境に影響のある範囲にないからということでしょう。しかし、この影響のあるというのは、平常運転のときのことしか想定してないんです。事故や不測の事態の影響こそ想定すべきで、もしも万が一事故が起きたときには、そのとき強風が吹いていたら、山都町まで、空気に壁はないのですから、山都町への影響が心配されます。そういう意味からでも、きちんと山都町でも説明会を開くべきであると、町からも要請してほしいと思います。町の考えをお伺いします。

○議長（飯開政俊君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員がおっしゃられているのは準備書だと思われませんが、先月11月27日に環境アセスメントの準備書が公表され、土日及び祝日を除く今月12月26日までの1か月間、午前9時から午後5時まで、事業者の事務所及びホームページ、熊本県庁行政棟本館1階情報プラザ、御船町役場本庁舎1階ロビー、益城町役場住民課で縦覧が始まっております。その後、来年1月9日金曜日まで、その準備書に対する環境の保全の見地から、意見書として書面で事業者へ提出することができます。

意見書は、事業所に郵送してもらうか、もしくは、御船町役場、益城町役場に設置してある意見書箱へ、土日、祝日並びに年末年始を除く午前9時から午後5時まで投函することができます。

その間に、事業者で行う住民説明会が御船町と益城町で計3回行われます。第1回目だけは会

場のスペースの都合で、御船町在住の方を対象者として絞っておられますが、ほかの2か所については、基本的に対象者を絞っておられませんので、そちらのほうの周知をホームページや広報やまとを通じて行っております。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 意見書の出せる期間も年末年始、そして、この、すいません、準備書は1,200ページだったかな、これを、膨大な量を読んで意見書を書けと言われることに対しては、私は憤りを感じております。

自由に行けるところがあるから、そこにということでしょうけれども、やはりやっぱり山都町としても、影響を受けるかもしれないということで、承知おきいただきたいと思います。

(3) 番目にいきます。

環境アセスメントが終了した後に、上益城5町の一般廃棄物の処理を適正に行っていくためには、どのような施設が必要なのか。これ、アセスは今おっしゃったように環境面ですよ。判断基準の一つに、最初に言ったように、財政負担の面での検証も必要だと思うんです。どのような方法を取ったほうがいいのかということ、ちゃんと試算をして比較検討することが必要。なので、いろんな場面を想定する。事業者の監視ができるようにと、出資することも検討されていますが、そのデメリットの検証のほうも大変重要です。万が一事故が発生したとき、賠償責任が発生したとき、産廃も一緒に燃やすことでの責任の所在、明らかにされていません。一般廃棄物処理施設がいいのか、産廃を含む民間業者の大型施設がいいのか、このまま熊本市に委託していく方法がいいのか、それを比較検討して、判断していくための基準や試算結果を明らかにしていただきたい。そして、どこが判断するのかを明らかにしていただきたい。そして、このときの会議の公開、議事録の作成も当然であると申し上げてきましたので、町長から御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。現在、民間事業者が提案されている施設といたしましては、リサイクル施設、ごみ焼却に伴うエネルギー回収施設、食品廃棄物などを活用した堆肥化施設、メタン発酵施設について、環境アセスの内容とかを確認した上で、上益城5町が責任を持って総合的に判断していくことになるというふうに考えております。

また、5町が責任を持って判断するために、5町と上益城広域連合等の担当部署で構成する会議や首長会議等の場で公開、また、議事録作成を含めた内容についての公開等については、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 前回は検討を進めるというお答えでした。いつまで検討されるのかなと思います。きちんと、もうだって来年にアセス終了するわけですから、計画としては、来年度にも具体的になるというふうに聞いていました。アセスが遅れているので、遅れるのかなというふうにも思いますけれども、もう時間がありませんので、はっきりと責任を持って判断するところが、やっぱり一つないと駄目ですよ。そこがどこで、基準がどうで、決定に至るまでの会議の公開や議事録作成は、それはもう知る権利として、町民の皆さんの知る権利として当然のこ

となので、検討する余地はないと思います。していただきたいと思いますし、5町全体の問題として、私たち一人一人、自分の出すごみの出し方を振り返りながらやっていくべきだと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。これで終わります。

○議長（飯開政俊君） これをもって、8番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 皆さん、こんにちは。今期から7番議員となりました眞原誠です。

新体制の議会となり、初めての定例会です。大きな課題を様々に抱える我が山都町ですけれども、次世代に引き継いでいく、ここ山都町が少しでも良い状態であるように、また、私たちの暮らし向きが、少しでも上向いていくように、全力で今期も課題解決に取り組んでいく、そういう決意で臨んでおります。

本日は、5つのテーマでの質問になります。

時間も惜しいですので、これより質問者席に移らせていただきます。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） まずは、ふるさと寄附金の活用について質問させていただきます。

今年度、これまで積み立ててきたふるさと寄附金の基金、これから一般会計に2億円を繰り入れて、様々な事業に活用がなされています。資料によりますと、36の事業に活用されていると思います。それらの事業の予算総額2億円を繰り入れて、それらの事業の予算総額およそ2億5,000万でした。これは使った寄附金の額の1.25倍の事業規模ということになります。

さて、このふるさと寄附金ですが、財源としましては、午前中の質問と御答弁にもありましたが、質問の中にもありましたが、非常に不安定なものだというふうに思っております。何せこれ、寄附金ということですので、そうなるかと。

歳入の多くを占める地方交付税交付金、こちらも依存財源である以上、不安定さは残りますけれども、それでもある程度の確度で見通すことはできるものだと判断しています。

一方で寄附金はそうではないと。そうしたふるさと寄附金はその性質上、これも午前中の議論の中にもありましたが、毎年欠かさず継続せねばならない事業、これの財源とするというのは適切ではなかろうと私個人的には考えております。

そうしたところについて、町の見解というのを、まずは聞かせていただきたいなと思っております。

そして、また、同じくこれ活用するのであれば、国県支出金が引き出せるような、そうした事

業の町の負担分に充てて、寄附金の効果が2倍あるいは4倍になるように、また、さらにはですよ、公共財産として残るものに充てて、せっかくだいた寄附金の効果が、何年にもわたって継続するようにすれば、寄附をいただいた方々からも、寄附を有効に活用してくれたと、より感じていただけるのではないかなというふうに思っています。

例えばの話ですが、将来を担う子どもたちの健全育成という項目に集まった寄附金が、ある程度まとまってあったとします。そうした寄附金については、学校施設環境改善交付金でしたかね、そうした交付金を活用して、老朽化した校舎を改修するとか校舎長寿命化を計画して、そこに充てていくとか、そういったイメージで捉えていただければと思いますが、そうした考え方についても、町はどのように捉えていらっしゃるのか、併せてお聞かせ願えればと思います。お願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、お答えいたします。町では、ふるさと寄附金を財源としまして、現在、自然環境の保全と景観づくりに関する事業、観光資源を生かしたまちづくりに関する事業、地場産業の育成と雇用の促進に関する事業、健康で安心・安全に暮らせるまちづくりに関する事業、将来を担う子どもたちの健全育成に関する事業、生涯学習の推進と文化芸術の振興に関する事業ということで、大きく6項目を示して、その事業を実施しております。

基本的に、現在はソフト事業を中心に取り組んでいる状況です。これらのソフト事業には、町独自の特色を生かした取組が多く含まれ、地域住民の生活やまちの魅力向上に寄与しているものと考えています。

しかしながら、議員がおっしゃった公共財産を形成するようなハード事業への活用が少ないという点につきましては、課題として受け止めています。

ふるさと寄附金を公共財産形成につながる事業に活用することについては、国や県からの支出金を引き出し、さらなる財源効果を生む可能性がある点で、非常に有効な手法であるとは考えます。このような事業は、地域の基盤を強化し、住民の皆様が長期的に恩恵を受けられるものであり、寄附金の使途としても適切であるとの認識は持っているところです。

また、単年度で完結する事業への活用についても、寄附金の性質に合致する取組として重要であると考えております。

しかしながら、毎年度継続して取り組む必要があるソフト事業についても、地域住民のニーズに定めるものであるということから、優先的に対応すべき場面があることを、併せて御理解いただくよう存じます。

なお、ふるさと寄附金につきましては、本年度より2年間指定取消しの処分を受けたことから、ふるさと寄附金を受け入れることはできませんが、今までいただいた寄附金を有効に活用させていただき、地域住民のニーズを踏まえながら、当面の間は、ソフト事業が中心になると考えておりますけれども、必要に応じ公共財産を形成するハード事業への活用も将来検討してまいります。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

〇7番（眞原 誠君） 私が今申し上げたことの重要性を御理解いただいているという点では、認識は一致したなど感じているんですけども、このふるさと納税の制度自体が、政府がいつまで続けるかというのは明言してないという現状がある以上、どこでこの制度が途切れるか分かりませんよね。そういったところを鑑みると、ソフト事業、それで住民に必要だからというところで継続しているもので、なおかつ、これがやっぱり複数年度にわたって実施する必要があるような事業に充てていくというのはリスクがあるなど。やはり、そういうリスクは払拭できないと感じているので、できれば早いタイミングで違った活用方法というのも探し出していただきたいと思っています。

本当にこれハード事業に対しての活用というのは、ぜひ前向きに取り組んでほしいと思うんですよ。今こうした財源があるうちに整備してしまえば、後々財源を捻出する必要がないということもあるじゃないですか。そういったところも考えてほしいなと思います。

では、次の質問に移っていきます。

まず、このふるさと納税は、専用のウェブサイトからする方々が大半だと思います。そのサイトは、見ますと、ECサイトさながらに返礼品が陳列されていて、寄附しようとする人も、より御自身が欲しいと思う返礼品を選んで寄附する傾向が強いと思います。

自治体がより多額の寄附金を得るためには、やはりそうした、何というでしょう、背景、性質上、寄附しようとする方々に選んでもらいやすい状況をつくり出す必要があるということから、やはり多種多様な返礼品を陳列するというのは、これは重要な要素だと思うんですね。そういう背景があり、返礼品を町内から出品していらっしゃる事業者の方々は、寄附者にとってより魅力のある品を出品して、これ、午前中の議員からの質疑にもありましたけれども、町の寄附受入額がこれ増えるように協力しようという思いを強く持っていらっしゃると、このように思っていますし、そのように聞いてもおります。

もちろん返礼品として選んでもらえば、これは売上げに直結しますから、そこへの期待もあろうかとは思いますが、やはり、町の寄附が増えるならばという思いで返礼品を出されている方々、そういった気持ちが強いと思います。

しかしながら、そうした思いがあるにもかかわらず、ちょっと僕、残念な情報といえますか、お話を町内の事業者の方から聞いたことがあるんですが、以前町内事業者だけだった返礼品の事業者さん、これがある日突然通知が来て、町外事業者の参入、これが知らされました。しかも、町内事業者が出しているものと同品種で、さらに事業者の規模も、町外の事業者のほうが大きくなって、激しい競争になったという話も聞いております。事前の打合せも何もなかったということで、委託を受けている中間業者さんは、町の寄附を増やそうと、それは一生懸命頑張られていると思います。当然、その委託料も寄附額、寄附の総額に契約のパーセンテージを掛けた委託契約になっていますから、当然寄附額が増えれば、中間事業者の請求額も増えるということになりますから、それは一生懸命頑張られると思っています。

それは企業として当然の姿勢だと思うんですよね。ただ、この山都町の企業ではないですので、町内事業者のですよ、町内にある他の事業者の事業の発展ですとか、あと、あるいは山都町の産

業振興、こうしたところにまで気を回せというのは無理な話かなと私も感じてはいます。であれば、そこはやはり委託元である我が町が気を回すべきポイントだろうというふうに考えます。

町の事業者は、山都町のふるさと納税事業の町と一丸となったチームの一員ですよ。ふるさと納税制度には、地域の特産品、山都町の特産品を全国に知ってもらおうですとか、あとは地域産業の発展、こうしたものに資するという効果も期待としては入っていると思います。単純に町の寄附金が増えるだけではなく、そういう副次効果もあるんじゃないかなと思います。

しかしながら、何の相談もなしに実施された町外事業者の参入で、町内事業者の一部の方には不信感がわいていたということを経験したことがあります。そこに来て、今回寄附が受けられなくなった状況、これがさらに追い討ちをかけたという形で、町とあと町内の返礼品事業者との間の信頼関係にひびが入っているのではないかと危惧するところでもあります。

長々ちょっと訴えてまいりましたが、町長、ここについて、この信頼関係についてどうお考えかお聞かせください。また、信頼関係が後退したというふうに、もしお考えであれば、その回復に向けての取組、こうしたことに関する考えをお聞かせください。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今回のふるさと納税指定取消処分に関しましては、これまで返礼品を提供いただいていた事業者の皆様方に多大な御迷惑をおかけしたことに對しまして、この場を借りて深くおわび申し上げたいと思っております。

町といたしましても、この事態を重く受け止めているところでございます。町では、10月3日に事業者説明会を開催し、その後、アンケート調査を行い、事業者の皆様が抱える課題や今後への不安、町への御要望等を確認いたしました。その上で、10月下旬から11月下旬にかけて、役場内で手分けをしまして、職員が事業所様を直接または連絡をしながら訪問して現状を伺いながら、さらに具体的な状況把握にこれまで努めてきたところでございます。

現在、アンケート調査や聞き取り内容を整理しております。それを踏まえて、役場内で協議を重ね、物産・物販の拡充やECサイト等の設立など、事業者の皆様を支援する施策を検討し、実行に移していく方針であります。

なお、物産・物販の拡充策は先行して実施しておりますし、その都度事業者の皆様にご案内をさせていただいているところでございます。事業者の皆様が少しでも安心して活動に取り組めるよう、今後も寄り添った対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、町外の事業者であります共通返礼品提供事業者様に関しまして、郡内自治体及び中間事業者が同一である県内自治体を訪問し、共通返礼品の取扱いをお願いしているところでございます。

先ほどありましたように、これまでの町の取組の中で、この町外事業者に対しましても、取扱いを入れているということにつきましては、近年のこのふるさと納税の制度において、かなり全国的に返礼品合戦的な非常に過熱した状況の中で、いかにこのふるさと納税寄附金を集めるかという点では、先ほど議員が御指摘いただいたようなところも含めて、現在、町外事業者においても取扱いを行っていただいているところではございますが、町といたしましては、極力、先ほど

おっしゃったように、町内の返礼品をできる限り多くの寄附をいただいた方々にお渡しできるような、そういった形でこれまでも進めてきたつもりではございます。

また、改めまして皆様へ多大な御迷惑をかけたことを、改めておわびを申し上げるとともに、町といたしましても、支援の充実を図って、2年後のふるさと納税再開に向けまして、信頼回復に全力でこれからも取り組んでいきたいというふうを考えております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 今取り組んでいらっしゃる内容の説明を今いただきましたが、午前中あるいは昨日からの答弁の中にも入っていた内容かなと思い、聞かせていただいています。寄り添っていくというお言葉を今いただいております。それから、2年後の再開に向けてという言葉も出たと思います。2年後にふるさと納税を再開する際に、やはり返礼品、今まで出していた町内の事業者の方々が、また2年後に継続して出していただけるようにするためには、行政側として取組、相当工夫してやっついていかないと2年間結構長いですので、厳しいかと思っています。

これ、次の質問にもつながってくるんですけども、そうなんですよね、この寄附金集め、寄附金をたくさんいただくために、いろんな返礼品を出さなければいけない、魅力のあるものをとというのは、当然、私も先ほど申し上げたとおり、理解はしているんですけども、しかしながらというところがあるじゃないですか。町内の産業を育成するとか、町内事業者さんのお気持ちに応えていくということもありますので、やはり一番のポイントは、協議もなしに、いきなり取扱いの内容を変えていくとか、そういうところだと思うんですよ。やはりふるさと納税事業のチームの一員として捉えていただいて、内容が変わるときには、事前にしっかり協議していただくとか、そういう取組をお願いしたいなと思っています。

次の質問ですが、このふるさと納税の2年間の停止というのは、返礼品を出していた事業者の方にとっては、その間、販路を一つ失ったことになりますよね。分かりやすい例、何かないかなと思って考えてたんですけども、例えば全国からお客様が集まってくる町の物産館、例えば銀座熊本館、今ありますけれども、ここに銀座山都館があったとして、それが突然閉館になったことに等しいだろうというふうに考えます。この状況をイメージしたときに、今までそうやって、そこで売れば、委託販売ですからね、物産館は、売れたら売ただけで、また収入になるという形ですけども、だから、ふるさと納税の返礼品と状況ほとんど一緒だと思いますよね。それが突然なくなったという現状に対して、これやはり対策を打たないと駄目だと思うんですね。

先ほど来、物販は始めていますというお話いただいておりますが、物販とですよ、常時開いているお店に出品するのでは全く状況が違いますよね。イベントへの物販は、私も議員になる前に、観光協会とか物産館を預かっていたときに、何度も経験しているから分かるんですけども、ここ黒字出すの物すごく大変なんです。というか、出ないです。人件費入れてぎりぎりですよ。軽バンに商品を目いっぱい積んで、全部売ってきて、それでようやく、そのときの交通費ですとか、駐車場代とか、自身の日当とかが稼ぎ出せるという、そういう状況なんです。とてもじゃないけど、事業所に、何でしょう、利益を積み上げていくことに直結するのは難しい。そこに

力を入れていただくことは確かにありがたいとは思いますが、何もないより全然いいので、ありがたいとは思いますが、やっぱりそれだけでは足りないと思っていまして、それ以外の対策で何か具体的なものがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。これまでやってきた物販関係の実績の説明も踏まえた中で、この先をとということも踏まえて、お話をさせていただきたいというふうに思えます。

御質問のふるさと納税返礼品事業者支援につきましては、商工観光課、農林振興課、山の都創造課の3課を支援担当課としまして、ヒアリング等の御意見を踏まえた中で、販売機会の創出や販路拡大に注力しているというところでございます。

その内容につきまして、具体的に申し上げますと、町職員や県職員への直接販売、清和文楽の里まつり&SDGsフェスタ等の町内イベントへの出展、上益城郡内や南阿蘇村をはじめとした他市町村でのイベント出展、併せまして、関西及び首都圏をターゲットとしました東京への出展も含め、原則ブース料等を無料とし、役場職員も同行するなど、現場対応をいとわず、また、認知度向上を図るべく、あらゆる機会の確保に全力を注いでいるという状況でございます。

また、商工会と連携をいたしまして、山の都冬ギフトと銘打ちまして、年末年始のギフト商戦への事業支援を行う計画でございます。あらゆる角度から支援策を実施しているものでございます。

そのほか、ECサイトの立ち上げや、本年、観光地域づくりの推進に関する包括連携協定を締結いたしました熊本DMC社の紹介によりまして、県内回転ずしチェーン店への食材の提案や、その食材生産の現地視察を調整するなど、これまでになかった切り口から販路拡大を目指しているというところでございます。

しかしながら、どの取組に関しましても、V字回復的な効果を得られるものではないということとは承知いたしているところでございます。

ここで、未来的志向を持ちまして、ふるさと納税事業者の皆様やイベント等主催者様等と本件に係る全ての関係者様と信頼関係を築きながら、あらゆる機会を通して、将来につながる販路の確保、拡大を目指していきたいと改めて考えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） ギフト商戦、冬のギフト商戦への展開ですとかね。あとは、都市部にはブース無料で、職員の皆さん同行しながらということで、一生懸命取り組んでいらっしゃるという様子は、今の答弁から分かりました。

もちろん、課長からの答弁にありましたように、全てがV字回復に直結するような成果が出るかという、なかなか厳しいものもあろうかと思えますけど、やはり積み重ねが大事だと思っておりますので、引き続きの取組をお願いしたいと思うとともに、私もいろいろとふだんの中でアンテナを張っておきながら、ささいな情報でもあれば、執行部のほうに情報提供しながら、つなげ

ていきたいなと思っております。引き続きの事業の展開よろしく申し上げます。

次の質問です。

今回の件で、今のは返礼品事業者のお話ですけれども、山都町の対外的なイメージ、これも瞬間的だとは思いますが、下がったことは事実だと思います。あとは、山都町民の町民であることへの誇りといいますか、山都町民であるということへの思いに対して、この誇りに対しても傷がついたのかなというふうに、いろんな人たちと話しながら、また自分自身でも、それを感じているところです。

ここをやはり回復しなければならないと思いますが、行政としてどのような回復の取組があるとお考えなのか、その辺りもお聞かせください。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今回の指定取消処分に関しましては、町の対外的なイメージに影響を与えたこと、また、それが町民の皆様の誇りに少なからず傷をつけてしまったことについて、町といたしまして、深く反省し重く受け止めているところでございます。町民の皆様をはじめ、これまで町を応援して下さった全国の寄附者の皆様の信頼を損ねたことに対し、心より改めてお詫びを申し上げたいと思っております。

町といたしましては、この事態を真摯にかつ的確に受け止め、信頼回復に向けて取組を全力で進めてまいります。まずは、返礼品提供事業者の支援を最優先に行いながら、第三者調査委員会及び役場業務執行体制改革委員会を設置し、再発防止策の検討と実施体制の強化を進めてまいります。また、説明責任を果たすため、これまでの経緯や改善に向けた対策を積極的に公開し、町民の皆様の信頼を取り戻せるよう努めてまいりたいと思っております。

この町を誇りに思える未来をつくるためには、町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、その御意見を町政に反映していくことが必要不可欠です。信頼回復には時間がかかると思いますが、町として誠実な姿勢を貫きながら、問題の改善と地域活性化に向けた取組に全力で尽くしてまいりたいと考えております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 取組をよろしくお願ひいたします。

山都町の役場はすごくチームワークに優れた庁舎だなと、職場だなというふうに、私、議員8年間通して見ていたところですが、そういうチームワークを発揮できる職場でも、やはり手続上のミスというのは出るということを、今回私も痛感しております。今まで以上に、やっぱり職員一人一人が他の職員の状況などにも仕事にも気配りや目配りができるような、そういうチーム力を目指してほしいなと思っております。私も議会の一員として、これまで以上に行政事務への目配り、これを徹底しまして、気になる点があれば、何でも指摘していくつもりであります。共に頑張っていきましょう。よろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移ります。

今年度でグランドデザイン、こちらの一連の事業が完了する予定だというふうに見ております。総合運動公園の一連の整備でおよそ46億円、それから、山都通潤橋インターチェンジ、ここの周

辺の道の駅の開発ですか、道の駅通潤橋の整備、これでおよそ11億円、それから、通潤橋周辺整備、これでおよそ8億円という事業費だというふうに把握しています。合計しますと約65億円、これが令和2年度からですかね、これまでの6年間で実施が進んでいるというふうに把握しています。

これらの事業全てを山都町内の事業者様が受けたわけではありませんけれども、件数で言えば、かなりの割合を占めたというふうに認識しています。これは山都町の産業面で言えば、建設業への需要創出、これをしたということになるかと思っています。施設では、山都町民、そして、山都町内の事業者にとって、有益な財産、これを生み出す。それと同時に、産業、これを需要で下支えしてきたということだと判断しています。

こうしたことを念頭に置き、いわゆるグランドデザインの事業が産業の需要創出の面を下支えしたということを念頭に置いた上で、これが今年度で終わるということで、次年度からの公共事業、これをどのように見通しているのか、計画があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 道の駅やパスレルを含む運動公園、通潤橋周辺整備などについては、今年度で事業が完了します。今後は第2の山都テラスや、子育て支援住宅おおるりなどの住環境に対する部分や、高速道路開通における企業誘致などについて計画していく必要があるとは思いますが、午前中の答弁にもありましたとおり、具体的な計画についてはこれからと考えております。

産業への需要ということですが、初日の町長からの提案理由にもありましたとおり、本年8月の大雨による農災が1,110件、被害額80億、公共災で239件、33億円の被害額となっております。まだ事業が終わっていないR5年災も、農災で110件、41億、公共災で231件、26億円であり、抱えている災害復旧だけでも熊本地震に匹敵する事務量があり、地震による災害の復旧完了には6年という長い年月がかかっております。

まずは、被災からの復旧工事を優先的に考えていくべきだと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 今、企画政策課長からの答弁にもありました災害への復旧、これは本当に喫緊の課題で、令和5年災、そして、この前の大雨の災害、この復旧を、特に農災を受けた方々は心待ちにしておられると思いますので、ここに全力を挙げていただくのは、当然そのとおりだというふうに思っております。災害復旧はそのとおりですよ。

あとは、何というんですかね、災害ではないところにおける公共事業というところも当然企画していく必要があるのかなというふうに思います。

今の答弁の中で、まずは企業誘致及び住宅関係のお話もございました。ここは、次に質問をしたいと思っているのですが、今日の午前中の質疑のやり取りの中にもございましたけれども、今年度の予算で目に、これは移住定住対策費ですか、というのも目新設されておまして、これを拝見したところでも、坂本町長が、山都町に住む人を増やす、こういったことに重点を置かれて

いるということを見てとったわけです。

宅地開発基本計画ですか、ここの策定に向けて今動いていらっしゃるというのも、これ、あれですかね、予算にありました宅地整備調査委託料400万円、この関連だとは思いますが、これも、当初予算見たときに、「ああ、なるほど、こういうことで計画進めていかれるんだな」というふうに判断したところです。当然山都町に住んでもらうためには、住まいが提供されていないと話にはなりませんし、家を建てていただくに当たっては、宅地の提供が、これは個人的な土地の売買もしかりだと思いますけれども、そういうのがないと家は建たないので、重要なと思います。

民間が積極的に住宅の用に投資しているのであれば、ある意味、公は控えておいて構わない、というか控えるべきだと思いますけれども、ここ民間の投資が厳しい状況であれば、やはり公が積極的に取り組む、投資もするのが重要なと考えておまして、午前中のやり取りの中では、アパート、これは民間支援も計画に入れているというふうに答弁がありました。国交省の、これ交付金事業ですかね、の中には、何か長期優良住宅化リフォーム推進事業ですか、こういったものもあったりして、改修を支援する事業もあるようですので、こうしたものの活用も重要なと思っております。

あと、もう1点、午前中の質疑応答の中に聞いてとったところですが、おおるりメゾンド浜町のように、コンセプトを多々詰め込んで、すごく上質な住居を提供していただいていますけれども、そうではなくて、一般的な2LDKあるいは3DKくらいの集合住宅の整備、こういったものが必要ではないかと、私自身もやはり感じています。

公営住宅という、やはり低所得者向けの比較的 low cost で住める住居の提供というコンセプトがあるかと思いますが、特定優良賃貸住宅ですか、いわゆる特優賃、ここの整備が、やはり町としては、ちょっと足りてないような気がしますので、先ほど言われました民間の住宅提供の事業者たちと組んで進めていくということの重要性は、私も感じていたところです。

計画を進めていらっしゃるというお話でしたが、ここはぜひ加速させていただきたいと思っ
ているのと、計画はあくまでも宅地のお話かというふうに聞いていましたので、集合住宅の整備も含めたところでの住宅政策として、広く総合的に計画を立てる必要があるのではないかなとも感じているところです。

こうした住宅政策を進めていくということに関して、現在、町のほうではどのように計画しているのか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 建設課のほうから公営住宅整備についてお答えさせていただきます。

現在、町営住宅として376戸の住宅を管理しております。この住宅の中で257戸、率で申しますと68%の住宅が耐用年数を過ぎている状況であるため、令和5年度に山都町住生活基本計画の見直しを行い、併せて山都町公営住宅等長寿命化計画を策定いたしました。

昨年度は、社会資本整備総合交付金事業により、国の補助を受けて、二瀬本団地及び小原B団

地の居住性向上長寿命化改修事業、水回りの改修事業を実施しております。

本年度は、同じ交付金事業により、昨年度からの繰越し事業を含めて、南田A団地の建て替え工事を3戸、また、用途廃止と判断した住宅の解体工事を施工しております。

今後も補助事業を活用し、長寿命化計画に基づき事業を進めていく予定です。

公営住宅の整備につきましては、現入居者の居住性の向上に向けた住宅整備、今後入居される方に住み心地のよい住宅整備に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 山の都創造課長、菊地勝也君。

○山の都創造課長（菊地勝也君） 山の都創造課からは宅地造成販売、空き家の改修についてお答えいたします。

午前中の10番議員、8番議員とかぶる内容の答弁となるかもしれませんが、御質問の宅地造成販売につきましては、今年度、宅地開発基本計画を作成いたします。現在、宅地開発の目的や、高速道路インターチェンジや学校、病院など公共施設への交通アクセスなど、地域特性の分析、開発に係るコスト費用などを総合的に判断し、遊休町有地を中心に候補地の選定を行っている状況でございます。

また、そのほかには、民間事業者へ宅地造成に係る一定の補助金を交付することで、宅地の造成、分譲販売を行っていただき、町の定住支援補助金などと組み合わせることで、移住定住の促進及び人口の流出の抑制、地域の活性化につなげていけないかと、実施に向けて計画検討を行っております。

なお、空き家改修につきましては、空き家バンクに登録された空き家が対象となりますけれども、空き家改修補助金を施行しております。令和6年度の実績としましては、21件、2,042万4,000円、今年度につきましては、11月末での実績ですが、23件、2,144万6,000円の交付を行っております。予算の執行も順調で、11月上旬には見込みであります。予算上限に達するため募集を締め切っております。以後も補助金について問合せをいただいている状況で、需要はあるため、今後も予算の確保に努めて、移住定住の促進、また、空き家の改修に少しでも寄与できるように今後も取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） そうですね。今、山の都創造課長からの御答弁にもあった空き家の改修ですね、これはぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますし、宅地の開発基本計画に関しては、これ先ほどもちょっと申し上げたように、計画の策定については加速させてください。早ければ早いほうがいいと思っております。

もう一つ、建設課長から御答弁いただいた公営住宅の長寿命化ですね、これは当然進めていただくことは重要なことと思っておりますけれども、やはり若い世帯が入る住居ということの不足をいち早く埋めていくということも重要かと思っております。ですので、特優賃の住宅の整備辺りも計画に入ってくるとありがたいなというふうに思っておりますので、ちょっとその辺りは、町長、

ぜひ進めていただきたいんですけど、何か思いがあれば、お願いします。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今、議員のほうからも御提案がありましたように、これまで町のほうでも、おおりメゾンド浜町12戸造りまして、非常に好評であります。先ほどで8番議員からもありましたように、そこまではいかなくても、ある程度の住宅の需要があればいいんじゃないかということでございます。

公営住宅につきましては、先ほどありました低所得者、また、住宅困窮者を対象というところを、公営住宅ではカバーをしていくべきだというふうに基本的には思っております。ですから、それ以外の若い人たちが住んでいただく住宅の、そういった整備につきましては、併せて民間の活力を生かしながら、ぜひ造っていただけるような支援なり事業を、町としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） そちらはぜひよろしくお願いします。

また、民間活力の活用ということ言えば、冒頭と申しますか、途中で私申し上げましたが、さっとしか調べてないんで、それが活用条件がどうか分からないんですけども、国交省のほうで、そうした民間の住宅を改修する事業というの、何か交付金事業か補助事業かで持っているということで、幾つかメニューがあったように思いますので、そうしたところも調べていただいて、今あるアパート、今ある民間さんの集合住宅、ここに対するリフォームだったり長寿命化だったり支援ができるような施策も、同時に考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

では、次の質問に移ります。

次の質問なんですが、少し前に、新八代屋、馬見原商店街にありますですね、新八代屋、こちらの購入計画が議会に説明されています。現在、調整を進めている最中だと思われそうですが、まだ購入はなされていないのだろうと思っておりますが、こちら購入後の活用について、方針のほうをお知らせください。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えします。馬見原にある新八代屋は、明治21年頃に建設されました木造3階建ての擬洋風建築の住宅です。平成4年12月に町の有形文化財に指定され、令和2年度に町が熊本県建築士会へ調査委託業務を発注して、文化財構造物としての基礎調査を行っております。

令和6年に、現地でお住まいになられておりました所有者が亡くなられ、後、相続者と家屋と土地について協議を続けてまいりました。今年の8月に相続者との協議がほぼまとまり、この間、土地に関しては不動産鑑定を行わせていただいております。

平成27年より令和6年度までの間、熊本地震による中断もありましたが、熊本県文化課による県内に所在する近代歴史的建造物を対象とした調査が実施されております。この中で新八代屋はリストアップされた1,800件余りのうち、最終調査が行われました80件に含まれております。

平成25年度に、町が馬見原地区まちづくり協議会の協力を得て策定しました馬見原地区活性化計画によりますと、新八代屋をインフォメーションの拠点として修理して公開したいとの思いが明記されておりますので、町はこの計画に基づき地元と協議を重ねつつ、馬見原のシンボルとなるような活用策を模索したいということで考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 馬見原地区活性化計画という計画があるのですね。ちょっと私これ存じ上げていませんので、また、時間があるときに詳しく拝見したいと思っております。

この質問の背景は、実は私もこれ聞いた話で恐縮なんですけど、平成の前半頃ですかね、平成の1桁年、いつだったかちょっと、7年か8年かだったと思いますが、いわゆる馬見原周辺のランドデザインとも言える街並み景観整備事業ですか、こちらが10年ほどの計画で策定されて、実施されたというふうに関心しました。商店街の今の石畳通りですかね、あれもその一環で整備されたというふうに関心して、ちょうど坂本町長が担当者として携わられているというふうに関心しています。

計画には、その次の段階と申しますか、計画の中に新八代屋の観光資源の活用なんですとか、あと明德山周辺の整備なども含まれていたというふうに関心して、そうした背景もあって、今回の購入というのがあるのかなというふうに関心して、質問をさせていただいたわけです。

街並み環境整備事業の後、今答弁にも出てきました、まちづくり協議会、こちらのほう、皆さんを中心に、これまで様々な馬見原商店街周辺の活性化に向けて頑張ってきた姿を、私も観光協会職員時代から拝見しております。人口減少による地域の衰退、これにあらがいがら、これまで何とか踏張っていらっしゃいます。そうした皆さんの踏ん張りが下地になっているのだと思うのですけれども、近年、遠方からわざわざ訪れてくるようなお店が馬見原商店街の中にできたり、あるいは民泊、こちらが開業したりとか、新たな動きが出だしているというふうに関心しております。

今年度で、何ですかね、山都通潤橋インターチェンジ、こちらを中心とするランドデザインが終了いたします。今、馬見原のまちづくり、これを第2フェーズと言っていいのかわかりませんが、町が整備計画をすれば、この馬見原周辺の住民、そして、事業者の方々は相当に勇気づけられるのではないかと申すところなんです。

ぜひ町としての計画の策定に向けて取り組んでほしいと思っております。

通潤橋から清和文楽、そして、幣立神宮までの観光の流れ、これありますので、ぜひここをもう一步、馬見原商店街までの流れをつくれれば、観光客の山都町内での消費行動、これを誘発できる町内観光の仕組みづくりにもつながると思っておりますので、そうした整備計画というのがあればいいなと思っておりますが、ここはぜひ町長のお考えをお聞かせいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。平成25年に町が策定いたしました馬見原地区活性化

化計画の中では、馬見原地区のシンボリックな歴史的な建造物であります、町指定文化財である新八代屋を核として魅力あるまちづくりを進めるということを示してあります。

この中で5つの基本戦略を掲げてありまして、サイン整備やウォーキングコースの設定など、幾つかの実現している項目も見受けられます。計画策定により約12年を経て、この間、熊本地震などもあり、当時の次の世代の方々が、今商店街の中心を担っていただいておりますので、今後、新八代屋の購入等に関し、具体的な進展も今進めておりますので、改めてまちづくり協議会の会員の皆様と、進捗状況の説明や意見の収集をさせていただいているという状況でございます。

この会合をきっかけに、まちづくり協議会主催により新八代屋の見学会というものが2日間、地区内外から34名の見学者を迎えて実施されております。来場者からは様々な御感想をいただいているところでございます。

具体的な取組につきまして、検討はこれからということでございますけれども、新八代屋の保存と活用を通じて、多岐にわたる活性化が広がることを予想しておりますので、この先計画をつくりながら、地元とも協議を重ね、先ほど議員からも提案のありましたように、通潤橋から馬見原までのこの広域な連携という形で、多くの方に訪れて来ていただけるまちづくりに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 山都町が広域の観光の皆さんに、何でしょう、楽しんでいただけるエリアになるように、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

それと、前の質問にもかぶりますが、馬見原地域にも住宅が足りないという話も出ています。そういう声を聞いておりますので、先ほどの住宅計画と併せて進めていただければなと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

今度は、蘇陽地区の買物が困難な状況の解消に向けて、ちょっと町の取組に関して伺いたいんですが、次の議員の質問にも細かくいろいろありますが、私のほうからは1点だけですね、スーパーマーケット、こちらが消えたことが最大の要因ですね。移動販売を実施してくれている事業者があって、町もそれに対して支援の予算をつけてはありますけれども、やはり蘇陽地区の困難な買物事情を根本的に解決するという点で言えば、限界があるかなというふうに感じているところです。もともとスーパーマーケットがなかった地域ではなくて、スーパーマーケットは、あったものがなくなった地域ですので、この衝撃というのはかなり大きいというふうに、想像はたやすくつくところですよ。これまで生活を支えていたものが、突然なくなっているという現状です。

それで、私から1点だけというのは、この蘇陽地区にスーパーマーケットを再度誘致するべく、町、取り組んでもらいたいなと思っておりますが、そこにチャレンジしていく、そういったお考えはないのかお伺いします。

○議長（飯開政俊君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） スーパーがなくなりまして、程なく商工観光課のほうから直接民間企業の担当部署にお尋ねしたところ、企業としての地域貢献に対する思いはあるが、慈善

事業ではないので、採算が取れなければ開業することはできないと回答がっております。ほかにも事業立ち上げの話もありましたが、やはり民間では収支が成り立たなければ、経営は難しいものがあると考えております。

まちづくりの一環として、スーパー誘致を行い、例えばになります、運営企業が見つかり、何らかの補助金等の公費を使って民間支援を行う場合は、様々な方面への調整、例えば、同様の町内店舗への説明や理解、スーパーができることによる地元商店街への影響など、様々な調整が必要になると考えております。

現段階でスーパーの誘致的なことに关しまして、具体的な取組や計画はありませんが、移動販売車の充実、通販の支援、運営母体の募集など、情報収集を行いながら検討できればと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） なくなった当初から動いていただいているというのは、私も承知しているところですが、やはり継続してチャレンジしていただきたいと思っています。

今答弁にもありましたように、周辺の、他の同様の事業者への理解、これ、当然必要だと思いますし、あるいは個人商店の皆さんに与える影響というところもあるのかもしれませんが、もともとあったものがなくなっているというのが現状ですので、やはり生活水準を以前のものに戻していくという観点からは、やはり最適解としては、スーパーマーケットが復活するということがかなというふうに認識しますので、それも可能性の一つとして、絶対になくすことなく、引き続き取り組んでいただきたいと思ひますし、できればというよりも、やはり絶対やるぞというぐらいの勢いで、やはりそこには向かっていっていただくことを望みます。よろしくお祈ひします。

それでは、最後の質問になります。これは町長のほうにお伺ひいたします。

現在、各課から上がっている予算要求に対して、査定が進行中だと思います。これ次年度の予算についての質問になりますが、私の前にも質問が上がってございましたけれども、ふるさと納税の2年間の停止、これは今年度予定していた6億円の寄附額、募集経費を除いて約3億円の歳入、これが2年間なくなりますし、また、返礼品の調達費用も、これ、一定割合、町内の返礼品事業者に渡っていた分が、これが目減りしますので、町の、いわゆる山都町の総生産額というものは、割合はさておきですよ、その分が減少するのは間違いないと。

また、グランドデザインの事業の終了で、公共投資分は、災害復旧の事業、これは高止まりが予想されますし、急ぐ必要がありますけれども、しかしながら、そうでない公共投資を今まで続けてきたわけですから、これがなくなってくるということで、こちら山都町の経済の縮小圧力というのが発生しているというふうに私は見てとっています。

そういう中で、次年度の予算編成、これは今まで以上に工夫が必要だろうというふうに思ひていまして、今回、坂本町長のお考えで組んでいかれる予算としては、2回目になるわけですが、坂本町長の政策がどのように反映する予算を目指していらっしゃるのかお聞かせください。お祈ひします。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。本年度、山都町は第三次山都町総合計画の策定を現在進めているところでございます。この計画は、これからの8年間、町が目指す将来像を実現するための指針となるものです。「誰もが住みたくなる、住み続けたくなる、安心して生きがいを実感できる山の都づくり」という、私の町政スローガンも取り入れたところで、これを町の根幹として予算編成を進めることを念頭に置いております。令和8年度の予算編成に当たりましては、令和7年度が、通潤橋周辺整備や運動公園整備等の重点プロジェクト事業の完成年度であることを踏まえ、令和8年度からは、整備されたインフラを最大限活用する施策を展開する必要があります。具体的には、来訪者の期待に応える施策や、町全体の発展に寄与する計画的な取組を予算化し、地域の活力を高めていくことを目指してまいります。

一方、先ほどありましたように、本年8月に発生しました豪雨災害では、農地、宅地、道路など甚大な被害を受けました。熊本地震以降の毎年度において、災害対応が恒常化している状況を踏まえ、早期着工と迅速な復旧を引き続き最優先課題として取り組んでまいります。

また、本年度は国勢調査の実施年であり、人口減少が進むことが予測されます。人口減少は、地方交付税の算定に直接影響を与えるほか、町の各種計画や施策にも影響を及ぼしかねないため、最新の状況を注視し、財政運営に柔軟かつ的確に対応することが重要であるというふうに考えております。

さらに、総務省によるふるさと納税指定団体取消しにより、今後2年間ふるさと寄附金を受けることができず、町財政に大きな影響を及ぼす状況となりました。このことを踏まえ、返礼品提供事業者への支援や代替財源の確保に向けた取組を進めてまいります。

令和8年度の予算編成では、こうした課題に真正面から向き合い、町民の皆様と手を携えながら、山の都としての発展につながる施策を構築し、まちの未来に向けて、安定かつ持続可能な財政運営を実現してまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 今、町長から来年度予算に向けた計画と申しますか思いが答弁されましたが、御答弁の中にもありました、財政が厳しくなるというお話ですけれども、やはり、私、質問の途中で申し上げましたが、やはり国県の支出金をうまく活用して、次年度予算の財政の厳しさを補えるように、相当やはりお知恵が必要だろーと思っておりますけれども、工夫して、予算編成に取り組んでいただければと思います。

とにかく町の経済が縮小しないように、そういう取組をお願いしたいということを申し上げて、本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（飯開政俊君） これをもって、7番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） 4番、後藤誠輝でございます。最初と最後が新人議員ということで、先輩議員を挟みまして、質問することになりました。大変光栄でございます。

私は、蘇陽の町政に資することができれば、また、町民の方々のために、少しでも役に立つことができると強い思いで、今後4年間議員を務めさせていただきます。私が最後でございます。いましばらく時間を頂戴して、最後までよろしく願いいたします。

それでは、質問者席のほうから質問させていただきます。

○議長（飯開政俊君） 4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） まず、この場を借りまして、まず8月豪雨によりまして被災を受けられました方には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

また、この頃では、全国で頻繁に地震も起こっておるようでございます。なおさら、改めて町民の皆様の方にも防災への意識を強く持っていただければという思いであります。

それでは、早速質問のほうに入らせていただきます。

まず、1番目ですが、蘇陽地区における今後の買物支援についてお伺いをいたします。

私は、多くの選挙期間中に回っておりました。多くの意見がございましたけれども、その中で2点ほど今日は質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、1点目は買物支援でございます。

山都町は県内で2番目に広い面積を有しております。商店やスーパーのある地域は一部の地域に限られておりますし、ほとんどの地域が買物には自家用車が必要であります。特に私の住む柏地区は、数年前にスーパーが撤退した後は、買物をする場所が、店がなく、片道20～30分をかけて店まで行かなければなりません。そこで、車を運転できない方は大変困っておられます。中でも高齢者だけでお住まいの方は大変な思いです。また、毎日地元で仕事に精を出している方々も生活の不便さを強く感じておられます。

移動販売車が町内を巡回しております。しかし、一部の地域には回ってきません。限られたところしか回ってきません。仕方がないことかもしれませんが、1日の巡回の中で順番が後になる地域は、品薄だという話もよく聞きます。そういったことで、人が生きるために必要な衣食住の中でも、食は命に直接関わる問題であります。今後、ますます高齢化が進む山都町で、この問題は先を見通した対策を早急に行う必要があると思っております。

私の地区には移動販売車は来ておりません。ほかの移動販売車が来ているところにおいては、家々が遠く、起伏が激しい地域であり、高齢者が大半を占めております。こういったところでは、販売車まで行くのに、電動のシニアカー、あるいは徒歩で歩いて来られる関係で、時間を有し、トラックが待っておる時間に間に合わないということも度々あるものかと思っております。

また、農業を終わって帰られて、さあ料理でもしようかというようなときに、あっ醤油がない、

砂糖がない、みりんもないといったようなときに、ちょっと出かけて買物するという場所が全くないんですね。

こうしたことを考えますと、店が近くにあれば、車でも5分でも飛ばせば、買物ができるという状況をどうにかできないかということで、今回の質問をさせていただきます。

まず、移動販売車の今の運行経路ですね、来ているところと来てないところがございます。どういうふうなことで決定をされて、運用されているのか、また、その利用状況はどうかを、課長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（飯開政俊君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。まず、移動販売事業の現状についてお答えしたいと思います。

移動販売事業は、高齢者の買物支援と見守りを目的に、昨年の8月から運行を開始いたしております。月火を矢部地区、水木を清和地区、金土を蘇陽地区を巡回しております。事業を円滑に進めるために、町内各地から寄せられる要望や販売状況を参考に、事業者と定期的に協議を行い、改善を重ねているところです。

本事業は、町内全域を巡回することを目的としていますが、町の広さや移動販売車1台での運行という制約もあり、現在は国県道を中心とした、比較的アクセスしやすい集落を巡回しております。実際のところ、1台では町内全域をカバーすることは難しい状況であり、町内の事業所をはじめ、参入していただける事業所があれば、事業参入の対応ができるよう間口は広げている状況でございます。

巡回する場所の決定をした経緯というのは、事業所と事前打合せを綿密には行っております。まず、地域の人口分布を確認し、販売拠点を数点選定いたしました。そして、事業所が熊本市内から来るという状況ですので、販売時間と移動時間を考慮してルートを選定しております。自治振興区代表者や区長等に説明し、希望確認を実施して、それから幾つかの地域を回って、事前に回って意見徴収等を行っております。なるべく矢部、清和、蘇陽をくまなく回れるように設定いたしております。運行しながら随時見直しを行っている状況であります。

状況ですけれども、曜日別では、火曜日が名連川方面、施設の浜美荘、水曜日が朝日方面と清和の清楽苑、と土曜日の蘇陽地区の今、馬見原地区が、売上げのほうが非常に好調で需要も多いという状況です。月曜日の島木方面が非常に少ないというところで、今後は、そういう状況等を見ながら巡回する地区を決定したいと考えております。また、入佐地区、緑川地区など、要望があった地域を実験的に訪問するなど、そういう改善も行っている状況です。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） 今、軽トラックですよ、軽トラックで、今熊本から来ているということでございます。こちらまで来るのに1時間とか1時間半かかってきますよね。これが竹原まで行きますと2時間ぐらい恐らくかかると思うんですよ。竹原を回りますと、もう帰るのにまた2時間かかると、往復で4時間ぐらいかかると。非常に時間の無駄があるような気がします。

せんでってですか、町長さんともちょっとお話をさせていただきました。せめて営業所がこちらにあれば、その分の時間短縮ができるんじゃないかというようなことでもありました。そこら辺を含めたところはどうでしょう、課長、お考えでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。こちらのほうに営業所、事業所を設けてはという御質問ですけれども、実際に事業所とは、そういう打合せのほうは随時行っております。まだ現時点では、そのところまでは、なかなか話が進んでないという状況であります。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） 先ほどから言いました。今利用できない地域があると思いますけれども、恐らくこれは調査して、人口が少ないところとかということで、今の経路が決定されて回っておられるんだろうと思いますけれども、この利用できない地域への対応ちゅうのは、何か考えておりますか。

○議長（飯開政俊君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。移動販売車の停車場所まで距離が遠く、買物が困難な方々への支援策として、まずは、社協と協力して、ボランティアの活用を検討しているところです。

ただ、ボランティア活動においては、距離的な制約や活動可能な範囲が限られているために、状況に応じて柔軟に進めていく必要があるかなというふうに考えております。ただ、町内全域をカバーするというのは非常に難しい状況なので、できる範囲でボランティアの活用等も検討して進めていきたいと考えております。

特に蘇陽地区にお住まいの高齢者の方々の買物状況については、家族の支援を受けているケースが一番多いと伺っております。そのほか、デマンドタクシーを利用して買物をされている方々もいらっしゃいます。

このような地域の実情を踏まえて、移動販売だけに頼るのではなく、町内で利用可能な社会資源を積極的に紹介しながら、幅広い支援を提供していく方針です。

今後もいろんな御意見を伺いながら、効果的な取組を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） 分かりました。

それでは、最後に町長のほうに、食料品や日用雑貨品を販売する店ができてほしいという地域住民の願いは、町長にも届いているかと思います。町長の今の思いをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。現在、デマンド型乗合タクシーを運行しております。買物にも利用できるよう、蘇陽地区におきましては、高森町のスーパーを含んだ運行とし

ているところでございます。

また、デマンドタクシーは浜町馬見原線との接続も考慮した時間設定をしておりますので、デマンドタクシーで馬見原まで行っていただき、また浜町馬見原線に乗っていただければ、清和のふれあいショップや浜町にも買物に行くことは可能だというふうに考えております。

ちなみに、蘇陽の乗合タクシーの運行割合では、高森のフレイン行きが34%であり、フレインでの乗車は21%となっており、利用される方が結構いらっしゃるという状況でございます。

先ほどの7番議員への答弁と繰り返しになりますけれども、商工観光課から、お尋ねに対して、企業は地域貢献に対する思いはあるが、慈善事業ではないので、採算が取れなければ開業できないとの回答がっております。

先ほどもありましたように、移動販売車は運行しておりますが、全ての地域を網羅することができておりません。現段階では具体的な打開策はありませんけれども、移動販売車の充実、それから、通販支援、運営母体の募集など、情報収集を行いながら取り組んでいければと考えております。

また、現在、馬見原の商店街もありますし、二瀬本にも1か所お店がございます。そういったところに、もう少しそのエリアを充実させることも含んで、今後の取組になっていけるように、町としても、今後も引き続き、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（飯開政俊君） 4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） ありがとうございます。

地域住民の皆さんは、とにかく店がどぎゃんしたらでくさるだろうかと、誰もが困っておられませぬ。

経産省では、人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化の多様な理由により、日常の買物機会が十分に提供されない状況に置かれている人々を買物弱者と位置づけております。その推計や分析がなされておりますが、買物弱者は日本全国で増加しており、今後もますます増えていくだろうという予想がされております。買物弱者支援事業者の事例集やマニュアルを作成し、そこに様々な事例や取組が紹介されておるところです。

また、農水省でも、店舗まで500メートル以上、かつ、自動車の利用が困難な65歳以上の高齢者を食料品アクセス困難人口とし、推計や分析がなされております。そして、食品アクセスが高齢者の食品摂取の制約となる可能性及び高齢者の健康に及ぼす影響についての分析や報告がなされているところでございます。これによりますと、食品摂取の多様性が乏しくなり、高齢者の健康を低める可能性があることが出されております。

経産省から出されております買物弱者応援マニュアルには、各自治体で地域の実態に合った買物支援の様々な取組や事例が記されておりますので、町としましても、住民と一体となって、先進的な取組をしたらどうだろうかとというふうに考えております。

実際に自治体でも、そういうことに取り組んでいる自治体も全国であるようでございますので、近ければ、私も行って勉強したいなというふうに思いますけれども、ちょっと遠いようですので、なかなかすぐに行って勉強するというわけにもいきませんが、行く機会がありましたら行きたい

と思います。

先ほどからありましたように、なかなかやっぱり採算性が合わないもんですから、一般の会社に来てくれと言っても、それはもう無理な話です。私もそれはよく分かっておりますし、地元の方たちもよく分かっておられると思います。

購買力があって、人口があって、購買力あれば、それはどこの店でもすぐ来るわけですね。セブンでもローソンでも来るわけですよ。ここの矢部では、先ほど、このほど、セブン・イレブンもできました。行ってみますと、車がしょっちゅう通っております。やっぱり人口が多いからでしょうね。採算性があるというようなことで、進出をされているものと思います。

町と地域住民も、そして、私も一生懸命その策を探っていきたいというふうに思います。どうかこのことに関しましては、町長さんをはじめ、御協力をいただけるならというふうに思います。

前向きに、早急にですね、どうか解決できるように私も頑張りたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

次の質問に移りたいと思います。有害鳥獣対策です。

これにつきまして、先日、イノシシの駆除に当たられておられる蘇陽地区の方が、イノシシの被害に遭ったといいますか、命を落とされてしまいました。心から御冥福をお祈りしたいというふうに思っております。

この頃では、テレビ等報道では、熊の被害というのがもう毎日のように出てきております。こちらは熊が出ませんから、まだいいんでしょうけれども、自衛隊の派遣とか、警官が駆除するとか、それから、駆除班、猟友会ですね、この辺りでは、対応も多く報じられております。政府においても関係自治体でも大変な問題となっておるところでございます。

こちらでは、イノシシ、鹿、アナグマなどの有害被害がますます深刻になってきたように思います。農作物を食い荒らしたり、植樹した木の皮を食べ荒らしたり、大きな被害をもたらしているだけでなく、時には家の庭先まで来て、花壇まで荒らしてしまうというようなこともあります。安全面での心配をすることが以前よりも多くなったというふうに考えております。

特に夜間、車を運転しますと、よく出くわします。鹿におうたとか、イノシシにおうたと。そういったことで、車に当たって、車が破損した、または、バイクに乗って、イノシシにぶつかって、バイクは破損する、けがはするという話もよく聞きます。

各農家では、そういう農作物の被害に対しまして、メッシュ柵とか電気柵を設置されておるようでございます。私も、両方とも町の補助をいただきまして、設置いたしましたけれども減りません。どこからかやっぱり入ってくる。しつこい奴らでございます。慣れてしまいますと、もう効かなくなってしまうんですね、それが。それをどうにかしたいということで、お尋ねをしたいというふうに思います。

過去の有害鳥獣の実績と農業被害、それに加えて、この駆除により改善されたかということ、農林振興課長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたしたいと思います。平成30年度からの

有害鳥獣の捕獲実績でお答えしますと、イノシシ3,523頭、鹿2,182頭、猿1頭、カラス23羽、タヌキ7頭で、合計で5,736頭でありました。

そこから年々捕獲実績は伸びていきまして、令和6年度には過去最高の捕獲実績となり、イノシシ、鹿等合わせまして、7,938頭の捕獲実績となりました。この内訳としましては、イノシシ4,743頭、鹿3,184頭、カラス9羽、猿2頭となっております。

農産物への被害実績につきましては、平成30年は1,019万1,000円であったものが、令和3年、4年と一時的に被害額は減少したものの、その後増加に転じまして、令和6年度の実績としましては、1,519万3,000円となっております。

これまでの対策につきましては、電気柵やワイヤーメッシュ柵への助成、捕獲隊による捕獲の実施等の対策を行ってまいりました。この対策により、効果があったとは言い切れませんが、全くなかったとも言い切れないとの認識でございます。

現在、実施できる対策については実施しておりますが、抜本的な対策の検討が必要であると考えています。これにつきましては、国にも実情を訴えながら、革新的な技術、対策が必要であると思っております。

昨日の答弁の繰り返しになりますが、九州農政局との情報交換におきましても、技術を確立するための実証事業等があるのであれば、山都町として積極的に取り組んでいきたいと考えております。今後も国と協力しながら、被害軽減につながる対策を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） そこで、電気柵あるいはメッシュ柵、箱わなの補助がございます。ある野菜農家から、こういうお話を聞きました。今から先は野菜はもうできませんので、今の時期にメッシュ柵あるいは電気柵を設置したいということですが、役場に行って申し込むと、「もう枠がありません」と。要するに補助金はもう全部割り当ててしまいましたということでございます。そういう人たちのために補正、補正予算ですね、または、全体の枠が1,000万であれば、前半と後半に分けるとかいう方法は取れないものでしょうか、課長。

○議長（飯開政俊君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。まずは電気柵、メッシュ柵、箱わな等の補助について、御説明をしたいと思います。

これにつきましては、山都町有害鳥獣被害防止対策事業補助金として実施している事業でございます。補助の概要をお答えしますと、補助の対象となるものは、電気柵、防護ネット、ワイヤーメッシュ柵、箱わな、くくりわな、捕獲用のICT機器や特定小型無線機等となっております。補助率は100分の50で、電気柵、ワイヤーメッシュ柵、わなにつきましては、100万円を補助金額の上限とし、ICT機器については、20万円、特定小型省電力無線機等につきましては、50万円を補助の上限としているところです。

令和6年度の補助実績につきましては、実施件数で149件で、補助の金額は1,947万3,000円となっております。主なものの内訳としましては、電気柵が118件で、補助金額は1,347万1,000円、

ワイヤーメッシュ柵が18件で、補助金額424万7,000円、箱わな・くくりわなが5件で、金額68万3,000円、防護ネットが8件で、補助金額107万2,000円となっております。

議員からの御質問でございますけれども、本年度につきましては、2,000万円をこの分の予算として要求をして、実施をしてきておりますが、御指摘のとおり、早々に予算枠いっぱいの申請があったところでございます。今後の補正とも一応考えはしたものの、内部的な協議を経ましたけれども、今年度の補正は一応見送らせていただいているところでございます。次年度の当初予算に向けて増額ができないかというところで、今現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） やっぱり、これだけ需要があるということは、それだけ被害も出ているということであるんじゃないかというふうに思います。できれば補正でも組んでいただければ、それが一番いいかと。それから、もう今からですので、当初予算、今まで2,000、今年は2,500万だったですか、だったですので、3,000万にするとか、当初のほうで上げていただきたいというふうに思います。

野菜農家の方たちは、確かに今からが暇になるといいますか、今の時期に仕事をしたいということでございますので、そういうことも考慮いただいて、どうか予算の確保をしていただきたいというふうに思います。

それから、試験的に囲みわなも1か所、どっか矢部地区にしているということをお聞きしました。その後どうでしょうか、実績のほうは。

○議長（飯開政俊君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 囲みわなについて御説明をしたいと思います。令和6年度の3月に、5メーター四方の柵を設置しまして、遠隔操作により捕獲する囲いわなを設置しております。令和7年4月より稼働実施しておりますが、現在までのところ、捕獲実績はイノシシ1頭となっているところで、思ったほどの実績は上がっていないというのが現状でございます。

現在、餌の入れ方や柵を閉めるタイミング等を試行錯誤しながらやっておりますが、苦戦をしている状況でございます。10月からは、柵を閉めるタイミングを、手動にしておりましたものを、センサーにより自動に変更しておるところでございます。今後も、わなの管理を依頼しております捕獲班と継続的に協議をしながら、捕獲実績の向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） この囲みわなですが、今、町が設置しているのは、恐らく数百万だったということをお聞きしております。囲みわなも、いろいろネットを見ますと、高い品物から安い品物までいろいろあるようでございます。これ、囲みわなをもし買いたいという、自治振興区か何かの単位でありましたら、これは補助対象としては、なりますか。

○議長（飯開政俊君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 現在の鳥獣被害防止対策の町の事業につきましては、まだ囲みわなのところについては入れておりません。それというのも、普通の、何て言いますか、箱わな等々、それにつけるICT機器とかいうのは補助対象としておりますけれども、大型になる、圃場を一枚囲むようなところは補助対象とはしておりませんので、それについては今後研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） ぜひ、それも考慮していただきたいなというふうに思います。

恐らくもう自分でしても限界があります。というのも、最後に書いておりますけれども、許可制度とか、いろいろなことが絡んできますもんですから、もう地域を挙げてしなくちゃ対応ができないというふうな感じになっております。どうかそこも考慮いただいて、予算の確保していただければというふうに思います。

最後ですが、有害鳥獣駆除に従事できる人材育成及び許可制度としております。

許可制度、これはもう法律等によって決まっておりますので、町でどうのこうのしろということではございません。これはいろいろ町も免許制度に対しては補助も出されておるようでございますので、免許制度に対しては、それは町がどうのこうのしいという話では私はございませんので、どうか手助けをしていただきたいという意味でございますので、最後は、また町長にお話をいただきたいというふうに思っております。町長、お願いします。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。現在、有害駆除に従事されている方は、銃が91名、わなが224名で、合計315名でございます。これは、両方お持ちの方もおられますので、実質259名ということでございます。

有害駆除に従事するには、狩猟免許を取得する必要があります。これに対しまして、町では、有害鳥獣捕獲隊に属することを条件といたしまして、山都町狩猟免許取得支援補助金といたしまして、1万円を交付している状況でございます。

現在、有害駆除に従事されている方につきましては、高齢化が進み、今後従事者の減少が進むものというふうに考えられます。新たな人材の確保も喫緊の課題であるというふうに考えております。

先ほどから議員のほうからも御指摘がありますように、山都町は農林業が基幹産業でありますので、この有害鳥獣による被害というものは、町にとって大変大きな課題であるというふうに考えております。

なかなかこれまでも、いろいろと町でも予算もつけながら、対策を講じてきたわけですが、これとって対策が進んでいるということではないというふうに認識しております。

先ほどからありますように、今後ICT等の活用も進んでいくとは思いますが、様々な機関と連携をしながら、有効な有害鳥獣対策を模索していくとともに、人材育成にも引き続き取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

私も農林水産省のほうの対策室のほうにも行きまして、山都町の実情についてもお話をしたと

ころでございます。そういう中で、農水省のほうも、これはもう広域的な対策を打たないと、町単独で行うところにはやっぱり限界があるというようなお話もいただいております。そういう意味でも、国、県、連携を取りながら、対策を講じる必要があるというふうに考えております。

また、本年度は、地方応援協力隊といたしまして、農林水産省の若手職員を有害鳥獣対策として隊員を割り当てていただいております。すぐに抜本的な対策が打てるとは思っておりませんが、山都町の現状をしっかりとお伝えし、有効な対策について、引き続き、国、県と協議をしながら対策を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） ありがとうございます。

この山都町も様々な問題がまだ山積しております。私ども議員、職員と一緒に前向きに町の発展のために尽くしていきたいというふうに考えておりますので、どうか今後とも御協力をよろしくお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯開政俊君） これをもって、4番、後藤誠輝君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時55分

12月11日（木曜日）

令和7年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年12月4日午前10時0分招集
2. 令和7年12月11日午前10時0分開議
3. 令和7年12月11日午後1時19分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第8日)(第4号)
 - 日程第1 議案第105号 通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について
 - 日程第2 議案第106号 青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について
 - 日程第3 議案第107号 井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について
 - 日程第4 議案第108号 令和7年度山都町一般会計補正予算(第6号)について
 - 日程第5 議案第109号 令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
 - 日程第6 議案第110号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算(第3号)について
 - 日程第7 議案第111号 令和7年度山都町病院事業会計補正予算(第2号)について

7. 本日の出席議員は次のとおりである(12名)

1番 梶原甲亮	2番 境公夫	3番 増田公憲
4番 後藤誠輝	5番 東浩昭	6番 坂本幸誠
7番 眞原誠	8番 西田由未子	9番 中村五彦
10番 矢仁田秀典	11番 藤川多美	12番 飯開政俊

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	坂本靖也	副町長	坂本浩
教育長	井手文雄	総務課長	工藤博人
清和支所長	西田法生	蘇陽支所長	村上敬治
会計管理者	嶋田浩幸	企画政策課長	北貴友
税務住民課長	玉目知穂	健康ほけん課長	長崎早智
福祉課長	高野隆也	環境水道課長	有働頼貴
農林振興課長	松本文孝	建設課長	西賢
山の都創造課長	菊地勝也	商工観光課長	山下公司
学校教育課長	鈴木保幸	生涯学習課長	平岡哲也
そよう病院事務長	枝尾博文	監査委員	橋本由紀夫

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会議務局長 高橋尚孝 外2名

開議 午前10時0分

○議長（飯開政俊君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第105号 通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について

○議長（飯開政俊君） 日程第1、議案第105号「通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） おはようございます。議案に入ります前に、全般的な指定管理制度につきまして御説明を若干させていただきたいと思えます。

まず、指定管理制度の概要につきましては、以前は、地方公共団体等が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていましたが、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、かつ、公の施設の管理運営に当たって、民間の能力、ノウハウ等を活用することにより、公共サービス水準の向上及び経費の削減等を図ることを目的として、同制度の導入に至っているというところでございます。

現在、当課所管におきましては、11施設におきまして指定管理制度を導入しております。そのうち、今回議案105号から107号までの3件につきまして、現契約期間の満了に伴います指定管理者の指定について、議案の提案をさせていただいたというところでございます。

それでは、施設ごとの議案の説明に入らせていただきます。

議案第105号、通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月4日提出、山都町長。

施設の名称、通潤橋史料館、虹の通潤館。

住所、山都町下市184番地1、山都町下市182番地2。

指定管理者です。名称及び代表者、一般社団法人山都町観光協会、代表理事、山下泰雄。

指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、5年間でございます。

提案理由です。山都町通潤橋史料館条例第17条及び山都町物産館条例第7条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料を御覧ください。

通潤橋史料館及び虹の通潤館指定管理候補者の選定結果についてです。

1、募集及び選定の経過です。

10月1日、募集開始をいたしました。

10月15日、指定管理施設現地説明会、参加者は1団体でございます。

10月24日、山都町指定管理候補者選定等に係る委員会を設置し、委員の任命を行っております。委員につきましては、熊本学園大学、公益社団法人熊本県観光連盟、株式会社くまもとDMC、南九州税理士会熊本県連合会、一般社団法人熊本県中小企業診断士協会、行政職員1名、町課長でございます。以上の6名でございます。

次に、10月27日から11月4日まで申請書の受付を行っております。応募者1団体でございます。

11月20日、第2回の委員会で審査会を実施いたしましたところでございます。

2、指定管理候補者及び選定理由です。

指定管理候補者、一般社団法人山都町観光協会、代表理事、山下泰雄、山都町下市184番地1。次のページを御覧ください。

選定理由です。通潤橋ミエルテラスの指定管理者の募集については、公募を行い1団体の応募があったということでございます。当該団体には、これまで管理をしてきた経験を有し、奉仕的な姿勢で運営し、熱意を持って管理運営がなされてきたところでございます。申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例で定める選定の基準に基づいて総合的に審査・選考を行った結果、応募者の得点は総合得点600点中476点であり、指定管理候補者として適当であると判断いたしましたものでございます。

3、提案概要です。

指定管理提案価格、479万8,000円、税込みです。

(2) 債務負担行為額、479万8,000円、税込みです。こちらにつきましては、指定管理料基準価格となるものです。

(3) 事業計画です。

地元特産品を優先し、生産者の顔が見えるPOPやストーリーを紹介し、販売促進につなげ、売上高の増加を図る。

これまで培った観光情報と観光案内の業務のノウハウを注ぎ込み、情報発信を充実させ、利用者の満足度を向上させる。

利用者にとって安全で快適な物産販売及び休憩施設等を目指し、正確な情報発信に努める。

国宝通潤橋を詳しく知ってもらうために、町と協力体制を維持し、資料を保管、活用する。

既存の施設運営だけでなく、様々なイベントを企画実施、協力していくという事業計画となっているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 議案105号から107号における指定管理候補者選定に係る委員会の経緯について御説明いたします。

選定委員会につきましては、様々な専門的知見から選定いただけるよう、各種団体へ委員の任

命依頼を行い、観光資源論専門の大学教授、熊本県観光連盟、熊本の観光マーケティング団体くまもとDMC、税理士、中小企業診断士の5名による外部からの委員と設置者であります町の商工観光課長、合計6名による委員で委員会を構成することとしました。

10月1日から公募を開始し、質問受付を10月10日から17日まで設けて、現地説明を10月14日と15日に行い、11月5日までに提案に係る申請書を提出していただき、青葉の瀬のみ2社の申込みがありました。その他の施設については1社のみ応募となりました。

選定委員会としては、10月24日に第1回選定委員会を開き、各施設に係る説明と選定に係る基準等の説明を行いました。提出のあった申請書等の提案書類は11月5日に委員に郵送し、事前に2週間ほどの期間目を通していただき、11月20日に第2回選考委員会にてプレゼンを行っていただきました。プレゼンは申請者からの提案を15分行き、その後15分の質疑応答を行い、合計30分のプレゼンを行いました。プレゼンが終了した後、採点における修正の有無を確認し、各委員からの講評をいただきました。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 議案第105号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） それぞれ6名ということは、持ち点が100点だったかなと思いますが、これを平均しますと80点に満たっておりません。ですが、この観光協会におかれましては、ずっと指定管理者でこれまでやってこられましたので、プレゼンも何度か経験をされ、審査をされてこられましたが、本来ならば100点に近い、600点に近い点数を得るのが本当じゃないかなと思いましたが、80点に満たないということは、どこら辺が努力が足りなかったというかですね、点数が低かったのかなという質問と、もう1点、以前からですね、史料館のいわゆる職員さんといいますかね、説明をされる方が長らくされておられました。昨年でしたかね、亡くなられましたけれども、その間、私も通潤橋案内ボランティアをしております、度々役場の先輩でもありましたので、お話を聞いておりましたが、とにかく休みがないと、交替がないということで、少々疲れ気味なところがあられました。なので、心配をしておりました。とうとう最後までですね、交替要員もつけられることなく、辞められましたけれども、病気で辞められましたけれども、その後も交替されました方も、とてもですね、やっぱり自分も休みもなくというかですね、休まれるときは突如、突如じゃないですけどね、再々、通潤橋案内ボランティアの方が詳しいということで駆り出されていかれました。

なので、この通潤橋の案内をする日程を決めてありますけど、その人がそちらに行かれるので、そこの穴埋めに、またほかのボランティアが行くという感じで、しばらく、またちょっとですね、心配がありました。そこら辺の史料館の職員さんの勤務の、何て言いますかね、がどういうふう改善されてるのか、そこらをお尋ねいたします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。2点の御質問があったかと思えます。

まず1点目が、審査につきまして、持ち点100点のうち6人ですので600点満点、基準を申し上げますと、6割以上が審査基準点、6割以上が合格点ということでございます。その中で、御質問の中で、これまでの経験値があるので、もっと、何と言うんでしょうか、評価自体が高くてもと、その内容はどうだったのかということでございますが、基本的に、当然町の指定管理施設ということで、町に月報の報告ですとか、もちろん私どもも現場に行き来しながら、情報交換しながらという運営をやってきておりまして、計画書に基づく、また、協定書に基づく、また、現場管理としても十分行っていたいてきたという認識は持っているところでございます。これは担当課として関わってきたことの意味でございます。

評価につきましては、6割以上を持って合格、合格と言いますか、審査基準クリアということになりますので、その結果が事業計画とともに、先ほど読み上げましたように、このような結果ですということで、お受け取りいただければというふうに思うところでございます。

質問の2点目、ボランティアガイドでございます。

確かに人手が足りないということで、こちらボランティアガイド関係の庁内協議ですとか、指定管理施設であります観光協会とも連絡を密にして、どういったことで対応していくかということを常々協議いたしています。それが事実でございます。事実と言いますが、やはり、この高齢化ですね、いわゆるこのボランティアガイドだけに限らずですが、やっぱり人手不足ということに関わってくると。ボランティアガイドといいますのは、やはり通潤橋の知識、また、史料館の知識、いろんな意味でそういったものを兼ね備えられた方々が対応していただくというところでございますので、そういった人材育成も含めて、また、現場の管理も含めて、今後も私どもも中に入りまして調整を行っていききたいという、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 今、課長がボランティアガイドというふうに言われましたけども、私が言うボランティアガイドは、通潤橋史料館に携わるんじゃないかと、史料館で常時雇っておられる史料館の職員さんのことをお尋ねしたんですね。だから、そこが勤務状態がよくできるように改善されたのかというのをお尋ねしたところでしたので、もう一度お願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。通潤橋史料館、これまで私も常々その方とも連絡をとっておりましたが、お一人の方に比重がかかっていたというところで、その後、一緒にされてた方々を、1名以上ということ、配置を行いたいということで、観光協会からもお話を伺いまして、できる限り、ローテーションも含めて、負担がかからないようにということでの話もこれまで行っております。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） すいません、何点かお願いします。

この指定管理の範囲を確認させてください。芝生広場、川ば渡ったところにございますけれども、あそこも指定管理の範囲に入るのか入らないのか、どうだったかなと思っています。今回入っているのかどうか、そこを確認させてください。

それと、あと今、先ほども質問にあったところなんですが、史料館の運営について、観光協会からのプレゼンテーション、どうだったのかなと思ってるところなんですが、秋口から9月から11月終わりぐらいにかけて、小学生の社会見学ですか、が来ます。ここの予約の、史料館の予約の受付が、今、生涯学習課さんと、何ですかね、観光協会のほうで連携をとりながらやっていると思うんですけども、そこが、やはり、何と言うんですかね、非常にその業務、いわゆる物産館の運営業務と予約の受付業務が激しく重なっているという現状を、私理解しておりまして、ここが改善されるのかな、どうなのかなというのが非常に気がかりなところでした。観光協会からのプレゼンテーション等の中で、その辺、このようにして解決していくとか、そういう提案があっているのかなのか、気になってるところです。

それと、先ほどの質問の中にもありました、通潤橋史料館の案内、ガイドをなさる方といえますか、資料を説明なさる職員の方ですね、この方が基本1名配置ということで、運営されてはいるのですが、団体が入りますと、そのほかのグループの方が、有料ですので、お金を払って史料館の中に入ったときに、1人もう占有されてしまっていると、あとはガイドゼロで、ただ資料を見なければいけないという状況も発生していました。小学生が入ると、なおさらもう入れないということで、一般の方が見学できないという現象もあったので、その辺りも、今回の指定管理の切替えのタイミングで、応募者の方と何かしらのやり取りがあっているのかな、どうなのかなというところが気がかりですので、この際質問させていただきたいなと思っています。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。3点御質問があったかと思えます。

まず、指定管理の範囲ということでございますが、芝生広場は入っておりません。現在の立地と整備区間、今の範囲を指定管理に含めております。

2点目でございます。史料館の予約体制、また、物産館の対応ということで、そちらが混雑していると。なかなか、マンパワーという意味で、人がどうかということでございますが、現状での運用の延長線上でということの捉え方をいたしているところでございます。その中で、よりよい体制といえますか、築いていきたいというところは考えていらっしゃるということでございます。

3つ目の案内ガイドというところで、混雑するときに、団体が入られた場合は1人の方が占有されるということで、混雑具合にも確かによるんですが、ただ、繁忙期にどう対応するかというのは、これまでも課題でございました。それをやはり皆様に十分対応していただくということは、おもてなしの精神にもございますので、ただ、先ほどの御質問にも関わってきますが、人材というところの、人手というところの観点もございますので、そちらは、これからも指定管理者と協議しながら、町のほうもちょっとタッチしていきたいなと考えているところでございます。

ちなみに、史料館の入り込み客につきましては、令和4年が約7,800から、令和6年は9,200ということで、国宝効果もあり、通常の小学生の見学旅行も含めた中で、そういった来訪者が増えているという事実はございますので、確かにそういう意味では、我々もちょっと考えて、タッチしながら考えていきたいというところで捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 理解しました。ありがとうございます。

最後、先ほど申し上げました史料館の運営についてなんですけれども、これ以前、私のほうから提案もしていたかなと思います。議場でだったか分からないですが、今のITの発展というか、IT技術の導入を考えますと、今史料館は全部ガイドの方による案内しかないんですよね。何と言うんですかね、QRコードを読み込んで、そこに動画による説明が載っていたりとかする観光地も多々ございます。以前は、音声案内どうですかって話もしてたんですけども、もうそこから先に一步進んで、動画による案内というのは、もう各観光施設のほうでは展開されていますし、そこまでインシャルコストかかるものでもないし、維持管理費も高くつかないかなと思っていますので、この際導入を考えてみられたらどうかなと思うのですが、これ生涯学習課か商工観光課か分からないんですけども、どのようにお考えでしょう。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。現在、当課で所管しております観光施設関係がデジタル化、御指摘のとおり、これは史料館に限らず、いろんな意味で、人手不足の中で、どうおもてなしをするかということで、デジタル関係に対応していくということもあるかと思えます。

今のDX事業でいきますと、多言語化を推進しまして、読み込んだらインバウンドの方にも対応できるとか、そのような対応も行っておりますので、少しずつといいますか、改善を見つけまして、また、財源を見つけた中で取組を進めているというところでございますので、今、御質問の件につきましても、もちろんそれも頭に入れて、今後どうやったら、よりよい施設になっていくか、導入できるのかも含めて、検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） この観光協会の職員さんですね、今度できたトイレ掃除はどうなってるかというのと、毎日観光協会の職員さんが行ってますんで、その前の川に、ちょっとペットボトルが落ちとったときとかいうのは、掃除は委託はできないかなと思って、その2点お願いします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。基本的にトイレ、通常のごみ拾い関係というのも含めましてですが、そういったものにつきましては、今回の指定管理者に行っていたかと。川にということで、指定管理以外になりますけど、ただ、できる限りこれまでも通常の範囲

と言いつつ、ごみが取れる場合は取ったりですとか、そういうふうな清掃活動はなされているということもございますので、ただ、範囲を超えて、そこをやってくださいということは、町側からはちょっと言えませんので、その範囲というのは、まずは自分とこの指定管理区域をきっちりとやっていただくと、それ以上に、奉仕的精神でそういうことが可能な場合はやっていただくということでお話をしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 指定管理者の指定についての議案が3つ出ていますけれども、読ませていただいて、選定理由はみんな同じなんです。先ほど点数の講評の中身ということも言われましたけれども、総合、10項目かな、いろんなことで、その合計なので、どこがよかったとか、どこがちょっと落ち込んで、ここ頑張ってもらいたいとかいうのは、講評の中に出てくるのではないかなと思うんですけど、1社だから比較するものがないので、比較するとすれば、先ほど11番議員が言われたように、前回の提案からどれだけ向上してるかというところが見えるとありがたいなと思うんですね。5年前に、5年前、それから、あっ5年前かな。あっ7年前か、すいません、提案があったときには、何社かあったので、資料を出してくださいということで、出していたこともあります。やはり同じところが頑張ってもらいたいのはありがたいことなんですけれども、緊張感を持ってしていただきたいし、これで分かりましたというのには、あまりにも資料が少ないんじゃないかなというふうに思います。

それで、講評があつて、その講評の中身をおおりのときには書いてあつたんですよ。講評の中身をお示しいただきたい。3件全部ですけど、お示しいただきたいのが一つ。

それと、この案件については、新しいフードコートができてますね。名前何ていうのかまだ分かりませんが。それから、展望デッキもできますね。それも範囲に入るのでしょうか。もし範囲に入るのであれば、指定管理料の上乗せがこれから来るのではないかと感じたりもしますので、その辺御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 点数の公表についてというところでお答えさせていただきます。

本町の情報公開条例第7条第5号で情報を開示しない部分として、町の機関における「審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものとされており、選定委員の率直な意見の交換、または、選定委員としての意思決定の中立性が損なわれること、さらに、第6号の文中に、町の「当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」があるものともされており、公平性、透明性を追求し、ほぼ外部からの委員で構成される今回のような選考につきましては、今後有識者に委員を引き受けていただくことに支障を来すことがないようにしなければなりません。よって、選考委員会での結果を最終結果として尊重し、選定委員個人の採点内容については、今後

についても公表はいたしません。

以上になります。

すいません、追加で先ほどおおりのことを言われましたが、おおりに関しましては、最初から募集するときに、この結果は公表しますという形で募集をかけておりますので、その分については公表しているという形になります。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。議員御質問のこれまで継続してなされていると、経験値も積まれているという点に関しましては、まさしくそのとおりでございますが、この指定管理の指定更新というときには、改めて、その5年後、現契約が切れますので、改めて一般公募するという意味は、今後の5年間の事業計画に基づいて、よりよい運営がなされるかという主眼でございます。そこで、講評ではございませんが、事業計画ということの提案概要ということで、議案の資料の中で御説明させていただきましたが、そういったことをやっていきますということで、結果、476点の点数を得られたと、6割以上の審査結果が出ましたということでございます。それが1点目でございます。

次に、指定管理の範囲ということで、展望デッキですとか、そういった飲食、今飲食スペースと呼んでおりますが、そういったのもいかがかというところで、もちろん当然入るところでございます。それにつきましては、指定管理料、いわゆる債務負担行為を9月に起こさせていただいておりますが、議決いただいておりますが、その変更は予定してない。当時から本年度切替えに当たって、積算をして、その事業内容も精査した上で、その委託料でできるという判断を、町としては行っておりますので、また、それに基づく提案を募集して、その提案で、基準価格が示した中で、相手さん方の指定管理料提案価格が同額の479万8,000円で行われたということでございますので、当然、議決をいただいた後には、この金額で契約をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 日本語の解釈をちょっと違っていると思うので、もう1回お尋ねしますね。

企画政策課長がおっしゃったことは、もう前回も聞いているので理解をしているつもりです。公に表すという公表をしてくださって、私は言ったのではなくて、審査委員の方々が、プレゼンを聞かれて、いろんな質問をされたり、御意見を言われたことを講評、講評されるっていいですよ、御意見を言われた中身があったというふうになさったので、その御意見の中身で、伝えられる部分があったら、こういうところをもうちょっと頑張ったほうがいいんじゃないですかとか、ここの点はいいいですねとか言われた中身で、ここでお伝えしていただくことがあれば、お願いしたいといった意味ですので、それでもう一度お願いします。

○議長（飯開政俊君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 大変申し訳ございません。何分1社でありましたので、講評という形でその場ではありませんでした。具体的に1社の場合はですね。2社のときには、いろいろ意見を交わされて、やっぱりこうだね、みたいなことは言われております。今回のこの議案に関しましては、そういった形で講評の中ではありませんでした。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 事業計画の一番最後なんですが、既存の施設運営だけでなく、様々なイベントを企画実施、協力していくとあります。協力していくの前まではいいんですね、自分で自発的に、今までの運営だけでなく、ほかのことも企画しながらいきますよ、まではいいですが、最後の協力していくというのがですね、その前は自発的に企画実施するのに、何を協力するのかなて、この文言が、語尾がちょっと、この意味が分かりませんので、御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。議員御質問のとおり、これは物産館関係の運営ですので、自発的、自主的にイベントを行っていただくということをももちろん期待したい、もちろんなされていきたいことで、協力というのは、連携と言ってもいいかもしれません。協力連携、物産館同士でしたり、また、もしくは町関係、観光産業イベント関係を開催するとき、町主催とか、そういったものにも協力していただくという意味で幅広く、自主自営運営だけでなく、そういった幅広い分野での協力という意味も含めて捉えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 先ほどお尋ねした飲食スペースについては、もう提案の中に入っているということで承知いたしました。じゃあ、事業計画の中のこの3つ目の丸の快適な物産販売及び休憩施設等を目指しの、ここになるのでしょうか。何か新しくなるところについての意気込みが分かればいいなと思ったのと、今年度は子どもたちの見学に対する対応として、雨天時ですね、テントではないですね、ちょっと避難場所を造っていただいて、大変ありがたかったと思うんですけども、もうあれは、この飲食スペースができれば、来年度からはないような話も聞いておりますが、そうなる、まだあればいいんですけど、飲食スペースに避難してもらうというようにお話もありましたので、その辺の、混雑、雨天時ですね、どのように考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。質問が2点あったかと思えます。

今、飲食スペース、いわゆる飲食スペースというふうに御質問がっておりますが、通潤橋周辺整備事業ということで、一体的な開発をいたしております。その事業が今年度で終わりますので、それも含めて快適な物産販売、おっしゃられるとおり、及び休憩施設等を目指すというところでございますが、それはお見込みのとおりで、そういう意気込みを表されているというふうに捉

えております。

あと2点目の避難所ということでございますが、確かに議会でも御質問がありましたので、応急措置として、今年度仮設の避難所を造らせていただきました。基本的に通潤橋整備事業というところで、屋根つきの、ある程度の余裕を持ったスペースを持たせているというところで、そちらの活用を考えているということで、これまで申し上げてきましたので、現在のところ、そちらを避難所として、雨天時になるかと、主に雨天時かというふうになりますが、そのように考えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第105号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号「通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第106号 青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について

○議長（飯開政俊君） 日程第2、議案第106号「青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、次の議案の説明に入らせていただきます。

議案第106号、青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月4日提出、山都町長。

施設の名称です。青葉の瀬交流促進施設。

住所、山都町緑川3715番地1。

指定管理者です。名称及び代表者、青葉瀬管理組合、組合長、渡辺民雄。

指定の期間です。令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、5年間です。

提案理由です。山都町青葉の瀬交流促進施設条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料を御覧ください。

青葉の瀬交流促進施設指定管理候補者の選定結果についてです。

1、募集及び選定の経過につきましてです。

こちらにつきましては、先ほどと同様の内容になりますので、御確認をいただきたいと思えます。

説明会の参加者は1団体、応募者につきましては2団体というふうになっているところでございます。11月20日に審査会を行ったところです。

2、指定管理候補者及び選定理由です。

指定管理候補者、青葉の瀬管理組合、組合長、渡辺民雄、山都町緑川3715番地1。

次のページをお願いいたします。

選定理由です。青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の募集については、公募を行い2団体の応募がございました。当該団体はこれまで管理をしてきた経験を有し、奉仕的な姿勢で運営し、熱意を持って管理運営がなされてきたというところでございます。申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、山都町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例で定める選定の基準に基づいて、総合的に審査・選考を行った結果、応募者の得点は総合得点600点中432点でございます。指定管理候補者として適当であると判断いたしましたものでございます。

3、提案概要です。

指定管理料提案額、415万5,000円、税込みです。

(2) 債務負担行為額、415万5,000円、税込みです。これは指定管理料基準価格となります。

(3) 事業計画となります。

ホームページやイベント情報便りを活用しまして、リピーターの確保を推進する。

1年で最も利用者の少ない時期の対策として、冬場のイベント等、どんどやや猪鍋大会を計画し、利用増を図る。

田植え、稲刈り、シイタケ菌打ち、シイタケ狩り、栗拾い、タケノコ掘り等の体験を行い、都市交流を図る。

人気のある弁当の予約販売を維持する。原価計算を考えつつ、地域の食材と季節感を凝らした料理の提供を図るという、事業計画となっているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第106号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 先ほどのお尋ねと同じになりますけれども、もう少し情報をいただきたいと思えますので、審査委員の先生方がどのような御意見を出されたのかということの御説明をお願いしたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。提案概要の一番下の丸ポツですね、人気のある弁当の予約販売を維持する。原価計算を考えつつ、地域の食材と季節感を凝らした料理の提供

を図るとあります。私も知らなかったんですけども、青葉の瀬では何かお弁当を作って配達までされているそうです。高齢の方が作られているという話の中で、やっぱりプロポというのは、プロポをされる提案者の方の意気込みだったり、非常に自分の感情というのが揺れ動きます。委員の皆さんも、このお弁当を食べてみたいねとか、そういうところを非常に評価されておりました。取りあえず、そこが一番講評の中で出た意見でありました。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 御存じのとおり、青葉の瀬の立地については、本流緑川に面しております。それで、台風や大雨が降ったときに、あそこの前の川がもう全部堆積してしまうわけですね。それで、そのたびに職員さんがユンボを持って撤去されているんですけども、契約が415万5,000円となつておりますが、この撤去費用等についての積算はされているのかお尋ねします。

すいません、それとあと一つは、2団体とありますが、1社は地元の業者かですね、お知らせしていただきたいと思います。

それから、あと一つですね、提案概要の中の黒ポツの下から2番目の、田植えや稲刈り等ですね、都市交流を図るということで書いてありますけども、実際行われているのか、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。まず、川の災害等における補修といえますか、そういった件に関しましては、今年度もそういったものがございまして、基本的に、例えば施設に係るもの、また、河川は町管理か、どこのということがございますが、河川管理分ありますが、そういったものに関しましては、基本的には御相談いただいて、現地確認をして、対応が必要ということであれば、町で対応しているという実情がございます。それが1点目でございます。

2点目の2団体、2業者の応募があったということで、1業者につきましては町外業者であったと、町内ではないということでございます。

3番目のイベント等につきましては、今までやられたことと、これからも続けていきたいというところでの、こういった内容を書かれておりまして、実際されている部分もございますので、それも含めて御提案として受け取って、活動なされていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 以前ここで、川で死亡事故がありました。町の施設ということで、最終的には町の責任になろうかと思いますが、以前監査委員をしているときにですね、ここの施設ではありませんでした、ここはもう管理をしてありましたが、ほかの施設で損害賠償保険に加入

しておられなかったので、例えばけがしたりしたときですね、賠償で加入していた方がいいですよと言って勧めた経緯があります。小さなけがとかいうのはですね、そこで対応されると思いますが、そういった死亡事故、大きな死亡事故があった場合等の取扱いについて、協定事項等で何かこう結んでおられるのか、責任のですね、どちらがという感じで、そこがありましたら、よろしくをお願いします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。町有施設、観光施設ということで、いろんな方、ありとあらゆる方がお越しになられます。町議の今の御質問につきましては、そういった不測の事態に備えて、やはり町は万全に整えていく必要があるんじゃないかというふうに受け取らせていただきました。その点でお答えさせていただきますと、施設に起因するもの、町の役場の施設管理上で何かあったという場合は、当然町の責任になります。その中で、管理運営、運営の中で何か事故が起きてしまったという場合は、当然管理運営者の責任になりますので、そういった損害賠償保険に加入するようには指導を行っております。分かりやすく言いますと、例えば食中毒なんか起きたということになりますと、それは管理運営の責任になりますので、そういったふうに関係するケース・バイ・ケースを考えながらということで、町としては改めて通知をいたします。契約条項もそうなっているというところでございます。

補足としまして、昨今の気象状況ですね、雨が降ると、キャンプ場というのは景観がいいということになると、なかなか深いところに入っていくということが実情でございまして、今はかなり精度が高い予報が出るというふうに私認識しております。私の方針といいますか、やはり人命が第一ということで、予報をもってですね、もう休村してくださいという指導を早めにしております。それは、はずれを恐れないというところで、もし雨が降って逃げられなくなったらどうしようもないということがありますので、限りなく未然に防止する、限りなく危険を排除するという意味で、改めて施設には事前休村、事前休業を徹底したいと、それは第一義的に人命を確保するという意味でございまして、その点も注視しながら指定管理に当たっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 河川をいろいろ扱われるそうですが、今農業関係でも、取入口等からユンボとかを使っていろいろやる時、県のほうは非常にうるさいといいますか、厳しく言われますが、その点は協議されて行っておられますか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。県河川等につきましては御指摘のとおりだと思います。維持管理の範疇の中で、河川の形状を変えるようなことはいたしておりません。危険防止というところで、大きな水が出た場合に、例えば何の工事かというのは、もちろん判明しませんが、今年あった事例としまして、鉄筋がはみ出ると、鉄筋がはみ出て、もう非常

に危ないと、河川の中に鉄筋が出てるということは、もう見た目だけでは分からなくて、大けがになる、切れてしまうという状況が生じるのではないかとということがありましたので、事例で言いますと、そういった報告を受けた場合、すぐにそれを撤去する、河川を扱うというよりも、そういったものを排除していくという対応をいたしたということです。河川等の協議が必要という場合については、当然のことながら県にも御相談をしたいというふうに考えているとございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） あそこの青葉の瀬の上のほうに何か工房みたいなのがあったと思うんですけども、あそこも入ってるんですかね、指定管理の中に。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。指定管理施設につきましては、本件の指定管理施設は、宿泊棟、郷土料理体験館、農村体験工房というところでありますので、また、ふれあい広場ということで、施設自体が管理運営をさせていただいておりますので、もちろんそちらもということになります。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第106号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号「青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第107号 井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について

○議長（飯開政俊君） 日程第3、議案第107号「井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第107号、井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月4日提出、山都町長。

施設の名称です。井無田高原キャンプ場。

住所、山都町井無田1382番地。

指定管理者です。名称及び代表者、山都町FMI井無田高原キャンプ場、理事長、西田浩利。

指定の期間です。令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、5年間です。

提案理由です。山都町井無田高原キャンプ場条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料を御覧ください。

井無田高原キャンプ場指定管理者の選定結果についてとなります。

1、募集及び選定の経過につきましては、記載のとおりでございます。御確認をお願いしたいと思っております。

説明会への参加者1団体、応募者1団体ということになっております。11月20日、審査会を行っております。

2、指定管理候補者及び選定理由です。

指定管理候補者、山都町FMI井無田高原キャンプ場、理事長、西田浩利、山都町井無田1382番地。

選定理由です。井無田高原キャンプ場の指定管理の募集については、公募を行い、1団体の応募がございました。当該団体はこれまで管理をしてきた経験を有し、奉仕的な姿勢で運営し、熱意を持って管理運営がなされてきたところです。申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例で定める選定の基準に基づいて総合的に審査・選考を行った結果、応募者の得点は総合得点600点中454点であり、指定管理候補者として適当であると判断いたしましたものでございます。

3、提案概要です。

指定管理料提案額、212万2,000円、税込みです。

債務負担行為額、212万2,000円、税込みです。これは指定管理料基準価格となるものです。

(3) 事業計画についてです。

キャンプファイア等のイベントを企画し、集客につなげる。

地域住民の御支援に感謝の意を込めて、施設内でのグラウンドゴルフ大会を年1回開催する。

地域と一緒にため池に発生する外来生物オオカナダモの駆除に取り組む。

キャンプ場利用者等の集客をきっかけに、清和高原天文台や清和文楽邑など周辺施設への観光案内を行う。

キャンプ場を快適に過ごしていただくため、テントスペースを確保し、施設維持に努めるという事業計画となっているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第107号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） すいません。ここの井無田高原キャンプ場にちょっととどまらない質問になっちゃうかもしれませんが、山都町に点在するキャンプ場を、横で連携させる構想といたしますか、考え方が以前から町のほうにもあったかなと思います。なかなか実現できてない理由の一つとしては、やはり運営なさる方々のデジタル面に関する活用スキルというか、そういったものがなかなかですね、各指定管理の事業者さんの皆さんで均一化されてないという背景があったかなと思ってまして、今回受けられる、ここのFMIさんが、例えば、すいません、なかなかちょっと言いづらい話なんですけど、メールも使えないという話も以前ちょっと聞いていたので、その辺クリアなさって、例えば少しでも今後横連携がとれるような形なのかどうか、そこがちょっと気になったので質問させていただきます。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。まず、観光全般的な町有施設としてのキャンプ場という観点からいきますと、やはりたくさんの人たちに来ていただいて、山都町の良さを知っていただいて、キャンプ場を利用していただくということで、議員御質問の横の連携で幅広く行っていただくというのは、大切かというふうに認識しております。

その中でではございますが、一つ一つを切り取っていきますと、やっぱり地域のキャンプ場として運営を主眼に置かれるキャンプ場、どんどんどんどん外にSNSを活用して売っていききたいというキャンプ場、それぞれの特性といたしますか、それぞれの良さがございます。そういった意味で、横の連携ということに関しましては、例えば繁忙期に山都町内にはこのようなキャンプ場がありますよという御案内はしていただいていると、どこのキャンプ場においてもですね。ただ、うちのキャンプ場からそちらへという予約システムとか、また、デジタル系メールだったり、LINEだったりを使ってというところは、なかなか全施設には進んでないというような状況がございます。

幅広い町有施設の観点、また、その運営者の地域的な特性、郷土愛も含めた中でですけども、運営されているというところの兼ね合いを持って、我々も、そちらについては改めて話をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 2点お願いします。

同じことですがけれども、先ほども申しました、委員の先生方からの講評の中身をお知らせいたしたいのと。今は、キャンプも、冬キャンプもですね、はやっているというか、ニーズがあるというふうに聞いていますので、冬のキャンプに関しての事業計画が何かありましたら、お伝えください。

○議長（飯開政俊君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 講評ということですが、先ほど商工観光課長も言いました、

この井無田キャンプ場におきましては、固定客もおられますし、自分たちの地域のキャンプ場として担っていくというところで、メール等とかインターネット等での予約はもう受けませんみたいな言い方で、もう地域のキャンプ場として持っていくというところを強く、審査員の方も、「ああ、そうですね、そういう考え方もありますよね」というところでおっしゃっていました。特にその中では、それが一番だったと思います。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。実際の施設利用の観点からということで、冬キャンプ等の御質問かと思いますが、それにつきましても、どの施設それぞれ対応なされているというふうに思います。キャンプの形態としまして、ファミリーキャンプもありますし、もちろん1人キャンプということで、いろんな楽しみ方があるというところで、そういったものは受入れをなされているというふうに思っているところでございます。

井無田高原、こちらのキャンプ場につきましては、これまで私も接している中で、インターネットでお披露目をされてないという意味では、いらした方の満足度を高めたいと、その満足度を高めていく中でリピーターとして受け入れていければ、運営は成り立っていく、成り立つといたしますか、それを口コミで広げていきたいと。

そのように、現代社会においても、デジタル化で人と接することを望まないキャンプの利用者の方もいらっしゃるけども、井無田高原みたいに、管理人の方がこんなに親切なんだというのを好まれていらっしゃる方もいらっしゃるというところで、先ほどから何度か申し上げましたが、施設の特性ですとか、地域の運営の仕方ですとか、それぞれの活用の仕方があるということの多様性という意味では、私は町としても受け入れるべきだと思っておりますので、そのような運営をなされているということも御理解いただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 指定管理の指定について、これ承認をせないかんわけですね、議員としては。であればですね、服掛松キャンプ場で問題があった、指定管理の範囲内で管理をしてないところがあったということで、大変問題になったんですよね。ですから、この中に指定管理の範囲図まで載せてほしいなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、募集をする際にも、そういった範囲等は示しておりますので、その件につきましては可能かというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） すいません。先ほどの青葉の瀬のときにもおっしゃいましたけれども、事故防止の観点で、大きなため池の周りにキャンプ施設があるということになると思いますので、その辺の安全管理と、先ほど言われた、もう保険のほうは入っていらっしゃると思いますけれども、確認でお尋ねをします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。町施設ということで、特にそういった危機管理、安全管理の意識をとということの御質問かと思いますが、それにつきましても、改めて、例えば町職員も毎年防災訓練を行うように、必ずその都度その都度の意識づけが必要であるというふうに思っておりますので、それにつきましては、井無田高原に限らず、全施設について、そのような指導を行っていきたいというふうに思っております。もちろんこの井無田の高原キャンプ場につきましても、そのような対応をとっているというところでございますので、そちらで御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第107号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号「井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第108号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（飯開政俊君） 日程第4、議案第108号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

議案第108号、令和7年度山都町一般会計補正予算（第6号）。

歳出から説明しますので、17ページを御覧ください。

2款1項総務管理費です。

1目一般管理費では、3節及び18節におきまして、8月豪雨災害の農災業務に係る大分県からの派遣職員人件費に要する経費を計上するものです。

5目財産管理費では、10節におきまして、旧小学校施設の消防設備点検を受けて、消火器の取替え並びに消防設備の修繕料を計上するものです。

6目庁舎管理費では、蘇陽総合行政センター並びに役場本庁舎の修繕料を計上するものです。

11目企画費では、7節及び8節におきまして、令和8年4月からのコミュニティバス運行等業務委託事業者の選定を行うための選定委員会開催に係る経費を計上するものです。

次のページを御覧ください。

14目情報費では、中長期在留者居住地届出等事務費委託金の追加交付を受けたことにより、財源組替えを行うものです。

15目小水力発電施設事業費では、1節、8節及び10節需用費の消耗品、食糧費におきまして、清和水利発電所売却に係る公募型事業者選定委員会開催に係る経費を計上するものです。また、電気料は施設稼働に要する電気料を追加で計上するものです。

32目移住定住対策費では、14節におきまして、現在解体中の旧蘇陽病院敷地内にある短期滞在施設1施設の解体工事費を計上するものです。

34目ふるさと寄附金返礼品提供事業者支援事業費では、8節、11節、次のページの12節におきまして、ふるさと寄附金返礼品提供事業者支援の一環として実施します物販イベント出展に係る経費を計上するものです。出展先につきましては、熊本市内、大阪府内、東京都内を予定しています。

2項徴税费です。

2目賦課徴収費では、17節におきまして、携帯電話の通信方式FOMAの終了に伴い、業務で使用しています携帯電話が使用できなくなることから、携帯電話端末を購入するための経費を計上するものです。

3項戸籍住民登録費です。

1目戸籍住民登録費では、12節におきまして、民法の一部改正に伴い、共同親権の制度が導入されることに伴うシステム改修経費を計上するものです。

次のページを御覧ください。

3款1項社会福祉費です。

2目国民年金事務費では、12節におきまして、税制改正に伴うシステム改修経費を計上するものです。

3目障害者福祉費では、22節におきまして、令和6年度事業の実績確定に伴う返還金を計上するものです。

7目保健事務費では、12節におきまして、子ども子育て支援金創設に伴うシステム改修を、国

民健康保険制度、並びに、21ページの後期高齢者医療制度で行うための経費を計上するものです。
2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費では、12節におきまして、放課後児童クラブ1施設の利用児童増加に伴う職員雇用に要する経費を、22節では、次のページにかけまして、令和6年度事業の実績確定に伴う返還金を計上するものです。

3目児童福祉施設費では、17節におきまして、保育園で利用するデジタルカメラ購入に係る経費を計上するものです。

4目児童館運営費では、17節におきまして、更新の時期を迎えた自動体外式除細動器、いわゆるAEDの購入に係る経費を計上するものです。

23ページを御覧ください。

4款1項保健衛生費です。

4目予防費では、22節におきまして、令和6年度事業の実績確定に伴う返還金を計上するものです。

6目環境衛生費では、10節におきまして、浦川水路浄化施設の電気使用量増加に伴い、電気料を増額して計上するものです。

7目火葬場管理費では、10節におきまして、清和天昇苑正面玄関の自動ドア修繕を行うための経費を計上するものです。

2項清掃費です。

2目し尿処理費では、12節におきまして、令和8年4月から御船地区衛生施設組合へのし尿等の搬出移行に伴い、事前に試験運搬を行うための経費を計上するものです。

次のページを御覧ください。

5款1項農業費です。

3目農政費では、18節におきまして、農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業補助金については、事業実施主体である上益城農業協同組合からの事業取下げの申出を受け、予算を減額するものです。

次に、新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金につきましては、本年度新たに就農予定の1名に対する経営開始資金補助金を計上し、また、新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金においては、新規就農者が導入する機械に対する補助金を計上するものです。

さらに、大雨営農再開支援事業補助金については、本年8月の豪雨災害により被災しました農業施設の復旧を支援するための補助金を計上するものです。

14目単独土地改良費では、18節におきまして、本年8月の豪雨災害を受けて、災害復旧事業の補助対象とならない被災箇所を、被災者自らが復旧した場合の補助金を計上するものです。

次のページを御覧ください。

2項林業費です。

7目治山費では、12節及び14節におきまして、山都町万坂字屋敷ほか3件の治山工事を行うための経費を計上するものです。

14目地方創生道整備推進交付金事業費では、交付金の追加交付を受けたことにより、財源組替えを行うものです。

7款2項道路橋梁費です。

2目道路維持費では、10節及び13節におきまして、登記並びに災害対応に要する町道維持に係る消耗品、重機借上料を計上するものです。

次のページを御覧ください。

7目社会資本整備総合交付金事業費では、14節及び21節におきまして、国補正に伴う追加要望を行い、事業実施するための経費を計上するものです。

3項河川費です。

3目災害関連防災がけ崩れ対策事業費では、10節から15節におきまして、町内5か所のがけ崩れ対策工事を行うための経費を計上するものです。

次のページを御覧ください。

4項住宅費です。

1目公営住宅等管理費では、10節におきまして、町営住宅の修繕料を計上するものです。

9款2項小学校費です。

1目学校管理費では、10節におきまして、町内小学校の光熱水費について、増額が見込まれるため追加計上するものです。

次のページを御覧ください。

3項中学校費です。

1目学校管理費では、10節におきまして、町内中学校の光熱水費について、増額が見込まれるため追加計上するものです。

4項社会教育費です。

5目文化財保護費では、11節から17節におきまして、蘇陽地区馬見原の新八代屋取得に要する経費を計上するものです。

13目通潤橋保存活用事業費では、12節におきまして、御小屋保存修理に係る地盤調査、並びに、保存修理状況を情報発信していくための経費を計上するものです。

次のページを御覧ください。

10款1項農林水産施設災害復旧費です。

1目現年度農業施設災害復旧費及び3目現年度林業施設災害復旧費では、本年8月の豪雨災害復旧に係る経費をそれぞれ計上するものです。

30ページを御覧ください。

2項公共土木施設災害復旧費です。

1目現年度公共土木施設災害復旧費では、本年8月の豪雨災害復旧に係る経費を計上するものです。

次のページを御覧ください。

13款1項予備費です。

1 目予備費では、補正前額3,155万8,000円に対し、歳出事業への充当額が約2,700万円程度となっている状況を踏まえ、年度末に向け、突発的に予算を必要とする場合に備え増額するものです。

32ページ以降は給与費明細書となります。

続いて、歳入について説明しますので、12ページを御覧ください。

12款1項地方交付税です。

1 目地方交付税では、普通地方交付税額の交付決定を受け、増額するものです。当初予算52億5,000万円に対し、交付決定額は54億810万8,000円となりました。

14款分担金及び負担金から15ページの17款県支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、説明は省略いたします。

15ページを御覧ください。

20款2項基金繰入金です。

1 目財政調整基金繰入金では、財政調整基金からの繰入金4億247万3,000円を計上しています。次のページを御覧ください。

22款諸収入につきましては、令和6年度の後期高齢者医療療養給付事業完了に伴い、負担金額が確定し、超過負担した分を返還金として受け入れるものです。

23款町債につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、説明は省略いたします。

続きまして、予算表紙の次のページをお願いします。

令和7年度山都町一般会計補正予算。

令和7年度山都町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億7,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億8,000万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の追加は、第2表継続費補正による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

令和7年12月4日提出、山都町長。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第108号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） ページ、18ページです。ふるさと寄附金の事業費なんですけど、全額一般財源で賄うことになっております。これまで、これからのことについては、基金を取り崩してしたいというお話もあってたようなんですが、基金を取り崩さないで、一般財源にしたことについての説明をお願いします。

それから、19ページ、戸籍住民登録費のところなんですけど、委託、ここも国の事業、税制改正に伴う云々ですね、次の国民年金事務費もそうなんですけど、これは国の事業なのに、町が全額一般財源49万3,000円なんですけど、負担しなければならないということなんですけど、国からはいただけなかったんでしょうか。お願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。ふるさと応援基金でなく一般会計からした理由ということなんですけれども、基本的に予算措置の、こちらの今のところのルールで、ふるさと基金から充当している事業というのは、当初で充てる部分だけちょっと充てておまして、今回の補正については、一般会計のほうから充てたという形で、途中のふるさと寄附金関係の関連事業だからということで、この基金から充てたという方針はちょっと持っておりませんでしたので、今回一般会計から出ささせていただいたという、措置したという形になります。あっ、一般財源から。はい。

○議長（飯開政俊君） 税務住民課長、玉目知穂君。

○税務住民課長（玉目知穂君） 11番議員の御質疑にお答えします。本来、そうですね、おっしゃったとおり、法改正によるシステム改修になりますので、国の負担により改修するべきものとは考えておりますが、戸籍事務は町に委任された事務でございますので、こちら自治事務として町の負担で行うことになりました。ただ、システム改修につきまして、戸籍情報システムにつきましては、先に標準化を行っております、10月にですね。標準化におきまして、日立のシステムを使っているんですけれども、ほかのベンダーのシステムの場合は、そういったシステム改修について、全て、何というんですかね、保守料を多く負担して、その中に含まれる場合もありますが、本町のシステムの場合は、そちらには含まれないということで町の負担になっております。なので、システムによって違う、メーカーによって違うという形になっております。戸籍法の改正のときには、国庫補助金で見えていたんですけれども、今回民法の改正によるものですので、補助金がなかったのかなという考えもなきにしもあらずかなと思っております。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 健康ほけん課長、長崎早智君。

○健康ほけん課長（長崎早智君） 11番議員の御質問にお答えいたします。今回国民年金のシステム改修につきましては、2本ございまして、税制改正に伴って、特定親族特別控除というのが新たに創設されたことによるもの、こちらは国民年金事務交付金等に含まれるものですが、もう1本が、年金生活者支援給付金支給業務に関するシステムの変更でございまして、こちらは年金生活者支援給付金支給業務市町村取扱交付金という、それぞれ財源がございまして、それぞ

れの予算の範囲内で交付をすることとなっております。現在全国の自治体の所要額の調査が行われております。今後予算の状況を見られまして、交付になる場合は、市町村に案分でしたりとか、そういう形での交付が見込まれますが、現段階では不確定ですので、財源としては積算しておりません。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 19ページですね。イベント出展委託料とありますけれども、これの委託先。私はですね、今度のふるさと納税については、非常に反省しとるというようなことをおっしゃってましたけれども、これは職員ですべきじゃないかと、出展先を自分たちで見つけて、売っていくと。これが町内の業者だったらですね、町内にお金が落ちて、能力も上がっていくんですけれども、そういうとこですね。

そしたら、あと1個、28ページ。17の備品ですね。これの備品の内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。2款1項34目ふるさと寄附金返礼品提供事業者支援事業費ということで、総合的に概要も含めて御説明させていただきたいというふうに思います。

本事業費につきましては、商工観光課、山の都創造課及び農林振興課の協力体制により対応することといたしまして、そのイベントにつきましては、1つ目に東京銀座ジャック連携事業、東京銀座無印良品でのつながり市での出展を予定しております。2つ目に大阪でのくまモンファン感謝祭。3つ目に東京銀座熊本館での山都町フェア、4つ目にグランメッセ熊本でのスパイス感謝祭に出展を行うということでございます。

8節につきましては、御質問のお答えにも関わってくるんですが、イベント参加に係る町職員の出張旅費でございます。

11節役務費につきましては、イベントへの商品配送に係る郵送料でございます。

12節の委託料につきましては、イベント出展に係るブース代、装飾代等出展費用としての委託料となるものでございます。

以上、それぞれのイベント出展に係る総費用を計上いたしましたところですが、事例といいまして、町職員で探すべきではないかという御指摘もございましたので、説明させていただきますと、東京銀座ジャックとの連携による無印良品への出展の概要ということで、この中の一つですね、それにつきましては、通称東京銀座ジャックと称されまして、熊本県とくまもとDMC共催により、東京銀座周辺の商業施設や飲食店、店舗等において、熊本県の食やお酒、熊本県産品を使用した特別メニューの提供や販売、併せて文化等の発信も含めたプロモーション事業を実施されるというものでございます。その連携事業として、無印良品店への本町ブースを確保し出展するものです。本フェアの全体の事業効果として考えられるのが、熊本県事業としまして、その信頼性とブ

ランド力をバックに、県内の食の魅力などを大都市圏の強力な情報発信力や集客力とマッチングさせることで、新たな製品の流通と新たなつながり、そして、話題性を創出できることにあるものと考えているものでございます。こういった大都市圏事業につきましては、県やその関連業者によります情報提供や、そのお力添えがないと出展できないというのが事実でございます。町としましても、坂本町長、坂本副町長の人脈を駆使しまして、これまで多数の物産展や物販に力を注いでおります。その人脈といいますのは、それぞれの市町村長または県からの御案内があつて、それにつきましては、これまでの議会でも説明しておりますが、全て出展をいたしております。そういう意味で、この機会も捉えまして、県内外を問わず、あらゆる手だてを打っていくという意味で、このような予算を要求させていただいたというところでございます。ぜひ御理解のほどお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） 28ページの9款4項5目17節備品購入費についてお答えいたします。これは、新八代屋に昔から収蔵されております美術品なんですけど、内訳が日本画、屏風、それから古文書、合計37点です。これを町で購入したいというふうに考えておりますので、計上させていただきます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） ページ24にですね、農業共同利用施設再編集約という感じで、2億3,000万の返還があつとるんですけども、これ大体どういう品物を、どういうふうにする予定だったのが、何で返還するようになったのかを教えてください。

○議長（飯開政俊君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業補助金でございます。本件につきましては、令和7年6月に国の内報を受けまして、令和7年7月に町より事業実施主体であります上益城農業協同組合へ内示を行つたものでございますけれども、令和7年10月31日に事業を事実上中止する実施計画変更承認申請書が提出をされました。具体的な事業内容につきましては、清和のドライストア、ライスセンターですけれども、ライスセンター内の機械設備、乾燥機やもみすり機、色彩選別機等の更新を予定されていたものでございます。事業を中止する理由につきましては、令和7年8月に発生しました豪雨災害により、災害復旧に要する費用負担と収入減少が受益の農家に重くのしかかっている現状におきまして、JAが本事業に取り組むことによって、施設の利用料、ライスセンターの利用になりますけれども、利用料の値上げを検討されていたところでございます。その結果、値上げをするべきではないということで、受益農家の負担軽減を優先的に考慮するというところで、事業の中止を判断されたものでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 先ほど商工観光課長から説明があった19ページのイベント出展委託料についてですけれども、これイベントがですね、4回、4回ですかね、先ほどの御説明ではですね、それぞれ別に、今じゃなくて結構なので、我々議員のほうにもですね、いつどこでやるのかというのを情報提供してもらいたいなと思ってるんですよ。可能かどうかというのは質問ですね。なぜかという、やっぱり我々もそこに向けては、東京なり大阪なり、知人いますので、ぜひ行ってくださいとかということも言いたいですし、情報提供をお願いしたいなというところです。

あとは、この出展、イベントで出展ですけれども、返礼品の事業者支援という名目で、今回出されていますけど、これ返礼品出展してない方々も山都町の特産品としていろいろ、何ですかね、生産販売なさっている方は参加できるのかどうかだけお聞かせ願えますか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。2点御質問があったかと思えます。

まず、そのイベントはどういった時期にあるのかということですが、今お答えしてもよろしいですか。

まず、東京ジャックのお話をしましたが、銀座ジャックですね、来年1月の21日から25日を予定しております。こちらは東京でございます。次に、くまモンファン感謝祭ということで、大阪でございますが、こちらが2月の21、22でございます。次に、銀座熊本館で出展を行います。こちらが3月24日から30日でございます。次に、スパイスフェアでございますが、こちらはまた3月ということで予定されているということですので、今分かる時点でお答えをさせていただきました。こちらにつきましては、改めてですね、御指摘のとおり、申し訳ございません、周知をすべきだと思っておりますので、議員の皆様にもお知らせをしたいというふうに思います。

次に、2点目の御質問の事業者につきましては、限定されるのかということかと思いますが、こちらにつきましては幅広く、東京でございますので、そのブランド力を生かしていきたいということもございますので、幅広く募りたいと思います。期間が1月ということで期間がございませんので、早急に対応したいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 先ほどの返還金の、ライスセンターか、の返還金の問題ですけれども、生産者の負担が増えるから取りやめますと。だけどですね、機械関係はまた更新せなん必要があるんじゃないかと思うんですね。そのときに、また補助事業の申請があったときに、1回これ申請が通るとるわけですよ。また申請が上がりましたっていったときに、申請が通るもんですかね。同じ事業で通るといのはなかなか考えにくいって思うんですけども、いかがですか。

○議長（飯開政俊君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。同じ事業でまた再度申請があった場合ということですが、現時点で私のほうからそれを明言することはちょっと

難しいかなと思っております。農協とのお話の中でも、これで一旦中止をしたということではございますけれども、継続的に今後も更新に向けた検討は行っていくということをお聞きしております。町のほうからも、ぜひそのように、次回の申請に向けて頑張ってもらいたいというお話はしたところがございますので、また同じ事業になるのか、また別の事業になるか分かりませんが、更新に向けては、引き続きJAと連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） さっきの委託先の件ですけれども、その委託先は教えてもらうわけにはいかんですか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。基本的にブース代等のイベント出展委託料ということになりますが、これにつきましては、その場所を確保できる業者との契約になりますので、もちろんあたりはございますけれども、契約してからのお話ということになりますので、この場ではちょっと業者名はお控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） ページの18ページですね、15目の小水力発電施設事業費の中で、清和水利発電所の公募型事業者選定委員会委員ですね、このメンバーを教えてくださいということと、今後、この水道発電の行方はどう考えていらっしゃるか、お願いしたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 清和支所長、西田法生君。

○清和支所長（西田法生君） お答えいたします。清和水利発電所公募型事業者選定委員会の委員の構成メンバーということでよろしいでしょうか。

一応、構成につきましては、今現在内定しているところがございます。規則を定めておまして、構成メンバーは7名以内とさせていただいております。3名の大学教授、あと県職員1名、あと町より副町長、それと町の清和水利発電所の水路主任技術者、それと住民代表を1名、以上の7名を予定しております。

以上でございます。

それと、あと水利発電所の今後の方針ということなんですけれども、こうやって譲渡先を選定するための委員会がございますので、清和水利発電所のほうを運営していただける事業者売却するというのを予定しております。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第108号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時0分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第109号 令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（飯開政俊君） 日程第5、議案第109号「令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第109号、令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は令和7年度税制改正に伴うシステム改修及び過年度返還金の計上になります。

まず、歳出からです。8ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費1目一般管理費12節委託料91万円は、令和7年度税制改正により、介護保険料算定に係るシステム改修費になります。国庫2分の1の事業になります。

6款1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金22節償還金利子及び割引料60万円は、過年度における保険料の再算定などによる介護保険料の返還金になります。

2目償還金22節償還金利子及び割引料133万7,000円は、同じく過年度国庫支出金精算返還金になります。

9ページです。

予備費は緊急に支出を要する場合の予算として調整して計上いたしております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金4目介護保険事業費補助金45万4,000円は、歳出で説明しましたシステム改修費の国庫補助金になります。

続きまして、表紙に戻っていただき、2ページ目をお願いいたします。

令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和7年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,959万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年12月4日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第109号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第109号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号「令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第110号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（飯開政俊君） 日程第6、議案第110号「令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第110号、令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

説明書で説明しますので、6ページを御覧ください。

収益的収入及び支出。

支出の部です。

1款1項2目配水及び給水費につきまして、70万円を補正計上しております。これは町で備蓄または修繕時に支給する材料部品の購入費です。8月豪雨時の対応に伴い、当初予算が不足したので、今後の冬期時凍結に備えて計上しております。

1款1項4目総係費です。50万円を補正しております。これも先ほど説明しました8月豪雨対

応で、職員の時間外手当を使用しており、これらの冬期対応時に備えて計上しております。

次に、前に戻っていただき、表紙の次のページをお願いします。

令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和7年度山都町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度山都町水道事業会計予算。以下、予算といいます。第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出。

第1款水道事業費用、4億1,846万8,000円、120万円、4億1,966万8,000円。

第1項営業費用、3億9,236万7,000円、120万円、3億9,356万7,000円。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、4,592万6,000円、50万円、4,642万6,000円。

令和7年12月4日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。

○議長（飯開政俊君） 議案第110号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第110号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第110号「令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第111号 令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について

○議長（飯開政俊君） 日程第7、議案第111号「令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、枝尾博文君。

○そよう病院事務長（枝尾博文君） それでは、議案第111号、令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、今年度の事業として実施しています旧病院解体工事において、追加工事費が発生したことによるもの。8月19日の落雷被害災害において、使用不能となった医療機器及び施設設備等の修繕によるもの。また、今年度8月に示されました医療機関の業務効率化を目的とした

生産性向上職場環境整備等支援事業補助金を活用したことによる人件費、ICT機器購入における補正となっております。

7ページを御覧ください。

補正予算（第2号）説明書より御説明いたします。

収益的収入です。

1款2項2目1節国保補助金135万9,000円は、医療人材の確保、業務の効率化や職場環境改善を図るための支援事業として設けられた生産性向上・職場環境整備等支援補助金において、会計年度職員として採用した看護師の人件費を計上しているものです。

3項3目1節その他特別利益522万9,000円は、今年の8月19日に病院で落雷被害を受けて使用不能となった医療機器、建築設備による修理に要した費用において、被害総額558万円に対して、建物災害共済保険の給付対象となっている522万9,000円を計上しています。

続きまして、8ページを御覧ください。

収益的支出です。

1款3項4目1節その他特別損失580万8,000円は、旧病院解体工事において、当初確認されていなかった建物内のアスベスト含有建材、天井裏のスラブにおける断熱材撤去費、書類運搬費、浄化槽汚泥処理費用が追加となり計上しているものです。

3項6目1節災害による損失558万2,000円の増は、先ほど御説明しました落雷被害における医療機器、建築設備の修繕費となっています。解体での固定費の滅失、除却による損失を災害による損失として計上しているものです。

続きまして、9ページを御覧ください。

資本的収入です。

1款2項1目1節国庫補助金110万1,000円、これは、生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金の範囲内において、有形固定資産である離床センサー付ベッド1台、ウェブ会議用PC2台の購入実績による交付申請額を計上しております。

前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度山都町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、旧病院解体事業に係る特別損失の増加に伴い、その財源に充てるための企業債の借入額を4,220万円から4,720万円に改める。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順に申し上げます。

収入です。

第1款病院事業収益、11億516万6,000円、658万8,000円、11億1,175万4,000円。

第2項医業外収益、1億6,453万6,000円、135万9,000円、1億6,589万5,000円。

第3項特別利益、1,002万2,000円、522万9,000円、1,525万1,000円。
支出。

第1款病院事業費用、12億6,390万円、1,139万円、12億7,529万円。

第3項特別損失、1億6,594万5,000円、1,139万円、1億7,733万5,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,776万4,000円を3,666万3,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、7,240万円、110万1,000円、7,350万1,000円。

第2項補助金、4,356万円、110万1,000円、4,466万1,000円。

次のページ、3ページを御覧ください。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的、旧蘇陽病院施設等解体。

限度額、補正前4,220万円、補正後4,720万円。

起債の方法、証書借入。

利率、5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

令和7年12月4日提出、山都町長。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（飯開政俊君） 議案第111号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第111号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第111号「令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1 時19分

12月12日（金曜日）

令和7年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年12月4日午前10時0分招集
2. 令和7年12月12日午前10時0分開議
3. 令和7年12月12日午前11時55分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第9日）（第5号）
 - 日程第1 議案第112号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
 - 日程第2 議案第113号 山都町と御船地区衛生施設組合との間におけるし尿等の処理に関する事務の委託について
 - 日程第3 議案第115号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事）
 - 日程第4 議案第116号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事）
 - 日程第5 議案第117号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期））
 - 日程第6 議案第118号 工事請負契約の締結について（御所トンネル補修工事）
 - 日程第7 議案第114号 町道認定について
 - 日程第8 委員会報告 陳情等付託報告について
 - 日程第9 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（12名）

1番 梶原 甲 亮	2番 境 公 夫	3番 増 田 公 憲
4番 後 藤 誠 輝	5番 東 浩 昭	6番 坂 本 幸 誠
7番 眞 原 誠	8番 西 田 由未子	9番 中 村 五 彦
10番 矢仁田 秀 典	11番 藤 川 多 美	12番 飯 開 政 俊

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 坂 本 靖 也	副 町 長 坂 本 浩
教 育 長 井 手 文 雄	総 務 課 長 工 藤 博 人

清和支所長	西田法生	蘇陽支所長	村上敬治
会計管理者	嶋田浩幸	企画政策課長	北貴友
税務住民課長	玉目知穂	健康ほけん課長	長崎早智
福祉課長	高野隆也	環境水道課長	有働頼貴
農林振興課長	松本文孝	建設課長	西賢
山の都創造課長	菊地勝也	商工観光課長	山下公司
学校教育課長	鈴木保幸	生涯学習課長	平岡哲也
そよう病院事務長	枝尾博文	監査委員	橋本由紀夫

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋尚孝 外2名

開議 午前10時0分

○議長（飯開政俊君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第112号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（飯開政俊君） 日程第1、議案第112号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、説明いたします。

議案第112号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組規約の一部を次のとおり変更する。

令和7年12月4日提出、山都町長。

熊本県市町村総合事務組規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改める。

附則。

1、この規約は、令和8年4月1日から施行する。

2、改正後の熊本県市町村総合事務組規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適

用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由です。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

本件は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である菊池市から、令和8年3月31日をもって共同処理する事務の一つである住民の交通災害見舞金に関する事務から脱退する申出がなされたことに伴い、規約の変更が行われるものです。

また、規約の一部変更の際しましては、熊本県市町村総合事務組合から構成市町村等における議会等での同文議決の依頼があり、提案するものとなります。

次のページは新旧対照表となります。左の表が変更後です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（飯開政俊君） 議案第112号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第112号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第112号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第113号 山都町と御船地区衛生施設組合との間におけるし尿等の処理に関する事務の委託について

○議長（飯開政俊君） 日程第2、議案第113号「山都町と御船地区衛生施設組合との間におけるし尿等の処理に関する事務の委託について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。

それでは、議案第113号について御説明いたします。

議案第113号、山都町と御船地区衛生施設組合との間におけるし尿等の処理に関する事務委託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、山都町のし尿等の処理に関する事務を御船地区

衛生施設組合へ委託するため、協議により、別紙のとおり規約を定める。

令和7年12月4日提出、山都町長。

提案理由です。

山都町と御船地区衛生施設組合との間におけるし尿等の処理に関する事務の委託について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があります。

これが、この議案を定提出する理由です。

令和8年度から本町のし尿及び浄化槽汚泥を御船町の御船地区衛生施設組合へ搬入するのに伴い、関係する事務を御船地区衛生施設組合へ委託するため、組合及び関係機関で協議してまいりました。内容がまとまりましたので、規約を定める必要があります。

次のページを御覧ください。

委託事務の範囲、管理及び執行の方法について、第1条、第2条に規定し、第3条から第6条で、経費の負担及び予算の執行、収入の帰属、決算の措置について規定しています。

次のページを御覧ください。

委託事務の管理及び執行についての連絡調整のための連絡会議や関係する条例等の制定、改廃について協議、施行するため、第7条から第9条において規定しております。

附則です。

第1項で、施行期日を令和8年4月1日からと規定しています。

第2項から第4項で、委託期間、開始前の事務及び経費、途中廃止の場合の取扱いについて規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（飯開政俊君） 議案第113号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第113号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第113号「山都町と御船地区衛生施設組合との間におけるし尿等の処理に関する事務の委託について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第115号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事）

○議長（飯開政俊君） 日程第3、議案第115号「工事請負変更契約の締結について（山都町運

動公園中央グラウンド整備工事)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） それでは、議案第115号について説明いたします。

議案第115号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年第4回山都町議会定例会において議決された山都町運動公園中央グラウンド整備工事請負契約のうち、請負代金1億7,663万8,880円を1億8,388万6,395円に変更することとする。

令和7年12月12日提出、山都町長。

提案理由です。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

工事請負変更契約概要です。

1、工事番号。R6教生工第6号。

2、工事名。山都町運動公園中央グラウンド整備工事。

3、工事場所。山都町長原地内。

4、当初契約年月日。令和6年12月13日。

5、財源内訳。交付金、変更後8,000万円、増減はありません。起債、変更後8,000万円、こちらも増減はありません。一般財源、変更後2,388万6,395円、増額724万7,515円。合計で、変更後1億8,388万6,395円、増額724万7,515円。

6、工事内容。工事内容としましては、土工、撤去工、L型擁壁工、ブロック積工、排水工、暗渠排水工、舗装工、ゴムチップ舗装工、張芝工、防草対策工、フェンス工の項目となっており、種目明細数量については御覧のとおりです。

7、契約の相手方。上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役、橋本博美。

資料2の変更数量増減表を御覧ください。

主な変更箇所を説明いたします。

撤去工として、現場内より発生しました産業廃棄物について、不法投棄等の防止に伴い、マニフェスト伝票の集計実績により追加をしております。

舗装工は、駐車場において車を駐車する部分をアスファルト舗装とし、管理施設周辺を施工性や視認性を考慮し、コンクリート舗装に分けております。

管理施設工は、ガードパイプの新設です。これはランニングコースから利用者が飛び出さないように、安全確保のため設置をするものです。車止め3基の増は、町道とランニングコースが平坦になる部分で、車の進入を防止するために追加するものです。

防草対策工として、防草シート、防草コンクリートを新たに施工いたします。除草作業がしにくい箇所への施工と、今後の管理を考えた施工です。

資料3を御覧ください。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

4の変更工事請負額から増額724万7,515円。

令和6年12月13日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり、請負契約を変更する。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年12月8日、発注者、山都町長、受注者、上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役、橋本博美。

資料4は、位置図です。

資料5を御覧ください。

撤去工の位置図です。

赤色で示しておりますのが、ダッグアウト横、階段の構造物の撤去部分です。緑色で示しておりますのが、木くず、伐採、抜根の撤去部分です。赤色の斜線部分がアスファルトの舗装部分です。

資料6を御覧ください。

駐車場・園路舗装区分図です。

赤い着色部分が、防草コンクリート部分です。水色のメッシュ部分が、防草シート施工箇所です。防草シートは主にランニングコースの法面に施工いたしますが、ランニングコースの幅が2.7メートルで、利用者と法面の除草作業の両方に支障が出ますので、あらかじめ防草シートを施工し、草の生えにくいものとするものです。今後の維持費の軽減も図ることができるというふうに考えております。

資料7を御覧ください。

産廃処理追加箇所の写真です。

上段写真がダッグアウトの撤去箇所です。赤枠で囲った部分になります。中段、下段の写真が竹林と立木の撤去にかかる木くず、抜根及び廃プラスチック、主に土のうの状況です。

資料8を御覧ください。

資料8は、上段が取壊工の断面図です。上段がダッグアウト横の階段の撤去部分です。赤色で示しております。今回の追加部分です。青色部分がコンクリート擁壁の撤去部分です。

また、下の図、防草対策工詳細図です。

これは、防草コンクリート部分が幅50センチ、防草シート部分が法面です。写真も参考に御覧いただくとお分かりかと思えます。

資料9を御覧ください。

管理施設工計画平面図です。

ガードパイプはランニングコースと駐車場の人の行き来を制限するもので、お互いの安全確保のために設置いたします。車止めは道路より車の進入を制限するためのもので、固定式としております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第115号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） この計画、もともとの計画で、ダッグアウトあたりの木、支障木というのは、構造物としてあったわけでございますので、計画の段階でまず入ったはずであろうと思われま。

それが一つと、もう一つ防草シートですけども、防草シートは、どういう防草シートなのかによりますけども、五、六年で替える必要のあるような防草シートであれば、それはもう最初からそんなシートじゃなくて、永年使えるような感じのにしたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。まず、計画段階で分からなかったのかというお尋ねかと思えます。

当初はダッグアウト部分とかにつきましては、整備に直接影響がなかった範囲ということでしたが、後に表面にクラック、また、劣化部分が見られたので、今回、安全のために撤去するということにいたしました。

それから、2番目のお尋ねの防草シートの件なんですけども、防草シートの耐用年数は10年程度の、非常に耐久性の高いものを使用することにしております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 普通の防草シートのちょっといいやつという話になるんですけども、ですから、また、それは何年かたったら、取替えなんわけですね。また、そういう工事負担が出てきますと、当然、そういう場合の工事負担はそこだけじゃなくなる。

そういうことが考えられるんで、もうちょっと、ただのシートじゃなくて、吹きつけ辺りをするとか、もうちょっとお金がかかっても、取替えとかしなくて済むようなことを考えたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） まず、防草シートなんですけども、防草シートは草を生えにくくするというので、維持管理の経費削減が図れるかと考えております。非常に夏場は草をしょっちゅう除草しないと、景観上非常に悪いものですから、その辺の維持管理の面を一つ考えています。

それから、中央グラウンドは野球としてのプレーで使用することが非常に多くなるんですが、コンクリートで打ちますと、野球のプレーに影響があります。これはどういうことかと申しますと、野球の送球をする部分との高さと同じ位置になってしまいますので、コンクリートですてしまうと、同色系のボールと判別が非常に難しくなるので、競技の支障になるのではないかとということで、防草シートでの施工ということでやらせていただきたいということでお願いいたします。以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 今の件なんですけど、同色だと見えにくい。例えば白でコンクリでしたら、ボールが白だから見えにくいということなんですけど、今、舗装もいろいろあって、カラー舗装とかありますので、緑のシートをすところを緑色のカラーで舗装するといいいんじゃないかなと私も思いました。

今もう、ほとんど国道であったり、県道だったりも新しく造るときは、下の法面はもうみんな舗装されています。今言われたように、後々の除草の管理の面を工夫してだろうと思いますが、やはりこういうのは、今の白じゃなくても、カラー、舗装の下だって赤色だったりいろいろあるじゃないですか。その工夫はすればできると思いますが、いかがですか。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） カラーでの舗装ということ、御意見なんですけど、費用的に経済性を考慮し、1番目に経済性、費用的な面を考慮して考えております。防草シートでも10年ピッチで、普通のコンクリート舗装、同色系のコンクリート舗装でも、10年ピッチでも補修すれば安価になるということで、まずは経済性を考慮した設計とさせていただいております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 8番ですけれども、防草対策のところの下の中央グラウンドのクレイ塗装って書いてあるんですけども、これの説明をお願いしたいのと、防草コンクリートと書いてありますけれども、何か普通のコンクリートとやっぱり違うんですか。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） まず、クレイ舗装というのは、土の舗装のことです。真砂土で最後仕上げますので、それをクレイ舗装というふうに呼んでおります。また、防草コンクリートは通常の張りコンクリートと同様です。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 7番のところ、構造物取壊しの追加箇所というのが赤枠ですてありますけれども、そこは前は段々になっているところなので、応援席のような形で利用されてい

たところではないかなと思っています。

6番を見てみると、ずっとぐるっとランニングコースがしてあって、ランニングコースとグラウンドはフェンスで囲まれるということですよ。応援席みたいなのがないので、フェンス越しにランニングコースから応援してくださいということになるのでしょうか。その場合、ランニングされている方との何て言いますか、すみ分けと申しますか、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。議員おっしゃるように、ランニングコースとグラウンドの間には、まず、70センチほどの段差があるんですけども、より安全のために、ランニングコース側にフェンスをつけるようにしております。

それと、もともと階段部分ですね。もともとあったダッグアウト部分には、先ほど申しましたようにクラックが多数見られて、非常に老朽化しているというのが分かりましたので、今回撤去させていただくわけです。

観客席を設けると、ランニングコースの邪魔になるというか、支障になることも考えられましたので、応援される方につきましては、グラウンド内で応援をしていただくような形になるかと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから、議案第115号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第115号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第116号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事）

○議長（飯開政俊君） 日程第4、議案第116号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） それでは、議案第116号について説明いたします。

議案第116号、工事請負変更契約の締結について。

令和7年第1回山都町議会臨時会において議決された山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事請負契約のうち、請負代金額1億4,113万円を1億4,402万1,520円に変更することとする。

令和7年12月12日提出、山都町長。

提案理由です。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

工事請負変更契約概要です。

1、工事番号。R6教生工第7号。

2、工事名。山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事。

3、工事場所。山都町長原地内。

4、当初契約年月日、令和7年1月22日。

5、財源内訳。交付金、変更後5,150万円、増減はありません。起債、変更後5,150万円、こちらも増減はありません。一般財源、変更後4,102万1,520円、増額289万1,520円、合計で、変更後1億4,402万1,520円、増額289万1,520円。

6、工事内容。工事内容としましては、器具倉庫工、器具倉庫、3連棟と2連棟を各1棟、防災備蓄倉庫工、1棟、便所工、パークトイレ、1基、合併処理浄化槽、1基、マンホールトイレ、4基、貯水施設工として、耐震性貯水槽、1基、給水施設工、水飲みを中央グラウンドと芝生広場に各1基、散水栓、4か所、大型伸縮式バルブ散水栓を2か所です。

7、契約の相手方。上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役、上田信。

資料2の変更数量増減表を御覧ください。

主な変更箇所を説明いたします。

合併処理浄化槽とマンホールトイレ、耐震性貯水槽の埋戻工として、当初はグラウンドの現場発生土を利用する予定でしたが、転石混じりであったことと、土の状態が悪く、埋め戻しに適しているものではなかったため、それぞれ埋め戻し用に山砂を購入することにしました。

よって、それぞれ埋戻工の数量増加が109、10、120立米です。また、現場発生土は使用しなくなりましたので、残土処理としてその数量を計上しております。

資料3を御覧ください。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

4の変更工事請負額から申し上げます。増額289万1,520円。

令和7年1月22日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年12月8日、発注者、山都町長、受注者、上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役、上田信。

資料4を御覧ください。

位置図です。

資料5を御覧ください。

倉庫・トイレ等割付図です。

朱書きが変更です。当初設計より位置が少しずれておりますのは、掘削に伴い、隣接する、同時に行っております別途工事で施工しておりましたL型擁壁の影響を考慮して、グラウンド側へ移動したものです。グラウンドへの影響はございません。

資料6、資料7、資料8は、それぞれ浄化槽、マンホールトイレ、耐震性貯水槽の詳細図です。いずれも三つとも、赤で着色した部分が埋め戻しの部分です。当初設計の現地発生土から山砂に変更しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第116号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 疑問、質問いたします。この貯水槽があるということは、水道から直接ではないということですよ。貯水槽が地下にある、下にあるということは、高低差を利用したものでもないということですね。ですから、ポンプか何かで送る貯水槽になるということでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お尋ねの件は、耐震性貯水槽ですよ。耐震性貯水槽は、水をためておくあれなので、何ていいますか。水道とつながっているものではないですよ。防火水槽的な役割の耐震性貯水槽です。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第116号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第116号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウン

ド施設整備工事)」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第117号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期））

○議長（飯開政俊君） 日程第5、議案第117号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期））」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） それでは、議案第117号について御説明いたします。

議案第117号、工事請負変更契約の締結について。

令和7年第2回山都町議会定例会において議決された山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期）の請負契約のうち、請負代金額1億4,778万2,800円を1億4,909万3,980円に変更することとする。

令和7年12月12日提出、山都町長。

提案理由。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

工事請負変更契約概要です。

- 1、工事番号。R7教生工第1号。
- 2、工事名。山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期）。
- 3、工事場所。山都町長原地内。
- 4、当初契約年月日。令和7年6月12日。

財源内訳。交付金、変更後7,440万円、減額304万5,000円。起債、変更後6,200万円、減額800万円。一般財源、変更後1,269万3,984円、増額1,235万6,184円。合計で、変更後、1億4,909万3,984円、増額131万1,184円。

6、工期。原契約工期、令和7年6月16日から令和8年1月30日。変更工期、令和7年6月16日から令和8年2月27日。

7、工事内容。工事内容としましては、グラウンド・コート舗装工、黒土舗装（野球内野部）2,561平方メートル。真砂土舗装（一般部）1万1,299平方メートル、グラウンド・コート施設整備工、バックネット、高さ6メートルを1基、バックネット、高さ10メートルを1基、ダッグアウトを2基、本部席、2基、フェールポール、一対、防球ネット2,085平方メートルです。

契約の相手方。上益城郡山都町上寺1666-1、株式会社協信総業、代表取締役、高畑博史。

資料2の変更数量増減表を御覧ください。

主な変更箇所を説明いたします。

黒土舗装部分と真砂土舗装部分の面積がそれぞれ137平方メートル、356平方メートル減少です。減少は、防球ネット下部の、防球ネットの下のほうの張りコンクリートの追加及び喫煙所などの施設を設置した範囲を控除したものであるものです。

本部席は1基の増です。Bコートでの試合を想定しての設置です。

標識設置工として、コートサインを2か所追加いたします。

張りコンクリート工、139.7平方メートルの増です。これは防球ネットの下に施工するもので、草が生えやすい場所となりますが、防草対策として、コンクリートを施工して、除草作業などの、例えば刈り払い機で引っかけるですとか、そういったものが破損を防止するためにあらかじめコンクリートを打設するものです。

照明設備工として4か所に、プレーヤーの安全のため防護マット設置することにしております。資料3を御覧ください。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

4の変更工事請負額から、増額131万1,184円。令和7年6月12日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年12月8日、発注者、山都町長。受注者、上益城郡山都町上寺1666-1、株式会社協信総業、代表取締役、高畑博史。

資料4は位置図です。

資料5を御覧ください。

中央グラウンド配置図です。

黒土、真砂土部分をグレーの着色で、ふるい真砂土部分をオレンジの着色としております。図面内の白抜き及び白抜きの斜線部分を面積より控除しております。

資料6を御覧ください。

Bコート、本部席の詳細図です。

ホームベースの後方、バックネット裏に設置をいたします。

資料7を御覧ください。

コートナンバー詳細及び設置イメージ図です。

コードナンバーは、Aコート、Bコートのそれぞれバックネットに設置をいたします。

資料8を御覧ください。

張りコンクリートの施工箇所詳細図です。

防球ネットの下のほうに、防草対策として設置をいたします。

資料9は照明の設備図です。

防護マットを照明柱に設置いたします。設置箇所は朱書きで記載しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第117号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 増額の金額が小さい割には助成金、起債額が大幅に減額して、その代わり一般財源となっておりますが、この大幅に減額になった理由をお知らせください。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。助成金の減少につきましては、助成対象の土舗装の面積の減少によるものです。起債の減少につきましては、別の工事の中央グラウンド周辺整備事業内での配分の変更、また、その他の工事による配分の変更によるものです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 今、11番議員からあったことに関連しますけども、要は、起債で工事代金分が減りましたで、起債は減ります。ただ、一般財源からが増えますということは、できるだけ避けられないかん話なんですよ。

ですから、今後も、今までもありましたけども、今後もその辺は気をつけていただいて、計画変更ができるだけないような計画をしていく必要があるかと思えます。そういったところは気をつけて、一般財源から持ち出しが増えてしまうと、この町の財政を圧迫するだけでございますので、その辺は気をつけていただきたいと思えます。

○議長（飯開政俊君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） できるだけ、事務方としてもその辺は気をつけていますというか、もちろん守りながらやっているところではあるんですが、工事の内容とか進捗状況によって、非常に当初に予想できないようなことも出てまいりますので、どうかその辺は御理解をいただきたいところかなと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから、議案第117号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第117号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウン

ト整備工事（第二期）」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩午前10時49分

再開午前11時0分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第118号 工事請負契約の締結について（御所トンネル補修工事）

○議長（飯開政俊君） 日程第6、議案第118号「工事請負契約の締結について（御所トンネル補修工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） 議案第118号について説明します。

議案第118号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

1、工事番号。道ト補第7-1号。

2、工事名。御所トンネル補修工事。

3、工事場所。山都町御所地内。

4、契約金額。6,396万5,000円、税込みです。

5、契約の相手方。熊本県熊本市東区長嶺東9-12-27、システム開発株式会社、代表取締役、田中龍一郎。

6、契約の方法です。指名競争入札です。

令和7年12月12日提出、山都町長。

提案理由。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料①をお願いします。

工事請負契約の概要です。

1から3につきましては先ほど説明しましたので、省略いたします。

4、入札年月日。令和7年12月3日。

5、財源内訳。全体事業費6,396万5,000円、国庫補助金4,045万7,000円、道路メンテナンス事業の補助金です。補助率は63.25%です。起債2,110万円、公共事業等債です。一般財源240万8,000円です。

6、工事の概要です。トンネル延長312.2メートル、幅員は7.7メートルです。主な工事としま

して、はく落防止対策において、ネット工182平米、漏水対策において、導水樋工62メートル、溝切り工100から250型で、118.7メートルです。流末処理において、側溝敷設工180型です。626メートル。集水柵設置工、4基、舗装補修において、コンクリート舗装補修工24.1平米です。

7、指名業者については、記載しています10社です。

次のページ、資料②をお願いします。

入札結果になります。12月3日開札で、予定価格、税抜5,934万円、最低制限価格5,332万1,124円、10社を指名し、2社が辞退、8社から応札があり、システム開発株式会社が落札しています。

資料3をお願いします。

公共工事請負仮契約書の写しです。

- 1、工事番号。道ト補第7-1号。
- 2、工事名。御所トンネル補修工事。
- 3、工事場所。山都町御所地内。
- 4、工期。令和7年12月15日から令和8年3月31日まで。
- 5、請負代金。6,396万5,000円。

上記工事について、発注者、山都町と、受注者、システム開発株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この工事の契約は、議会の議決を得る必要があり、議会の議決を得られない場合は、この契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年12月9日、発注者、山都町長、受注者、熊本市東区長嶺東9-12-27、システム開発株式会社、代表取締役、田中龍一郎。

資料4をお願いします。

位置図になります。

山都町の御所地内です。

次のページ、資料5をお願いします。

ゼンリン地図に位置を示したものです。

町道冷水後迫線の御所トンネルで、主要地方道矢部阿蘇公園線から300メートル付近に位置し、後迫集落と西谷集落間にあるトンネルです。

次のページ、資料6をお願いします。

トンネルの坑口からの写真です。

上段が後迫集落から、下段が西谷集落から撮影した写真です。

次のページ、資料7をお願いします。

この御所トンネルについては、平成26年度の点検調査において早急な対策が必要と判断され、その工事を平成30年12月に発注し、令和元年度までの繰越工事において、ひび割れ注入工、剥落防止対策工、漏水対策工の工事を実施しています。

その後、令和3年度のトンネル点検において、漏水による変状が見られ、早期対策が必要と判断されましたので、今回、漏水対策工事を実施したいものです。令和元年度までの前回の工事において、ひび割れ補修対策、空洞対策、水抜対策を実施しています。

今回の工事は前回の工事で対策されたことに伴い、漏水箇所が限定されたため、今回は漏水対策として、導水樋、溝切り等を設置し、両側に側溝を敷設することにより、トンネルアーチ及び路面への水の影響を防止する対策工事です。

展開図で説明いたします。

上段はトンネルアーチ部を平面で展開した図面です。下に色づけした凡例がありますが、まず、ネット工において、雨期はく離防止対策工、導水樋工、導く水の樋としまして、トンネルの目地部に流水を側溝に導く工法です。溝切り工として、ひび割れ部を補修し、かつ湧水、漏水を側溝に導く工法です。黒字については、前回対策したものを示しています。

下段の展開図は、路面部を展開した図面です。トンネルの両端歩道部に18センチ角の側溝を敷設します。舗装補修材により、剥離部を補修する箇所を青いハッチで示しております。集水柵はトンネルの両側に既設側溝に接続させるための柵4基です。路面の黒塗り部は、調査時、路面における水濡れ部を示したものです。この展開図が、7-1から7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、6枚にわたって展開しております。

7-7につきましては、今説明しましたネット工の詳細図、7-8につきましては、溝切り工の詳細図、7-9につきましては、側溝敷設の詳細図を示したものになります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（飯開政俊君） 議案第118号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 3か月間の工事なのですが、この間は完全にトンネルは通行止めで迂回路の通行となるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） まず、この工事につきましては、工期を令和8年の3月31日としております。

まず、発注時に入札の仕様書の中で、議会の議決、財務局の承認、関係機関の承認が下りなければ、この工事は年度末で出来高により打ち切ると。

しかし、その承認が得られた場合には、工期を令和7年7月30日まで、標準工期になるんですけども、それを延期する予定でおりますけど、すいません、令和8年になります。その中で、通行止めに関してですけども、誘導員を3名設置しております。前回の工事もなんですけども、両側と真ん中に警備員を3名置きまして、片側通行で施工したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 指名のほうの名簿に地元が入ってないのは何か原因があるんですか。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。今回トンネルの補修工事ということで、特殊な工事のため、町内事業者の方で施工される業者がなかったということです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 漏水とか水対策はされますが、この構造的には大丈夫ですか。トンネルの形状というか、地震等があったときの体力といいますかね。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。この工事につきましては、5年に1回のトンネル点検において判断されておまして、今回は5段階あるんですけども、対策が必要となる3判定をいただいております。それで補修をすれば、トンネルは大丈夫という判断を受けておりますので、それに伴う工事ということで、施工する予定です。

訂正がございます。資料の3を御覧ください。資料の3の仮契約書の写しでございます。その中の5番のところに、工事金額と書くべきところで、申し訳ございません。工事場所という表示になっております。これは訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第118号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第118号「工事請負契約の締結について（御所トンネル補修工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第114号 町道認定について

○議長（飯開政俊君） 日程第7、議案第114号「町道認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、坂本幸誠君。

○経済建設常任委員長（坂本幸誠君） それでは、議案第114号、町道認定について、経済建設

常任委員会に付託を受けましたので、その報告をいたします。

令和7年12月12日。

山都町議会議長、飯開政俊様、経済建設常任委員長、坂本幸誠。

経済建設常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号。議案第114号。

件名。町道認定について、椎原線。

審査の結果。認定。

審査の経過。

本常任委員会に付託された事件について、12月10日、執行部から説明を求め、現地に視察に行った。審査の結果、全会一致で認定することが相当と認められましたので、当該路線を認定するものとするということです。

○議長（飯開政俊君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第114号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第114号「町道認定について」は、委員長の報告のとおり決定しました。

日程第8 委員会報告 陳情等付託報告について

○議長（飯開政俊君） 日程第8、陳情等付託報告についてを議題とします。

陳情第6号「夜勤規制と大幅増員で、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書」について報告を求めます。

厚生常任委員長、西田由未子君。

○厚生常任委員長（西田由未子君） 今から陳情の審査報告をいたします。

令和7年12月12日。

山都町議会議長、飯開政俊様、厚生常任委員長、西田由未子。

陳情審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、事件の番号。陳情第6号。

2、付託年月日。令和7年12月4日。

3、件名。夜勤規制と大幅増員で、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書。

4、請願者。熊本市中央区神水1-21-8-202、熊本県医療介護福祉労働組合連合会、執行委員長、一二三美香。

5、審査結果。採択。

6、審査意見。

今般、山都町においても、医療や介護従事者などのケア労働者の人手不足が深刻である。また、ケア労働者の長時間労働が常態化し、患者と労働者両者にとって安心・安全の医療や介護の実現のためには、この人手不足を早急に解決する必要がある、そのためには低すぎる賃金に対して国による支援が必要である。

その上で、安心・安全の介護の実現のため、夜勤規制や配置基準の見直しなどの法整備や、ケア労働者の待遇改善を国に対し要望することは、当然のことと考える。

よって、この陳情は採択とする。

次に、意見書案を読み上げます。

夜勤規制と大幅増員で、安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書案。

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO、看護職員条約、勧告や夜業条約、勧告などに基づいた規制が行われ、1日の労働時間は8時間以内、時間外も含めて12時間以内など、有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。

しかし、日本では、医療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置を取り、患者、利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて1/3の賃上げ額や1/2の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、下記の事項を要請します。

1、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。

2、医療や介護現場における夜勤交替制労働に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

3、新たな感染症や災害対策に備えるため、公立、公的病院を拡充、強化し、保健所の増設な

ど公衆衛生行政の体制を拡充すること。

4、患者、利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

山都町議会議長、飯開政俊。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 採択については何も申し上げることはございませんけども、この意見書についてでございますが、この中に医療も介護現場でも16時間以上の長時間、夜勤が年々増えているという文言があります。この16時間以上というのが何かで確約された時間というか、何かに載ったのか。これは厚生労働大臣にも出す提出書でございますので、こういう時間を載せて出していいものかどうか。その辺に若干の不安を感じますが、いかがでしょう。

○議長（飯開政俊君） 西田由未子君。

○厚生常任委員長（西田由未子君） 確実な16時間以上というデータを委員会のほうで詳細に調べておりませんが、労働組合の中で、職員の勤務実態においては調べられていると思います。その中でのデータを基にされていると思いますが、申し訳ありません。思いますで申し訳ありませんけれども、データとして出されている分に確認はしておりませんが、組合として出されておりますので、それを信頼して書かせていただいています。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 提出先が厚生労働大臣が入っておりますので、その辺は何かの確約というか、データの基準というのが確実にあってでないといけないんじゃないかと思います。これは山都町から出すんですね。ですから、その辺がいいかげんでいいかという話にはならないと思いますので、その辺はもう1回検討していただきたいと思います。意見書自体にも、その部分だけであって、あとは別に反対するつもりもございません。賛成でございます。

○議長（飯開政俊君） 西田由未子君。

○厚生常任委員長（西田由未子君） ちょっと休憩をいただいて、ここの団体に確認するということの時間をいただくことができますか。それがなければ、承認が得られないということであれば、そうしないといけないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） ここはきちんとした上で出すのが妥当だと思いますので、ここで休憩をして、詳細を調べていただきたいと思います。

○議長（飯開政俊君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時26分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西田由未子君。

○厚生常任委員長（西田由未子君） 先ほどは貴重な御質問いただきまして、ありがとうございました。

議会事務局のほうから、熊本県医療介護福祉労働組合連合会の書記長、田中直光様に御確認をしていただきました。議運のときに資料として出されていたものがありますので、それを今、御発信いただいたかと思いますが、その中に、ちょうど真ん中辺に、日本医労連2024年介護施設夜勤実態調査よりということ、毎年、医療、介護現場にアンケートを取られまして、介護施設では約9割の事業所で16時間前後、夜勤が常態化しているというデータがきちんとございますということでした。この御確認をいただいて、この意見書を御了承いただければと思います。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号「夜勤規制と大幅増員で、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書」については、採択とすることに決定しました。

陳情第7号「安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引上げを求める陳情書」について報告を求めます。

厚生常任委員長、西田由美子君。

○厚生常任委員長（西田由未子君） 厚生常任委員会に付託されました陳情審査報告をいたします。

令和7年12月12日。

山都町議会議長、飯開政俊様、厚生常任委員長、西田由未子。

陳情審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、事件の番号。陳情第7号。

2、付託年月日。令和7年12月4日。

3、件名。安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引上げを求める陳情書。

4、陳情者。熊本市中央区神水1-21-8-202、熊本県医療介護福祉労働組合連合会、執行

委員長、一二三美香。

5、審査結果。採択。

6、審査意見。

今般、山都町においても、人手不足や物価高騰のあおりを受け、事業継続の危機に直面している医療、介護施設もあり、緊急援助の拡充も必要とされている。また、診療報酬、介護報酬の改定においては、医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につながる事が重要である。

しかしながら、2024年の診療報酬、介護報酬改定においては、全産業平均には至っておらず、全てのケア労働者の待遇改善と医療、介護事業の安定的な維持発展のため、国に対し報酬の引上げを要望することは当然のことと考える。

よって、この陳情は採択とする。

意見書案を読み上げます。

安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める意見書案。

政府は2024年の診療報酬、介護報酬改定で賃上げに特化したベースアップ評価料や新介護加算を盛り込みましたが、その効果は極めて限定的であり、2.5%のベースアップ目標には程遠く、2025年春闘結果で、日本医労連加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%、5,772円にとどまり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%、平均額1万8,629円と比べて、3分の1程度にとどまっています。

さらには、年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度のところを今年さらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療、介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬、介護報酬を最低でも10%以上引き上げるべきです。

その根拠として、下に1番というのがあります。

年収ベースで全産業平均賃金との格差を埋め、物価高騰を上回る全てのケア労働者の賃上げには月額平均5万円以上の賃上げが必要であり、24年診療報酬改定に盛り込まれたケア評価料、賃上げの原資に必要な診療報酬引上げ率0.61%を基礎に、5万円に必要な診療報酬引上げ率を6.31%と算出した上で、賞与の財源を捻出するためには、医療、介護事業者が物価高騰を上回るプラス改定が必要であるため、それを加味して10%以上の引上げ率とした。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療、介護事業の安定的な維持発展のために、以下要請し、実施を強く求めるものです。

1、医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、26年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護、障害福祉サービス等報酬改定も実施し、全ての医療機関と介護、福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引上げ改定を実施すること。また、

当面の支援策として、25年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

山都町議会議長、飯開政俊。

以上です。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号「安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める陳情書」については、採択とすることに決定しました。

陳情第8号「介護保険制度の抜本的改善、大幅な処遇改善を求める陳情書」について報告を求めます。

厚生常任委員長、西田由未子君。

○厚生常任委員長（西田由未子君） 厚生常任委員会に付託されました陳情について審査報告をいたします。

令和7年12月12日。

山都町議会議長、飯開政俊様、厚生常任委員長、西田由未子。

陳情審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

- 1、事件の番号。陳情第8号。
- 2、付託年月日。令和7年12月4日。
- 3、件名。介護保険制度の抜本的改善、大幅な処遇改善を求める陳情書。
- 4、陳情者。熊本市中央区神水1-21-8-202、熊本県医療介護福祉労働組合連合会、執行委員長、一二三美香。
- 5、審査結果。採択。
- 6、審査意見。

介護保険制度開始から25年がたったが、山都町においても利用料等の負担が重く、必要な介護サービスが受けられない、介護人材の不足、低い介護報酬の下で廃業に追い込まれる介護事業者

が出てくるおそれが出てきた。そんな中で、国は新たに利用料2割負担の対象拡大など、さらなる負担増やサービス縮小を検討している。

しかしながら、全ての人々が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援強化と制度の抜本改革が必要である。そのため、国に対し介護保険の利用に困難をもたらす改定の見直しや、介護保険財政に対する国庫負担の割合の引上げ等を要望することは当然のことと考える。

よって、この陳情は採択とする。

意見書案を読み上げます。

介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書案。

介護保険制度の開始から25年。利用料や施設での居住費、食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えています。家族の介護を理由とした介護離職は年間10万人と高止まりしたままです。介護事業者は低く据え置かれた介護報酬の下で深刻な経営難に直面しており、2024年の倒産、休廃業件数は784件と過去最多となりました。

特に訪問介護は基本報酬の引下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がゼロになった自治体が増加しています。

介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示していますが、有効な対策は講じられていません。肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円と大幅に広がっています。

こうした中、政府は利用料2割負担の対象拡大やケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の保険給付外しなど、さらなる負担増、サービス縮小を検討しています。これ以上の制度の後退は許されません。

全ての人々が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引上げが不可欠です。介護保険制度の改善、憲法25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、私たちは介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求めて、下記の事項について国に要望します。

1、介護保険の利用に困難をもたらす利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付外し、総合事業への移行などの見直しを行わないこと。

2、訪問介護の基本報酬の引下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際は、サービスの利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減などの対策を講じること。

3、全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

4、必要となしに必要介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費、食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

山都町議会議長、飯開政俊。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号「介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書」については採択とすることに決定しました。

日程第9 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（飯開政俊君） 日程第9、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。

当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和7年第4回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時55分

令和7年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第10号	専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について	12月4日	報告	済
議案第100号	山都町短期滞在施設条例の一部改正について	12月4日	原案可決	
議案第101号	山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定			

	める条例について	12月4日	原案可決
議案第102号	山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	12月4日	原案可決
議案第103号	山都町税条例の一部改正について	12月4日	原案可決
議案第104号	山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	12月4日	原案可決
発議第6号	主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について	12月4日	原案可決
議案第105号	通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について	12月11日	原案可決
議案第106号	青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について	12月11日	原案可決
議案第107号	井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について	12月11日	原案可決
議案第108号	令和7年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	12月11日	原案可決
議案第109号	令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	12月11日	原案可決
議案第110号	令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について	12月11日	原案可決
議案第111号	令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について	12月11日	原案可決
議案第112号	熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	12月12日	原案可決
議案第113号	山都町と御船地区衛生施設組合との間におけるし尿等の処理に関する事務の委託について	12月12日	原案可決
議案第115号	工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事）	12月12日	原案可決
議案第116号	工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド施設整備工事）	12月12日	原案可決
議案第117号	工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期））	12月12日	原案可決
議案第118号	工事請負契約の締結について（御所トンネル補修工事）	12月12日	原案可決
議案第114号	町道認定について	12月12日	原案認定
委員会報告	陳情等付託報告について	12月12日	原案可決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	12月12日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
